

府中市こども計画 (案)

答申

令和6年10月

府中市

はじめに

計画策定時に高野市長のコメントを掲載予定

はじめに

計画策定時に汐見会長のコメントを掲載予定

目次

第1章 計画の策定にあたって

1-1 計画策定の背景.....	2
1-2 関連施策の動向について.....	3
1-3 計画の目的・位置づけ.....	7
1-4 計画の策定体制.....	9

第2章 府中市における現状

2-1 各種統計資料から見る現状.....	12
2-2 市民意向調査・子どもの生活実態調査から見る現状.....	23

第3章 計画の基本理念及び基本目標と施策の体系

3-1 「こども計画」の策定にあたって.....	44
3-2 基本理念及び施策推進の「4つの視点」.....	45
3-3 6つの基本目標.....	46
3-4 施策の体系.....	47

第4章 施策の展開

基本目標1 地域で安心して出産し、子育てができる環境の整備.....	50
基本目標2 質の高い幼児期の教育・保育の提供.....	56
基本目標3 学齢期から青年期への支援.....	60
基本目標4 ひとり親家庭への支援.....	66
基本目標5 配慮が必要な子どもと家庭への支援.....	70
基本目標6 子育て家庭の経済的負担等の軽減.....	76

第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

5-1 子ども・子育て支援制度の全体像及び認定基準、提供区域.....	84
5-2 「量の見込み」の算出.....	87
5-3 教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」.....	89
5-4 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」.....	96

第6章 推進体制

6-1 計画の推進に向けて.....	106
--------------------	-----

資料編

1 府中市子ども・子育て審議会にかかる資料.....	110
2 用語解説.....	114

第 1 章

計画の策定にあたって

1-1 計画策定の背景

本市の子ども・子育て支援施策は、国や都の動向や法改正に伴って、必要な行動計画等を策定して進めてきました。

平成17年度～平成26年度の期間においては、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「府中市次世代育成支援行動計画」を策定し、市民全体による「次世代の育成」や「次代の地域づくり」という観点から子どもと子育て家庭への施策を推進してきました。

また、平成24年に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年度～令和元年度を期間とする「府中市子ども・子育て支援計画」を策定し、令和2年度からは「第2次府中市子ども・子育て支援計画」を策定して質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援施策を推進してきました。

そして、国では令和5年4月1日にこども家庭庁が創設され、合わせて「こども基本法」が施行されました。この「こども基本法」において、都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられました。

本市では、「第2次府中市子ども・子育て支援計画」の計画期間の満了を迎えるにあたり、これまでの各施策の進捗状況等を検証しながらも、「こども基本法」に示されている趣旨や国の大綱、東京都の動向等を鑑み、「こどもまんなか社会」の実現につながるよう、市の子ども・子育て支援施策をさらに推進していくことを目的として、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「府中市こども計画」を策定しました。

本計画における「こども」の表記について...

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされています。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもがそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、「こども」が、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

本計画における「こども」の表記については、次のとおり施策・事業名や法律名等で対象年齢が明確になっているものについては、「子ども」や「子ども・若者」の表記を基本とします。

- ・「こども」…こども基本法やこども大綱の基本理念に記載された乳児以上の全般を指す場合
- ・「子ども」…児童福祉法や子ども・子育て支援法で規定される18歳未満の対象者を示す場合
- ・「子ども・若者」…子ども・若者育成支援推進法に基づき、おおむね30歳までの対象者を示す場合

なお、令和5年4月1日のこども家庭庁の設立以降、こども家庭庁から発出された指針や通知に関しては「こども」という表記で記載されているため、本計画の中でもこども家庭庁に関わる部分に関しては「こども」の表記で整理しています。また、本計画の名称に関しても、こども基本法第10条第2項で「市町村は、こども大綱を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。」とされていることから、「府中市こども計画」としました。

1-2 関連施策の動向について

(1) 国における主な動き

こども家庭庁設立の検討経緯とこども基本法の成立・施行

令和5年4月1日に、こども家庭庁が創設され、同日に「こども基本法」が施行されました。それまでの経過は次のように要約されます。

年月日	動向
令和4年2月25日	「こども家庭庁設置法」及び「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」閣議決定・国会提出
4月4日	「こども基本法案」国会提出
6月15日	「こども家庭庁設置法」、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」、「こども基本法」成立
令和5年4月1日	こども家庭庁の創設、「こども基本法」施行

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的としており、以下の項目を基本理念として掲げています。

- 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有すると認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

「こども大綱」の策定

令和5年12月22日、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、国は、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

こども大綱では、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を政府におけるこども施策の基本的な方針とするとされています。

また、こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの子どもに関する大綱を一つに束ね、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものとなっています。

こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

少子化対策・居場所づくり等の推進

令和5年12月22日には、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指し、「こども未来戦略」が策定されました。「こども未来戦略」には、「若者・子育て世代の所得を増やす」、「社会全体の構造や意識を変える」、「全てのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」ことが戦略の基本理念として掲げられています。

同日に閣議決定された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」においては、地方公共団体は、こども基本法や本ビジョンを踏まえ、関係機関の相互連携を図りながら、「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」を支える施策を進める重要な役割が求められているとされました。

また、「こどもの居場所づくりに関する指針」では、「こどもの居場所づくりについても都道府県や市町村のこども計画に位置づけ、計画的に推進していくことが求められる。」とされ、こども計画にこどもの居場所に関する方針や施策を位置づけ、地域の実情に応じて推進していくことが期待されています。

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)の成立

子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う子ども家庭センターの設置の努力義務化、子ども家庭福祉分野の認定資格創設、市区町村における子育て家庭への支援の充実等を内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和4年6月8日に成立し、令和6年4月1日に施行されました。

この法律により、訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業が新設され、これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施することとされました。

こどもまんなか実行計画の決定

令和6年5月31日には、こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプランである「こどもまんなか実行計画2024」がこども政策推進会議において決定されました。「こどもまんなか実行計画2024」においては、国における新規・拡充施策などの重要施策を中心に、令和6～10年度にどのように取り組んでいくかに関する「工程表」が示され、また、施策の進捗状況を検証するための指標が取りまとめられました。

なお、「こどもまんなか実行計画」は、今後毎年改定することとされており、継続的に施策の点検と見直しを図っていくものとされています。

こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン

こども基本法においては、国や地方自治体がこども施策にこども・若者などの意見を反映する措置を講ずることが義務づけられています。

国で令和4年度に実施した「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究」や令和5年度に実施した「多様なこども・若者の意見反映プロセスの在り方及びこどもの意見反映に関する行政職員の理解・実践に向けたガイドライン作成のための調査研究」を踏まえ、こども・若者の意見を聴き政策に反映することについて、実践していく際の留意点や工夫、事例等を記載した「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」が令和6年3月にこども家庭庁から発出されました。

(2) これまでの本市の子ども・子育て支援施策の動向

本計画の策定以前、これまで本市においては次のとおり子ども・子育て支援施策を推進してきました。

「府中市子育て支援推進計画」(平成10年度～平成14年度)

平成6年に国が策定した「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)や平成9年度に東京都が策定した「子どもが輝くまち東京プラン」を受けて、子どもの成長と子育てへの支援に関する施策を総合的に推進するため、平成10年度から平成14年度を計画期間とする「府中市子育て支援推進計画 - ひとみ輝け! 府中子どもプラン - 」を策定しました。

「府中市福祉計画(子育て支援分野)」(平成15年度～平成20年度)

平成11年に国が策定した「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(新エンゼルプラン)を受けて、平成15年度から平成20年度を計画期間とした「府中市福祉計画(子育て支援分野)」を策定しました。

「府中市次世代育成支援行動計画」(平成17年度～平成26年度)

平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「府中市次世代育成支援行動計画」を、市民全体による「次世代の育成」や「次代の地域づくり」という観点から、子どもと子育て家庭への支援を市民と協働したまちづくりの推進を図るために策定しました。

「府中市子ども・子育て支援計画」(平成27年度～令和元年度)

平成24年に制定された「子ども・子育て支援法」に基づく市町村事業計画を含む計画として、平成27年度から5年間ににおける 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、 地域の子ども・子育て支援の充実を目指して策定しました。

「府中市子どもの未来応援基本方針」(令和元年度)

平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されたことから、本市においても子どもたちが家庭環境によらず未来に向かって前向きに挑戦することができるよう、施策を総合的に推進するため、各種計画を推進するうえでの方向性を示す方針を策定しました。

「第2次府中市子ども・子育て支援計画」(令和2年度～令和6年度)

平成27年度～令和元年度を期間とする「府中市子ども・子育て支援計画」(第1次計画)の期間中に、子ども・子育て支援法が改正されたほか、平成29年6月に子育て安心プランが発表され、「待機児童の解消」「女性の就業率の向上(M字カーブの解消)」「保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保」「保護者への寄り添う支援の普及促進」「幼児教育の無償化」といった方向性が打ち出されました。第1次計画の進捗状況等を検証するとともに、国や都の指針や動向を踏まえて、令和2年度～令和6年度を計画期間とする「第2次府中市子ども・子育て支援計画」を策定しました。

1-3 計画の目的・位置づけ

(1) 計画の目的・法的根拠

こども基本法の第5条では「地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされ、第10条では、都道府県は、国のこども大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられています。

本市では、「第2次府中市子ども・子育て支援計画」において、基本理念を「次代を担う子ども一人ひとりを生まれる前から大切にするとともに、子どもの意見を尊重し、その最善の利益を優先します」と設定し、子ども・子育て支援施策の推進を図ってきましたが、この理念はこども基本法に示された内容・趣旨と合致するものであることから、本市においても、これまで本市で実施してきた子ども・子育て支援施策をさらに推進していくことを目的とし、「第2次府中市子ども・子育て支援計画」を見直し・更新する形で、「こども計画」を策定します。

なお、こども大綱を勘案して作成する市町村こども計画には、「少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策」、「子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条第2項各号に掲げる事項」の内容を盛り込むことが求められています。このほか、こども計画は、「市町村子ども・子育て支援事業計画」など、既存の各法令に基づく子ども施策に関連する計画と一体のものとして作成できるとされています。

(2) 計画の位置づけ、他計画との関連・整合

本市の最上位計画として第7次府中市総合計画(令和4年度～令和11年度)が策定されており、総合的かつ計画的なまちづくりの指針が定められています。本計画は、この「第7次府中市総合計画」を上位計画とした子ども・子育て支援施策等に関する行政分野計画として、そして、こども基本法第10条に基づいた市町村こども計画として策定するものです。

また「府中市こども計画」に包括する計画は次のとおりです。このほか、府中市福祉計画(令和3年度～令和8年度)等の福祉分野や、府中市教育委員会において策定している第3次府中市学校教育プラン(令和4年度～令和11年度)等の子ども・子育て支援施策に関わる様々な関連計画と連携・整合性をとるものとします。

第7次府中市総合計画	
	▼根拠となる法律や大綱等
府中市こども計画	こども基本法、こども大綱
市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法
市町村行動計画(次世代育成支援対策に関する計画)	次世代育成支援対策推進法
市町村整備計画(保育所等の整備に関する計画)	児童福祉法
自立促進計画(母子家庭等の自立促進に関する計画)	母子及び父子並びに寡婦福祉法
市町村行動計画	新・放課後子ども総合プラン
母子保健計画	母子保健法
子どもの貧困対策計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法
少子化社会対策	少子化社会対策基本法、少子化社会対策大綱
成育医療等基本方針に基づく計画	成育基本法

本計画から新たに包括する計画

(3) 計画期間

こども基本法において、市町村こども計画の計画期間に定めがあるわけではありませんが、上述のとおり、市町村子ども・子育て支援事業計画を包括し、「第2次府中市子ども・子育て支援計画」を見直し・更新する形で策定する計画であること、また、国がこども大綱について令和10年度に見直し・更新を行う予定であることを踏まえ、本計画は「令和7年度～11年度」の5年間を計画期間とします。

1-4 計画の策定体制

(1) 府中市子ども・子育て審議会

本計画は、「府中市子ども・子育て審議会」において、本市の諮問に基づく審議会の答申を踏まえて策定しました。（審議経過等については「資料編」参照）

(2) 市民意向調査・子どもの生活実態調査

本計画を策定するため、子どもや保護者を取りまく子育ての課題を抽出し、市民の子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望を把握することを目的として、「子ども・子育て支援に関する市民意向調査」を実施しました。また、子ども自身の生活状況や意識等の実態を把握することを目的として、市内の小学生・中学生とその保護者を対象とした「子どもの生活実態調査」を実施しました。

加えて、子どもや子育て当事者に関わりのある学校関係者や福祉関係機関・団体等の9つの機関・団体等を対象としたヒアリング調査を実施しました。

調査の種類		対象	配布数	回答数
子ども・子育て支援に関する市民意向調査 (アンケート調査)	就学前児童(保護者)調査	0～5歳児の保護者	3,000	1,694
	小学生(保護者)調査	6～11歳児(小学1年生～6年生)の保護者	2,000	1,155
	ひとり親家庭調査	ひとり親家庭の方(保護者)	500	253
	子ども・若者調査	16～34歳の方(本人)	1,000	272
子どもの生活実態調査 (アンケート調査)	小中学生保護者調査	小学5年生・中学2年生の保護者	4,700	2,035
	小学5年生調査	小学5年生(本人)	2,296	1,035
	中学2年生調査	中学2年生(本人)	2,404	889
ヒアリング調査		学校関係者、福祉関係機関・団体等	9機関・団体	

(3) パブリック・コメント手続き

計画(案)に対して、幅広く市民から意見をいただくために、令和6年11月から令和6年12月までパブリック・コメントを実施しました。いただいた意見については、本市の公式ホームページ等により公表しました。

第 2 章

府中市における現状

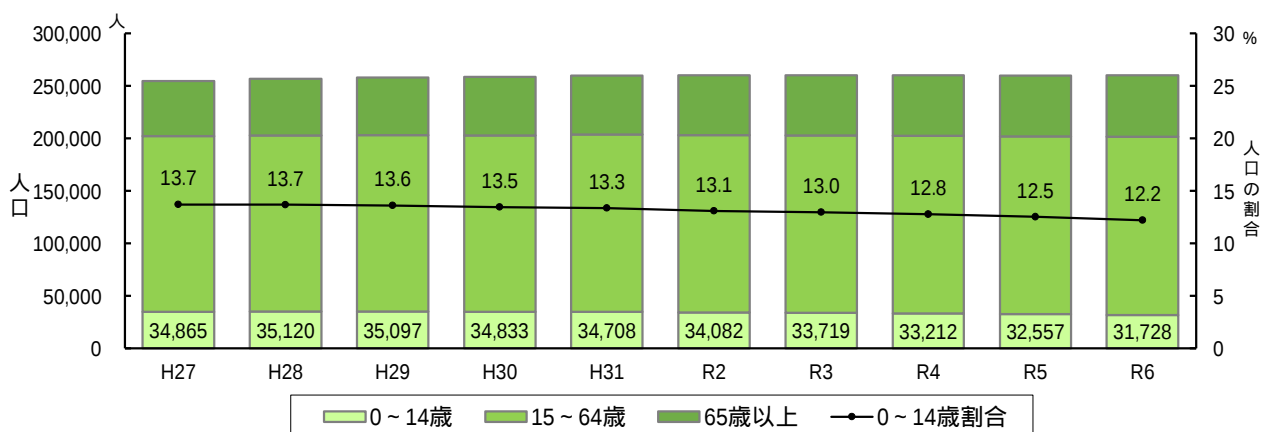
2-1 各種統計資料から見る現状

(1) 人口及び世帯

人口

市全体の人口は近年ほぼ横ばいで推移しており、令和6年1月1日現在の住民基本台帳では260,078人となっています。

ただし、年少人口(0～14歳人口)は減少傾向にあり、令和6年1月1日現在の人口数は31,728人、全人口に占める割合は12.2%となっています。



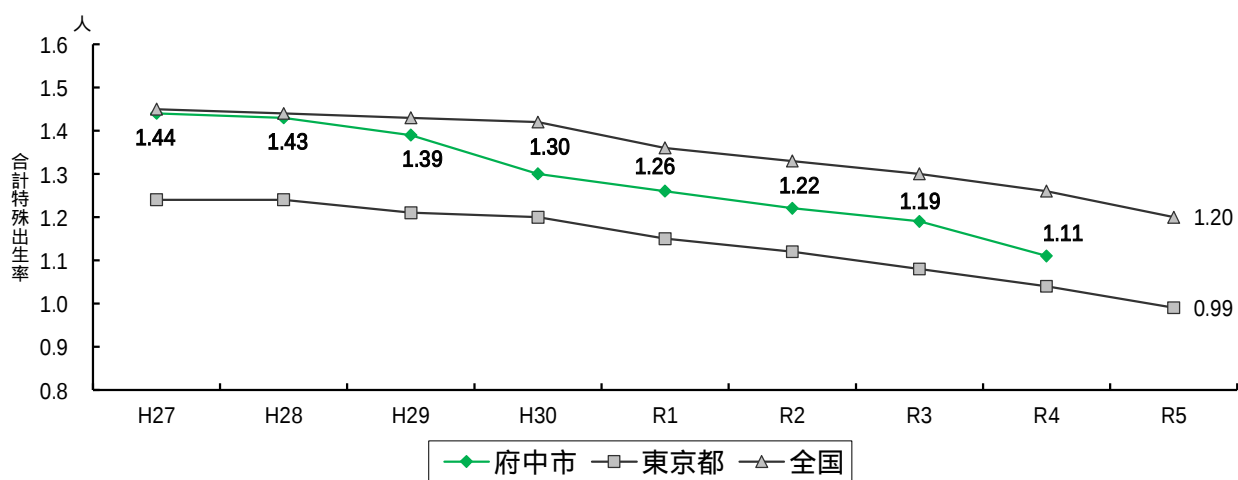
出典：住民基本台帳(各年1月1日現在)

出生率・出生数

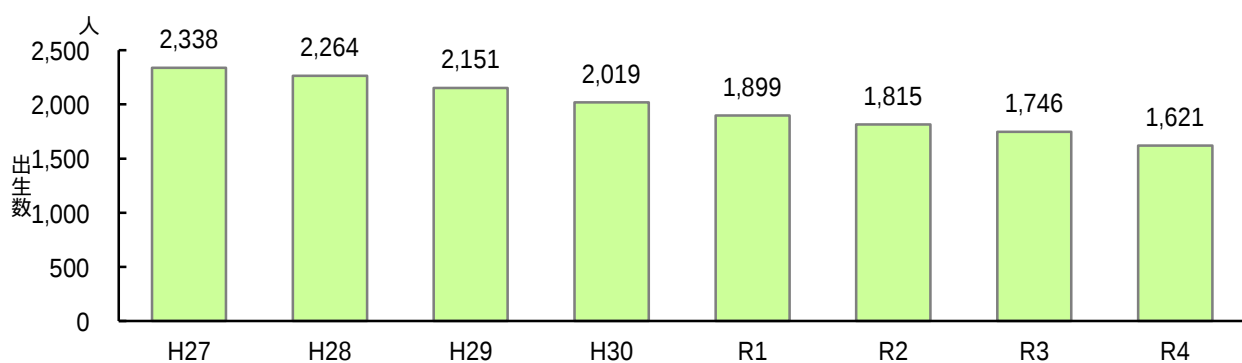
年少人口(0～14歳人口)の減少の背景には、出生率・出生数が近年急激に低下しているということがあります。

合計特殊出生率(女性が一生の間に持つであろう平均的な子どもの数を意味する指標)は、本市では令和4年のデータで1.11となっています。全国的にも低下傾向にあり、令和5年には東京都全体として初めて1.00を下回る水準となりました。

出生数としても減少傾向が続いており、本市において令和4年のデータでは1,621人となっています。平成27年のデータと比較すると、この間において出生数は約700人の減少、減少率は30%以上となっています。



出典: 府中市及び東京都: 東京都福祉保健局(人口動態統計)、全国: 厚生労働省(人口動態統計) 令和5年は概数のデータ

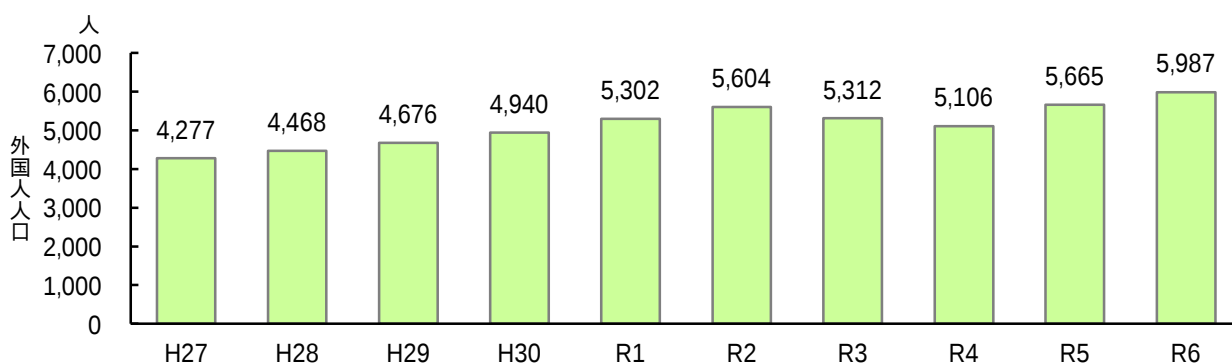


出典: 府中市統計書

外国人人口

外国人人口は、新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年・令和4年には減少しましたが、近年再度増加傾向になっており、令和6年には5,987人となっています。

なお、近年の傾向として、フィリピン、ベトナム、インドネシアの方などが増えています。



出典：府中市統計書（各年1月1日現在）

世帯の構造

18歳未満の子どもがいる世帯の世帯構造は、「両親と子どもと祖父母」といった3世代世帯の割合は継続的に減少傾向にあり、「両親と子ども」及び「ひとり親と子ども」といった核家族世帯が大半を占めています。

ひとり親世帯の割合は全体の約1割であり、令和2年においては9.9%、世帯数としては2,386世帯となっています。



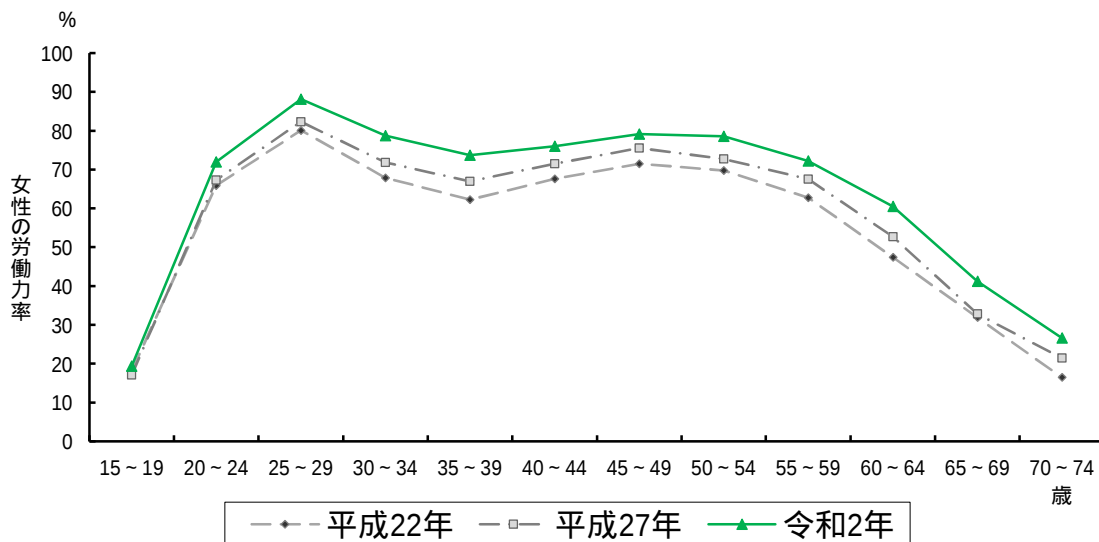
出典：国勢調査（各年10月1日現在）

(2) 女性の就労状況、婚姻の状況

女性の労働力率

女性の年齢別労働力率は、30歳代を中心に結婚や出産を機にいったん仕事を離れ、その後再び就労する「M字型曲線」を描く形になっています。

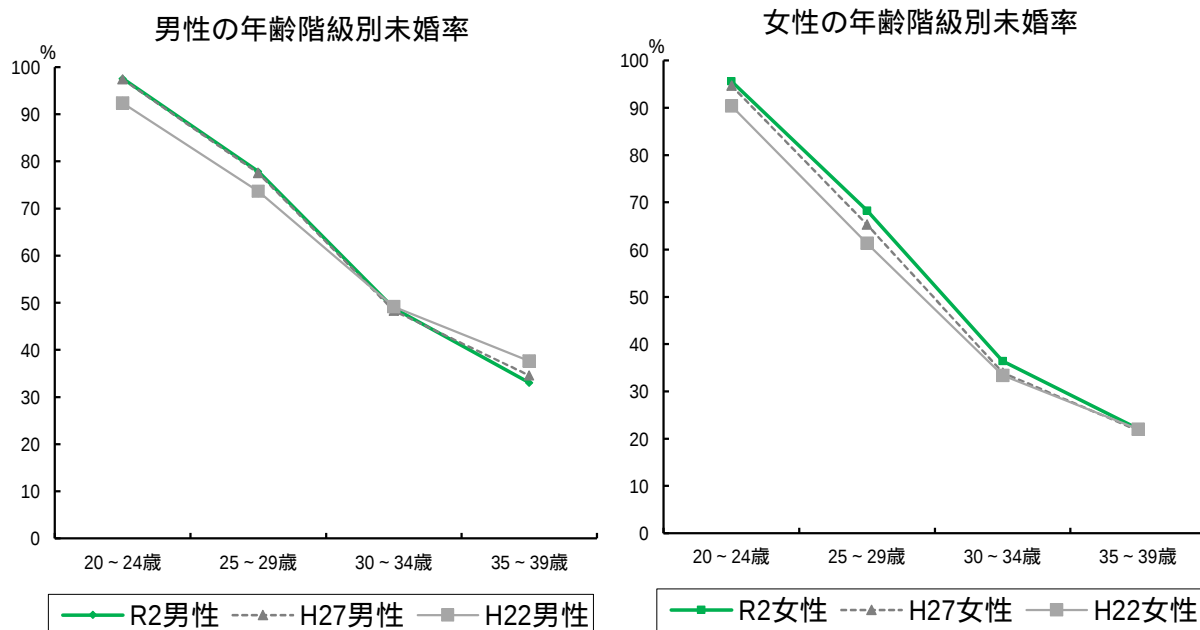
ただし、近年各年齢別の労働力率が全体として高まっており、グラフの形状としても次第に台形の形に近づいている状況にあることがうかがえます。



出典:国勢調査(各年10月1日現在)

男女の未婚率

男性・女性ともに、近年より低い年齢階級において未婚率が高まっている傾向にあります。

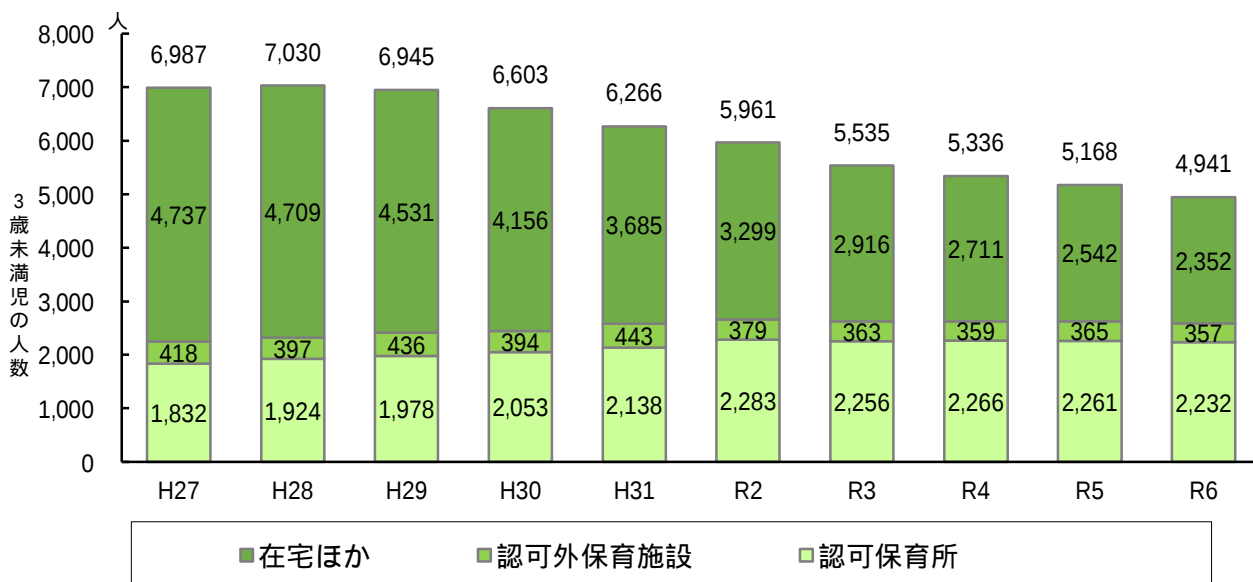


出典:国勢調査(各年10月1日現在)

(3) 幼児期の教育・保育の状況

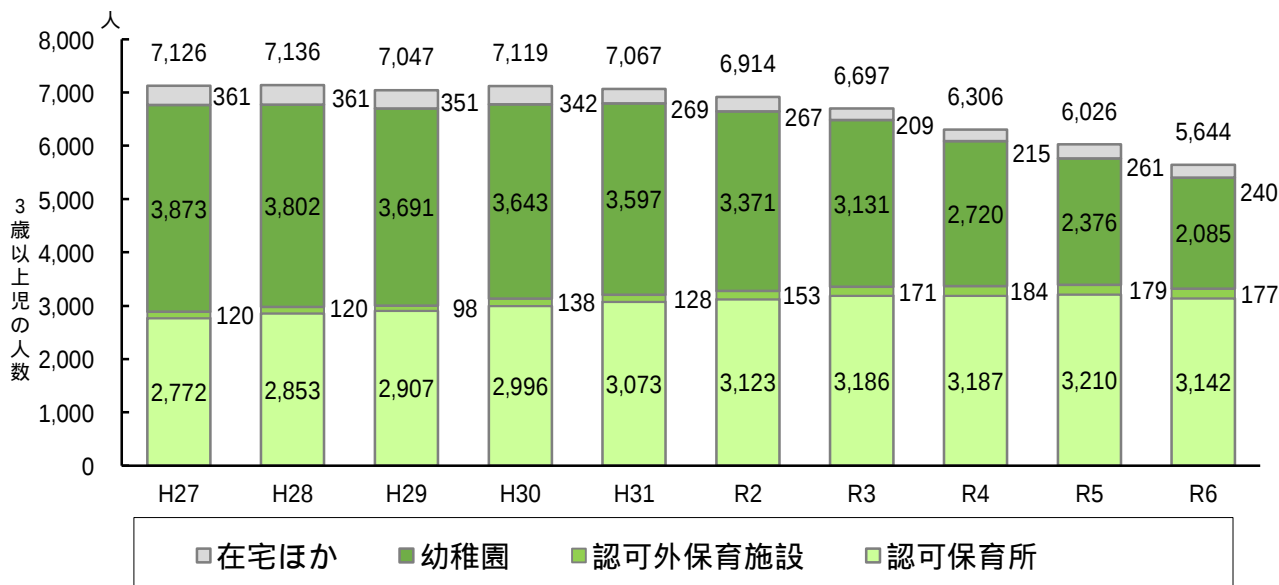
通園等の状況

令和6年度現在、3歳未満児は約5割が在宅で過ごしています。在宅で過ごす子どもの割合は減少傾向にあり、令和5年度以降は認可保育所・認可外保育施設で過ごす子どもの割合の方が高くなっています。



出典：府中市調べ（各年4月1日現在）

3歳以上児は、令和6年度において約4割が幼稚園、約6割が認可保育所で過ごしています。幼稚園で過ごす子どもの割合は減少傾向にあり、令和3年度以降は認可保育所で過ごす子どもの割合の方が高くなっています。



出典：府中市調べ（保育所は各年4月1日現在、幼稚園は各年5月1日現在）

保育所の状況

本市では令和3年度まで認可保育所数・定員数を増やしてきました。令和6年度現在、認可保育所の施設数は56、定員数は5,593人となっています。また、認証保育所については、令和6年度現在、施設数は17、定員数は601人となっています。

認可保育所	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
市立保育所施設数	16	15	15	14	14	13	13	12	11	11
私立保育所施設数	26	30	32	36	39	43	45	45	45	45
計	42	45	47	50	53	56	58	57	56	56

出典：府中市調べ（各年4月1日現在）

認可保育所		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
0～2歳児	定員数	1,807	1,905	1,957	2,031	2,130	2,279	2,319	2,312	2,299	2,274
	入所人員数	1,832	1,924	1,978	2,053	2,138	2,283	2,256	2,266	2,261	2,232
3～5歳児	定員数	2,743	2,892	2,987	3,115	3,223	3,385	3,451	3,452	3,395	3,319
	入所人員数	2,772	2,853	2,907	2,996	3,073	3,123	3,186	3,187	3,210	3,142
計	定員数	4,550	4,797	4,944	5,146	5,353	5,664	5,770	5,764	5,694	5,593
	入所人員数	4,604	4,777	4,885	5,049	5,211	5,406	5,442	5,453	5,471	5,374

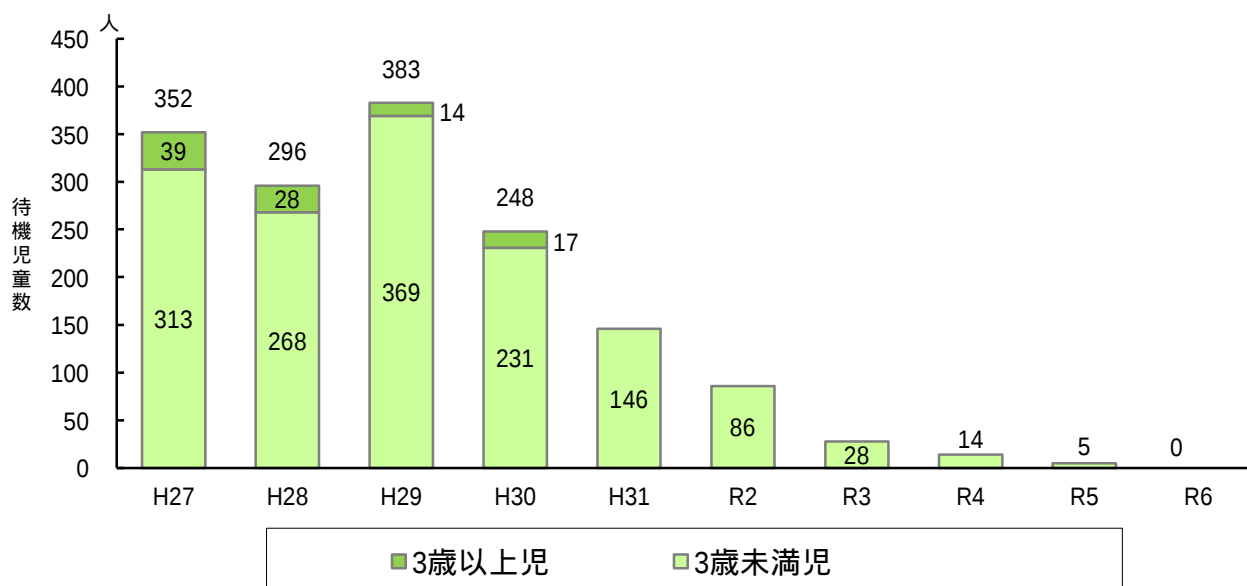
出典：府中市調べ（各年4月1日現在）

認証保育所	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
施設数	16	16	16	16	17	17	17	17	17	17
定員数	555	555	558	552	588	585	585	585	585	601

出典：府中市調べ（各年4月1日現在）

保育所待機児童数は、平成29年度の383人をピークに減少傾向にあります。

平成31年度以降の3歳以上児の待機児童数は0人となっています。3歳未満児に関しても、令和6年度において待機児童数は0人となっています。



出典：府中市調べ（各年4月1日現在）

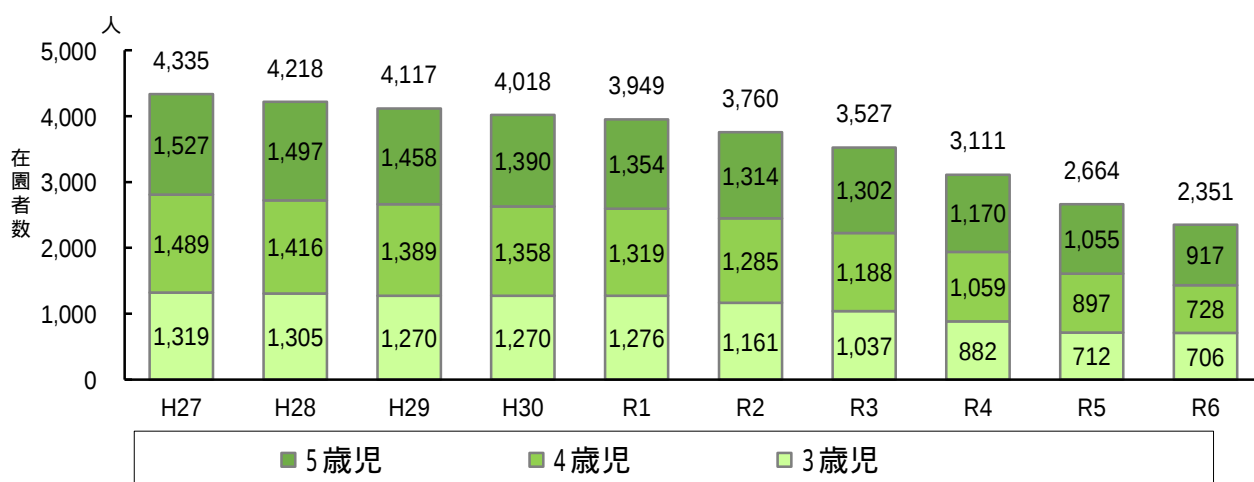
幼稚園の状況

令和6年5月現在、幼稚園は市内に16園あり、いずれも私立の幼稚園となっています。

また、令和6年5月現在の在園者数は2,351人となっており、近年においては減少しながら推移しています。

幼稚園	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
市立幼稚園施設数	3	3	3	3	2	2	1	1	0	0
私立幼稚園施設数	17	17	17	17	17	17	17	17	17	16
計	20	20	20	20	19	19	18	18	17	16

出典：府中市調べ（各年5月1日現在）



出典：府中市調べ（各年5月1日現在）

(4) 子どもを取り巻く課題の状況

児童虐待等の状況

市の総合相談事業における新規相談受理件数は年々増加しています。相談の内訳をみると、実数・割合ともに養育困難が最も多く、次いで児童虐待、育児相談となっています。それぞれ、新規相談の件数が近年増加しています。

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
児童虐待	233	198	184	281	376	401	487	389	503
養育困難	257	324	351	458	548	985	1,087	1,004	931
育児相談	200	248	176	190	142	131	88	110	95
育成	84	77	67	74	62	56	58	61	69
不登校	15	23	19	26	12	9	4	18	15
障害等	12	15	18	14	8	19	4	14	13
保健相談	70	66	107	68	43	32	21	19	8
非行等	3	2	1	3	3	3	1	1	1
その他	109	41	52	57	53	31	22	30	33
計	983	994	975	1,171	1,247	1,667	1,772	1,646	1,668

出典：府中市調べ

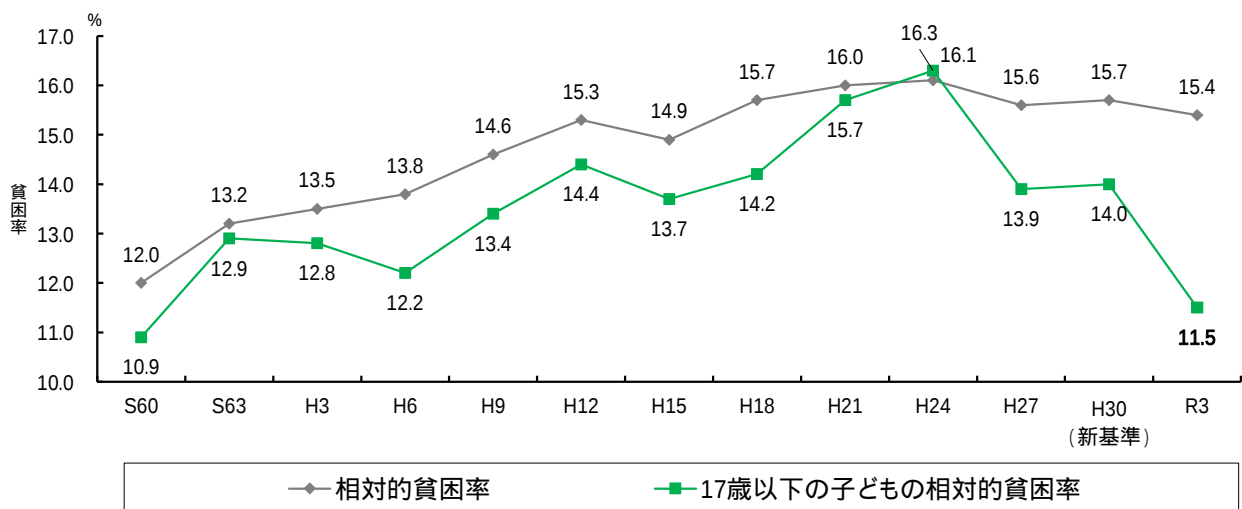
子育て家庭の生活の状況

全国の「子どもの貧困率」(17歳以下の子どもの相対的貧困率)の貧困率は、令和3年時点で11.5%となっています。近年、全国的には子どもの貧困率は低下傾向にあります。

本市では、子どもの生活実態調査のデータをもとに、経済的に困難を抱える家庭の割合(「生活困難層」に該当する割合)と、養育に困難を抱える家庭の割合(「養育困難層」に該当する割合)を算出しています。

令和5年度に行った調査の結果、「生活困難層」に該当する割合は11.5%、「養育困難層」に該当する割合は18.8%でした。いずれも、ひとり親世帯では該当する世帯の割合が3割以上となっています。

また、「養育困難層」と「生活困難層」との重なり状況を把握すると、約4分の1の家庭が養育困難層・生活困難層のいずれかに該当しており、ともに該当する家庭は約4%となっています。なお、これらの結果については、平成30年度に行った調査結果と比べて、大きな違いはありませんでした。



資料：国民生活基礎調査

<「生活困難層」に該当する割合>

	小・中学生 合計	小学生 (5年生)	中学生 (2年生)	ひとり親世帯 (小・中学生合計)
生活困難層	11.5%	11.8%	11.3%	32.5%
困窮層	3.1%	3.6%	2.6%	12.0%
周辺層	8.4%	8.2%	8.8%	20.5%
一般層	88.5%	88.2%	88.7%	67.5%

資料：府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

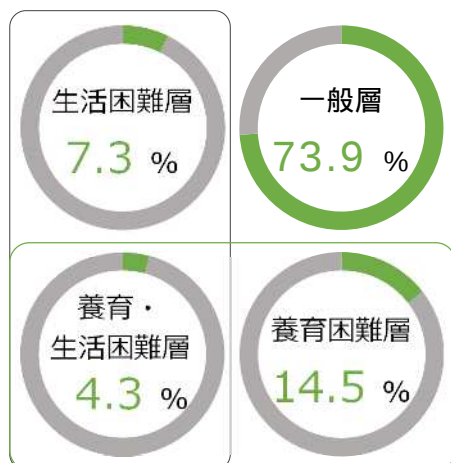
<「養育困難層」に該当する割合>

	小・中学生 合計	小学生 (5年生)	中学生 (2年生)	ひとり親世帯 (小・中学生合計)
養育困難層	18.8%	19.0%	18.8%	33.7%
困窮層	3.1%	3.9%	2.2%	9.6%
周辺層	15.7%	15.0%	16.6%	24.1%
一般層	81.2%	81.0%	81.2%	66.3%

資料：府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

< 困難の重なりによる4類型 >

生活困難層に該当 (計 11.5%)



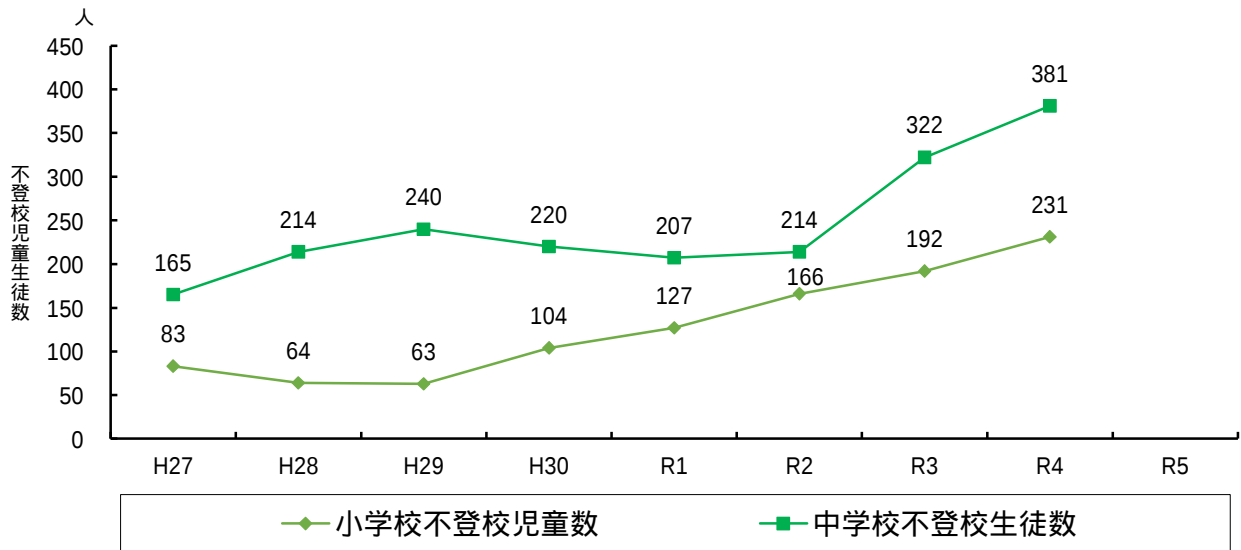
養育困難層に
該当
(計 18.8%)

資料：府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査
子どもの生活実態調査 調査報告書

割合の表記は小数点以下第二位で四捨五入したもの

不登校に関する状況

本市において、近年不登校の児童生徒数は増加傾向にあります。令和4年度の小学校不登校児童数は231人、中学校不登校生徒数は381人となっています。



出典：府中市教育委員会調べ

障害児に関する状況

18歳未満の手帳所持者数について、身体障害者手帳は約200人、愛の手帳は約600人となっています。

また、障害児通所給付費の給付対象の実人数については、児童発達支援や放課後等デイサービスに関する給付について近年増加傾向にあります。

	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
身体障害者手帳	245	240	239	262	238	237	229	219	220	221
愛の手帳	548	551	559	584	582	583	574	570	606	626

出典：府中市調べ（各年3月31日現在）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
児童発達支援	123	158	231	289	320	421	379	366	415
医療型 児童発達支援	28	25	62	28	31	31	25	24	24
放課後等 デイサービス	352	337	494	557	604	631	666	682	774
居宅訪問型 児童発達支援	-	-	-	0	0	0	1	1	1
保育所等 訪問支援	-	1	0	1	5	11	18	35	59

出典：府中市調べ（各年度決算値）

ヤングケアラーに関する状況

全国的に、「ヤングケアラー」（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者）のことが課題となっています。

令和2年度・令和3年度に厚生労働省の事業で実施された全国調査の結果において、世話をしている家族が「いる」と回答された割合は、小学生では6.5%、中学生では5.7%、高校生では4.1%となっています。

本市においては令和5年度に小学5年生から高校3年生相当の子どもに実施した、「府中市ヤングケアラー実態調査」で回答のあった児童生徒7,825人のうち「ヤングケアラーと思われる子ども」は、5.4%（約426人）、その中で家族の世話により「何らかの影響が出ており、支援を急がれる子ども」は1.7%（約131人）と、推定されています。

2-2 市民意向調査・子どもの生活実態調査から見る現状

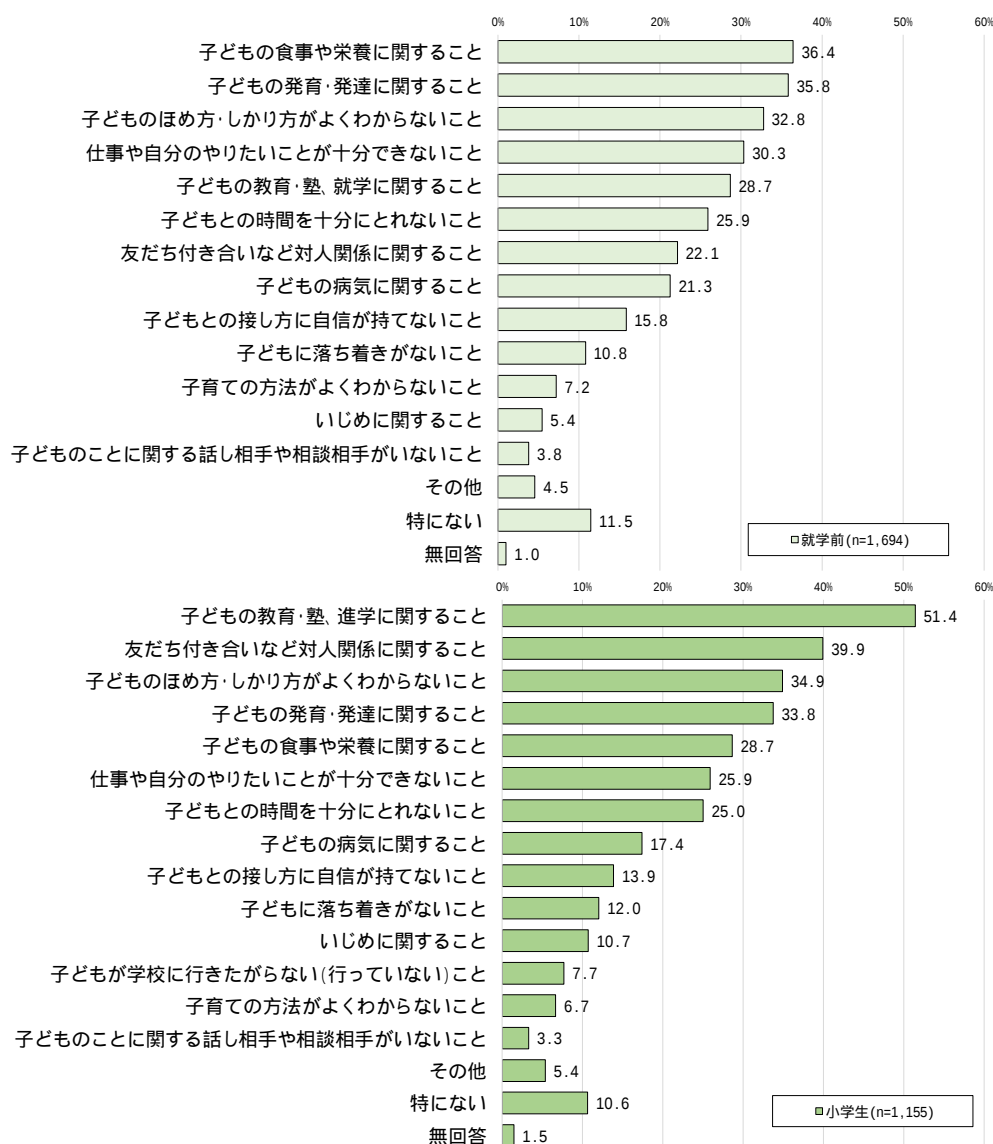
(1) 子育てに関する不安や悩み、ニーズ等

子育てに関する不安や悩み

就学前(保護者)調査で、「子育ての中で、日ごろ悩んでいること、または気になることはどのようなことですか」と尋ねた設問について、「子どもの食事や栄養に関すること」の回答割合が最も高く、次いで「子どもの発育・発達に関すること」や「子どものほめ方・しかり方がよくわからないこと」の割合が高くなっています。小学生(保護者)調査での同様の設問については、「子どもの教育・塾、進学に関すること」の回答割合が最も高く、次いで「友だち付き合いなど対人関係に関すること」の回答割合が高くなっています。

また、就学前(保護者)調査で、「お子さんの子育てに関して、親族や身近な友人・知人以外で、気軽に相談できる先はどこ(誰)ですか」と尋ねた設問について、「相談できる相手はいない」の回答割合は18.3%でした。

<子育ての中で日ごろ悩んでいること>



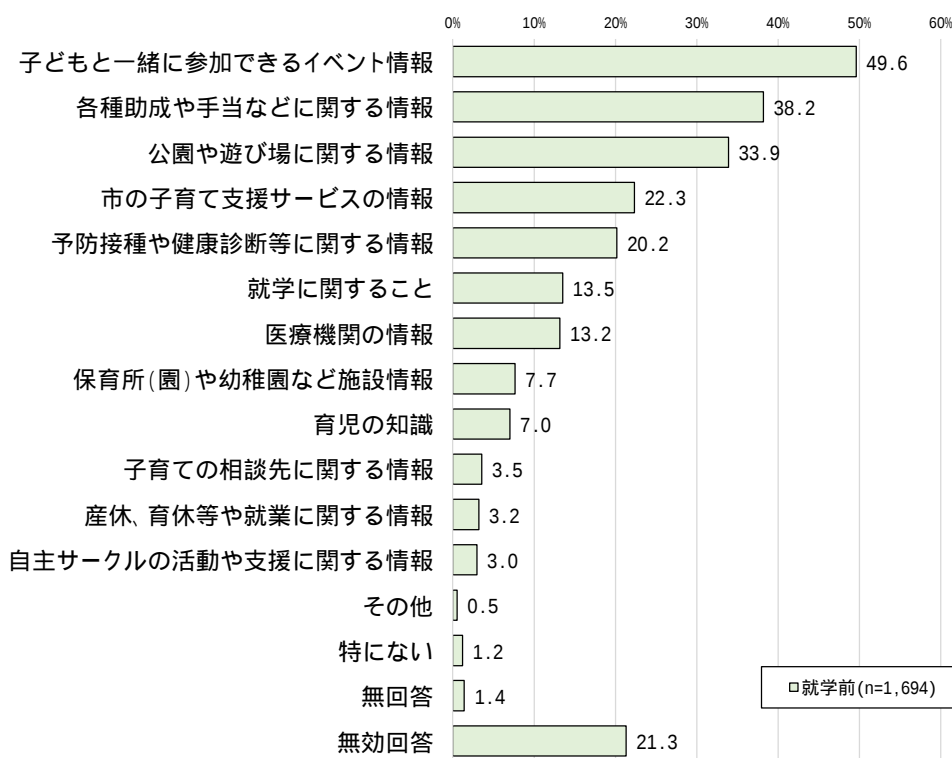
資料:府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

子育てに関する情報入手に関するニーズ

就学前(保護者)調査で、「子育て情報として欲しいものはどのようなものですか」と尋ねた設問について、「子どもと一緒に参加できるイベント情報」の回答割合が49.6%と最も高く、次いで「各種助成や手当などに関する情報」が38.2%、「公園や遊び場に関する情報」が33.9%となっています。小学生(保護者)調査での同様の設問については、「各種助成や手当などに関する情報」の回答割合が48.1%と最も高く、次いで「子どもと一緒に参加できるイベント情報」が37.7%、「進学に関する情報」が33.5%となっています。

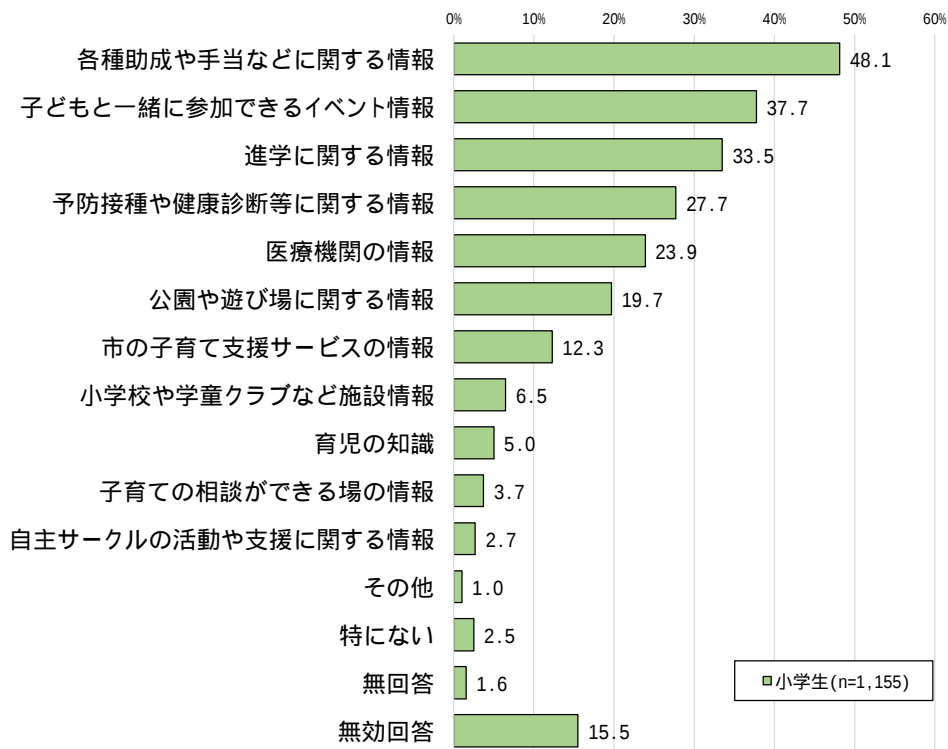
また、小中学生保護者調査において、「あなたは、子どもに関する施策等の情報を、今後、どのような方法で入手したいですか」と尋ねた設問については、「広報ふちゅう」の回答が最も高く、このほか、「ツイッターや府中市メール配信サービス」、「学校からのお便り(紙のもの)」、「学校からのメール」がそれぞれ約4割となっています。5年前の調査結果と比較すると、「ツイッターや府中市メール配信サービス」や「学校からのメール」の回答割合は、今回の調査結果のほうがそれぞれ10ポイント以上高くなっています。

<子育て情報として欲しいもの(就学前(保護者)調査)>



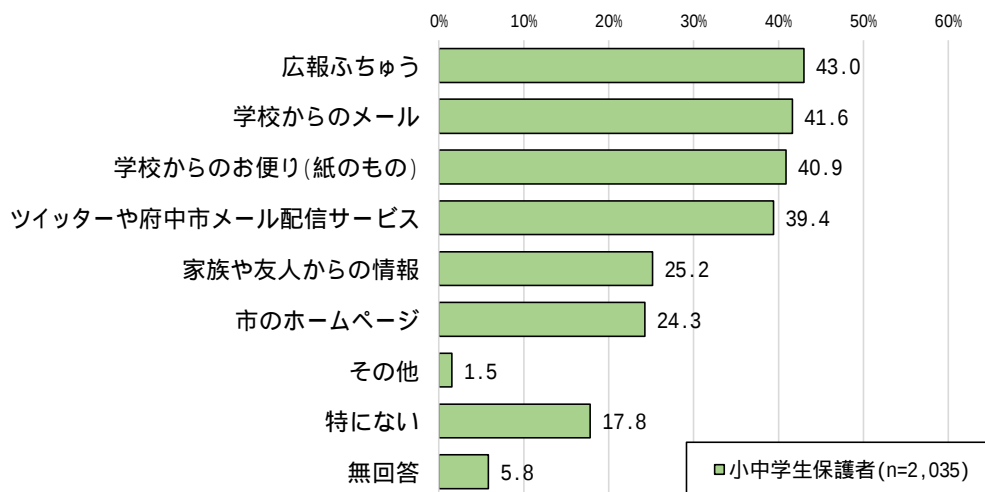
資料:府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

< 子育て情報として欲しいものの小学生(保護者)調査 >



資料:府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

< 子どもに関する施策等の情報の入手方法(希望) >

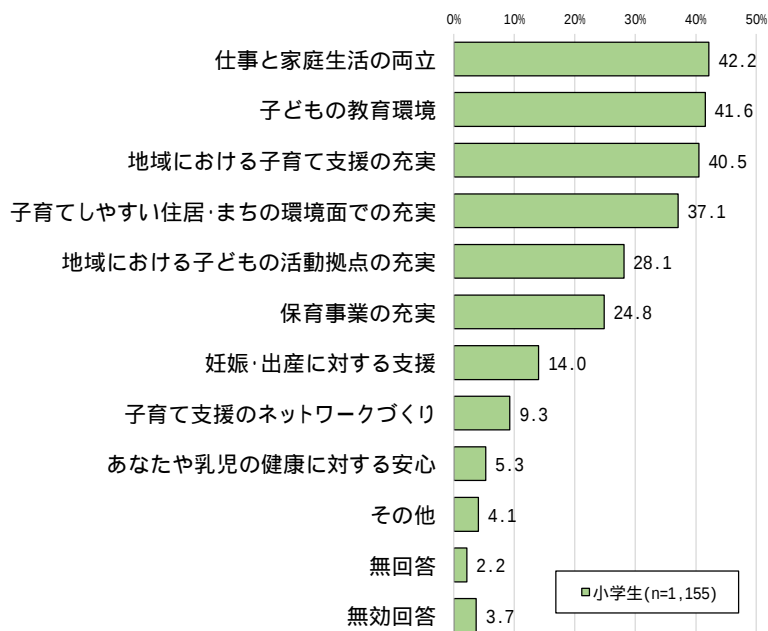
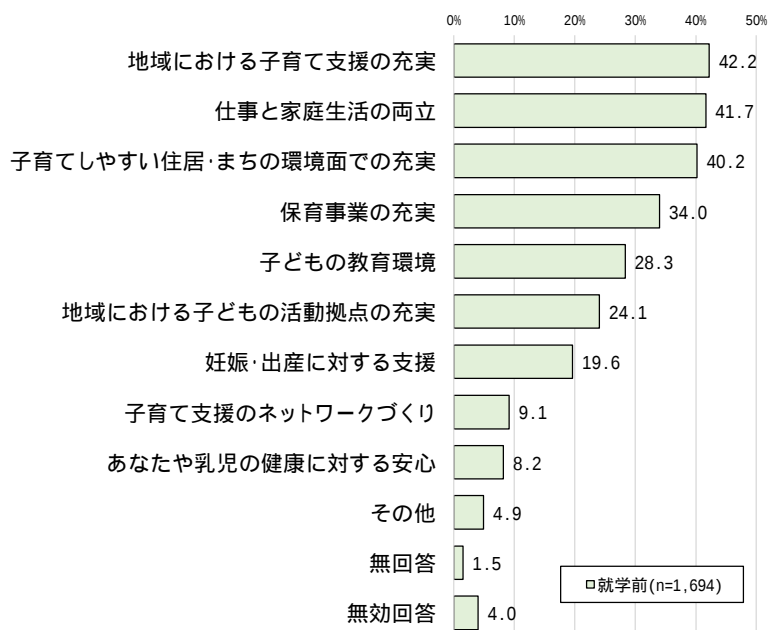


資料:府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

子育てに関する支援ニーズ

就学前(保護者)調査で、「子育てをする中で、どのような支援・対策が有効だと思いますか」と尋ねた設問については、「地域における子育て支援の充実」の回答割合が最も高く、次いで「仕事と家庭生活の両立」や「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が高くなっています。小学生(保護者)調査での同様の設問については、「仕事と家庭生活の両立」の回答割合が最も高く、次いで「子どもの教育環境」や「地域における子育て支援の充実」が高くなっています。

< 有効と考える支援・対策 >



資料:府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

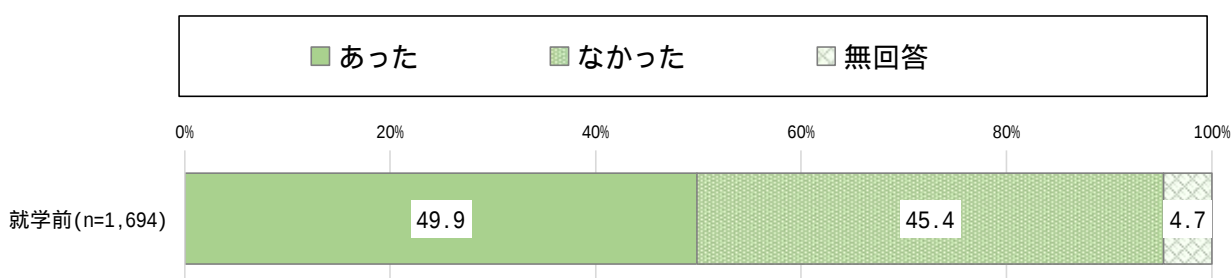
産前・産後のサポートについて

就学前(保護者)調査で、「お子さんを出産した前後に、マタニティブルーまたは産後うつなど、つらい時期はありましたか」と尋ねた設問については、「あった」の回答割合が約半数となっています。

「出産前後の体調不良時などに利用できる、産前産後家事・育児支援事業を利用したことがありますか」と尋ねた設問について、「利用している」と「利用したことがある」の回答割合は合わせて11.9%でした。

「産前産後家事・育児支援事業を今後、利用したいと思いますか」と尋ねた設問については、「今後、利用したい」の回答割合が43.9%となっています。

<マタニティブルーや産後うつの経験の有無>



資料:府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

学齢期での子ども・子育ての悩みごと、困りごと等

小中学生保護者調査において、「あなたが今、困っていることや悩みごと、市への要望等がありましたら、ご自由にお書きください。」と尋ねた設問について、家庭・子ども関連を分類したところ、「経済的な不安」が最も高くなっており、次いで「不登校・引きこもり」が高くなっています。

分類	件数
経済的な不安	75
不登校・引きこもり	43
多子世帯	24
子どもの発達、特性、疾病・障がい	16
親子関係の時間・距離感・関係性	16
家族の疾病・障がい、看護・看病	13
学習・学力に関する不安	12
子どもの生活習慣	12
いじめ、友だちや他の子どもとの関係	12
子どもの進学・将来に関する不安	10
ひとり親	9
その他の家庭の課題・事情	19

資料:府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

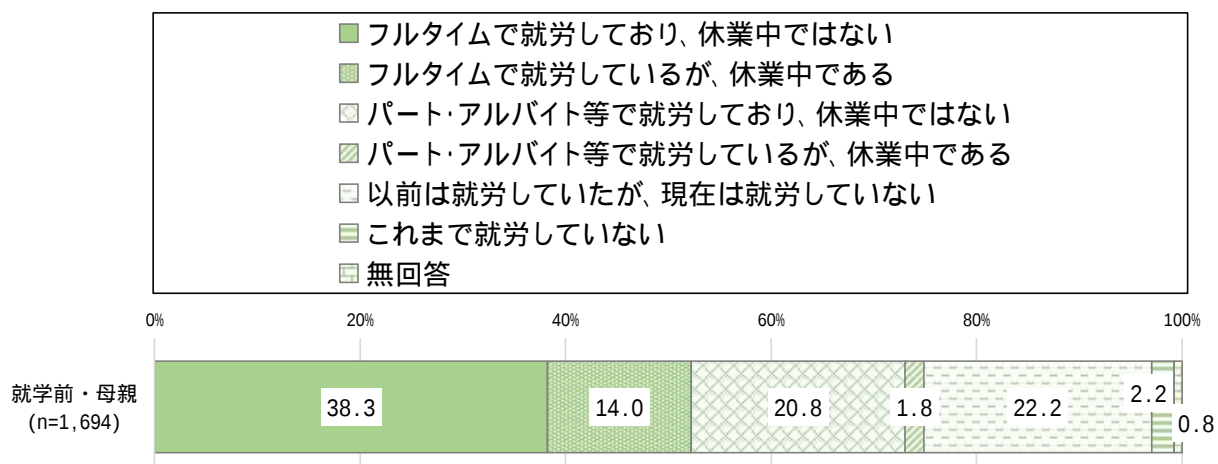
(2) 教育・保育に対するニーズの変化、子育て環境の変化

保護者の就労状況の変化

就学前(保護者)調査での保護者の就労の状況について、母親は「フルタイムで就労しており、休業中ではない」の回答割合が最も高くなっています。5年前の調査結果と比較すると、今回の調査結果のほうが就労している方の割合が10ポイント以上高くなっています。

子どもの年齢別の集計では、母親について「フルタイムで就労しており、休業中ではない」または「フルタイムで就労しているが、休業中である」の回答割合は、子どもが「0歳児」の場合には65.0%、「1歳児」の場合には59.9%、「2歳児」の場合には54.5%となっています。

< 母親の就労の有無と休業(産休・育休など)の状況 >



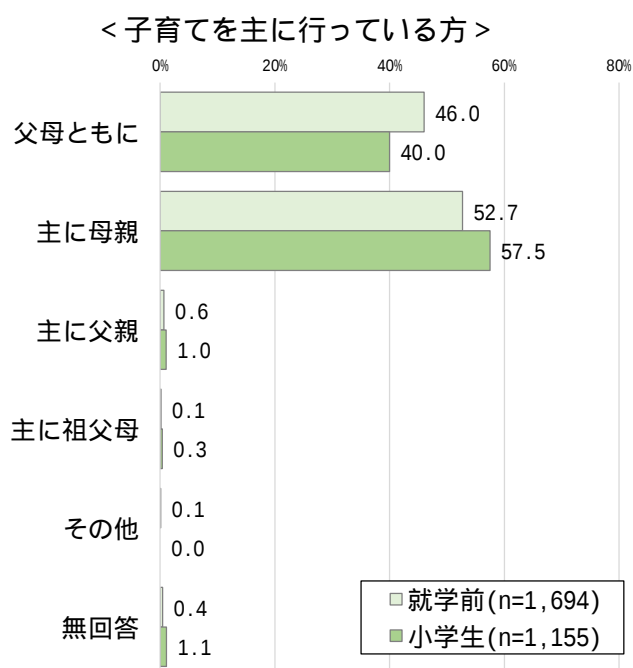
資料:府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

家事・育児に関する父母の関わり方の変化

就学前(保護者)調査において、「お子さんの子育てを主に行っているのはどなたですか」と尋ねた設問については、「主に母親」の回答割合が最も高くなっていますが、5年前の調査結果と比較すると、「父母ともに」の回答割合は今回の調査結果のほうが10ポイント以上高くなっています。

小学生(保護者)調査での同様の設問については、5年前の調査結果と比較すると、「父母ともに」の回答割合は今回の調査結果のほうが5ポイント以上高くなっています。

なお、男性の働き方に関して、5年前の調査結果と比較すると、1日あたりの就労時間が短くなっている傾向にあり、普段家を出る時間はより遅い時間帯に、家に帰る時間はより早い時間帯になっているという変化もみられています。



資料：府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

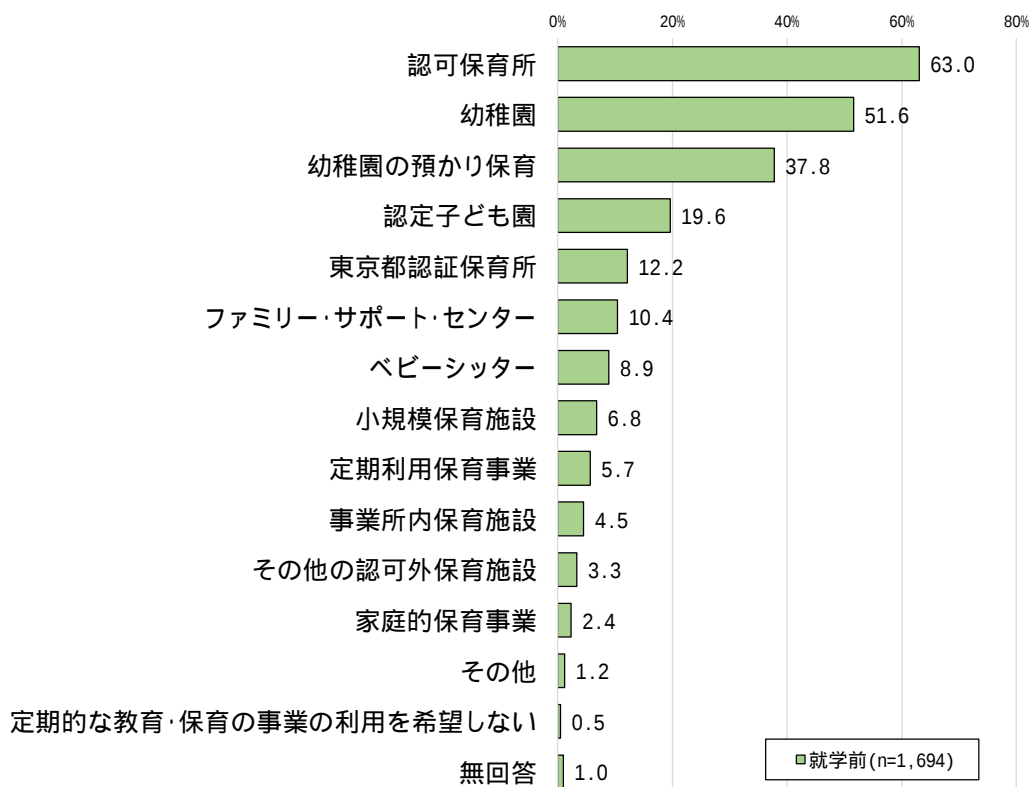
平日の教育・保育事業として定期的にご利用したいと考える事業

定期的な教育・保育の利用について、現在利用している方の割合は、子どもが「0歳児」の場合には32.6%、「1歳児」の場合には70.8%、「2歳児」の場合には85.4%となっています。

現在利用していない方も含め、利用したいと考える事業としては、「認可保育所」の回答割合が63.0%と最も高く、次いで「幼稚園」の回答割合が51.6%となっています。5年前の調査結果と比較すると、「認可保育所」の回答割合は今回の調査結果のほうが10ポイント以上高くなっています。

利用したいと考える事業について子どもの年齢別の集計では、子どもが「0歳児」の場合、「認可保育所」の回答割合が79.9%、「幼稚園」の回答割合が42.5%となっています。

< 平日の教育・保育事業として定期的にご利用したいと考える事業 >



資料:府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

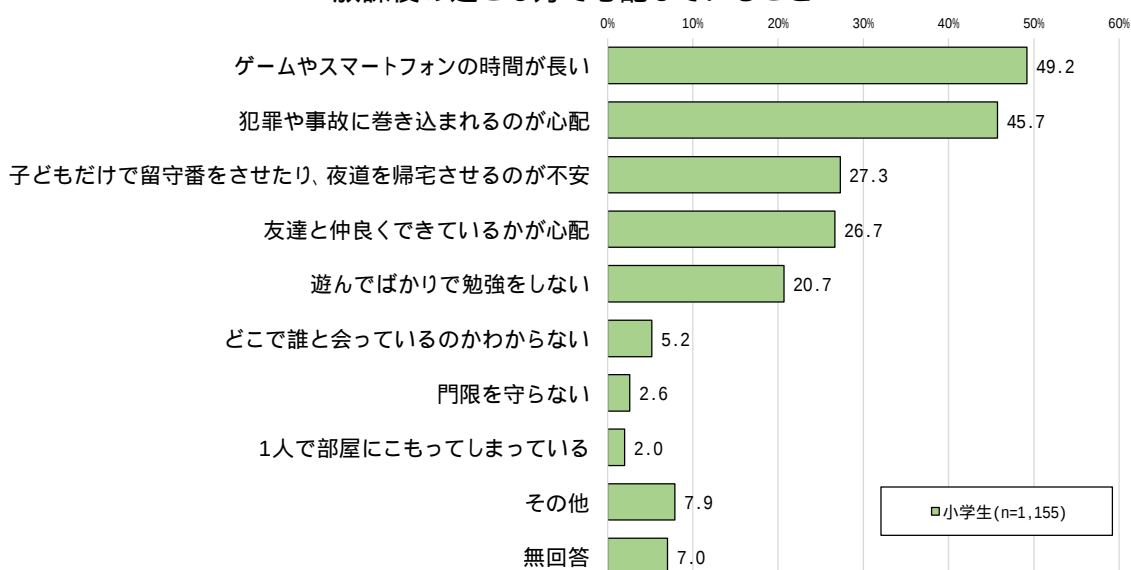
(3) 子ども・若者に関する課題やニーズ

子どもの放課後の過ごし方、居場所

小学生(保護者)調査で、「お子さんの放課後の過ごし方で心配していることはなんですか」と尋ねた設問については、「ゲームやスマートフォンの時間が長い」の回答割合が最も高く、次いで「犯罪や事故に巻き込まれるのが心配」の回答割合が高くなっています。5年前の調査結果と比較すると、「ゲームやスマートフォンの時間が長い」の回答割合は今回の調査結果のほうが10ポイント以上高くなっています。

「お子さんが過ごす場所として、次のような場所があった場合に使いたいと思いますか」と尋ねた設問について、「興味がある」または「使ってみたい」の回答割合は、「(学校以外で)いろいろな遊びや経験ができる場所」については9割以上となっています。

< 放課後の過ごし方で心配していること >



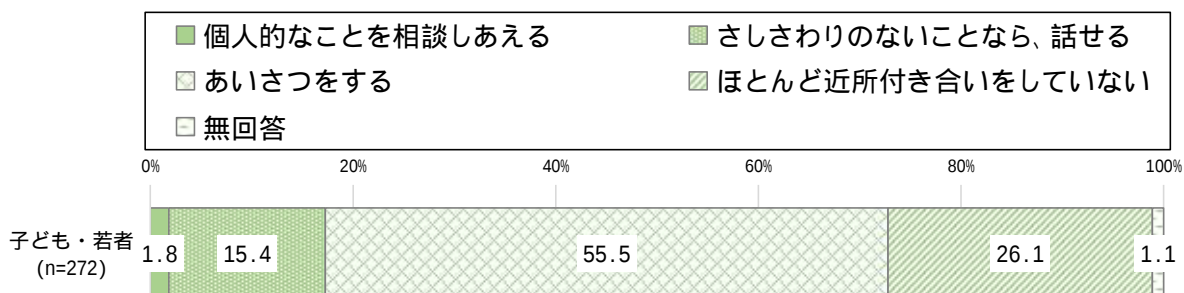
資料:府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

子ども・若者の近所付き合い

子ども・若者調査で、「あなたは、隣近所の人と、どの程度近所付き合いをしていますか」と尋ねた設問については、「ほとんど近所付き合いをしていない」の回答割合が約3割となっています。

5年前の調査結果と比較すると、「ほとんど近所付き合いをしていない」の回答割合は、今回の調査結果のほうが10ポイント程度高くなっています。

< 隣近所の人との近所付き合いの程度 >



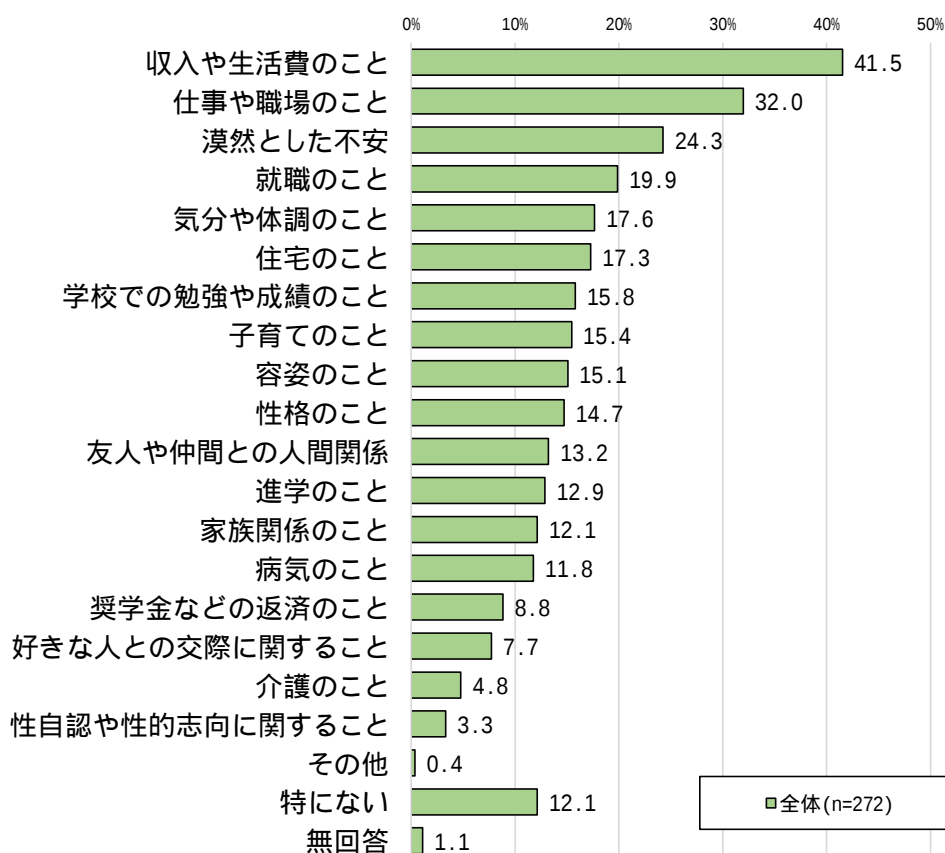
資料:府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

子ども・若者の悩みごと・困りごと等

子ども・若者調査で、「現在、悩みや不安はありますか」と尋ねた設問については、「収入や生活費のこと」の回答割合が最も高く、次いで「仕事や職場のこと」や「漠然とした不安」の割合が高くなっています。5年前の調査結果と比較すると、「収入や生活費のこと」や「漠然とした不安」について、今回の調査結果のほうが5ポイント以上高くなっています。

「将来に不安を感じていますか」と尋ねた設問については、「なんとなく感じている」の回答割合が50.0%と最も高く、次いで「感じている」の回答割合が29.0%となっています。5年前の調査の結果と比較すると、「感じていない」の回答割合は、今回の調査結果のほうが5ポイント以上低くなっています。

<現在の悩みや不安>



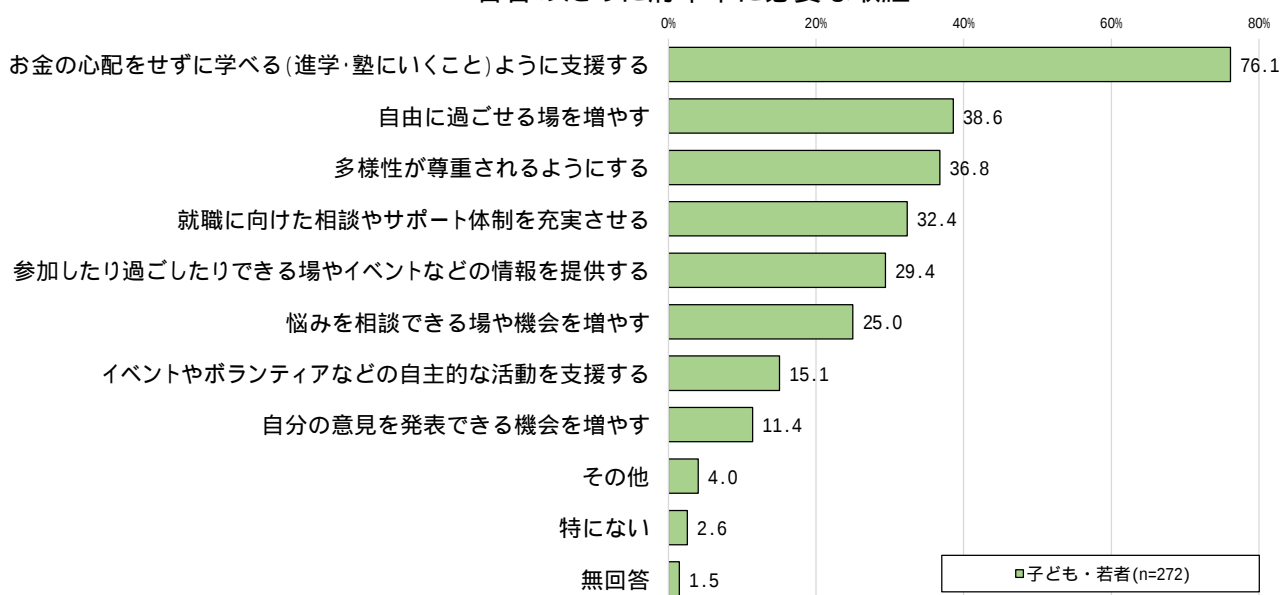
資料:府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

子ども・若者のために必要な取組

子ども・若者調査で、「これから若者のために、府中市に必要な取組は何だと思いますか」と尋ねた設問については、「お金の心配をせずに学べる（進学・塾に行くこと）ように支援する」の回答割合が最も高く、次いで「自由に過ごせる場を増やす」や「多様性が尊重されるようにする」の割合が高くなっています。

5年前の調査結果と比較すると、「お金の心配をせずに学べる（進学・塾に行くこと）ように支援する」の回答割合は今回の調査結果のほうが20ポイント以上高くなっています。また、「自由に過ごせる場所を増やす」についても、今回の調査結果のほうが10ポイント以上高くなっています。

< 若者のために府中市に必要な取組 >



資料: 府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

国や府中市、学校などに伝えたいこと

「あなたは、国や府中市、学校などにあなたの思ったことや意見を伝えることができるとしたら、どのようなことを伝えたいと思いますか」という形で、子どもからの意見を聴取しました。

自由記述による回答を分類すると、小学生では、「学校・友だち等関連」として、例えば、「学校で一人になれる場所を作ってほしい。一人で本を読める場所など。」など、「学校設備や備品」に関する内容が最も多くなっていました。また、「社会・施策等関連」では、例えば、「人々の一つ一つの行動や働きが、地球に優しくなったらいいなと思う。」や「差別などがなく、自分の生き方に自由な世界、男だからこうしなさい」「女だからこうしなさい」など、人の人生を奪わない世界にしたいです。」など、広く社会の方向性等に関する意見を述べるような、「社会一般」に関する内容が多くなっていました。

中学生については、「学校・友だち等関連」について、例えば、「クラスによってルールが違うのはやめてほしい。」など、「校内のルール」に関する内容が多くなっています。また、「社会・施策等関連」については、例えば、「税金をもっとうまく使ってください。」など、「財政」に関する内容が最も多くなっていました。

< 小学生・中学生が国や府中市、学校などに伝えたいこと >

小学生				中学生			
分類 (学校・友だち等関連)	件数	分類 (社会・施策等関連)	件数	分類 (学校・友だち等関連)	件数	分類 (社会・施策等関連)	件数
学校設備や備品	48	社会一般	56	校内のルール	39	財政	41
授業内容・宿題等	41	公園等の施設について	40	学校設備や備品	37	社会一般	31
教員について	37	市や都の政策・施策・取組について	36	教員について	35	公園等施設・設備について	30
校内のルール	32	まちづくりやまちの美化、緑化	34	制服・髪型・身なり等	35	教育政策・子ども政策	28
悩みごとやいじめ等	30	遊び場所・時間、遊具等	27	悩みごとやいじめ等	24	市や都の政策・施策・取組について	18
授業時間、授業数等	25	経済・物価	23	授業内容・宿題等	24	まちづくりやまちの美化、緑化	18
給食	20	国際紛争	20	部活動・課外活動など	22	国際紛争・国際関係	14
相談の方法・相手・時間	19	財政	16	授業時間、授業数等	19	国の政策・施策・取組について	12
友だちや他の子どもとの関係	11	国の政策・施策・取組について	16	試験・成績	16	医療・福祉	11
学校のクラス	8	道路整備や交通環境	14	給食	15	経済・物価	11
通学路の整備や通学方法	8	学校外での学びの場所・時間	9	学費	12	学校外での学びの場所・時間	9
居場所	8	子どもの権利について	7	不登校	12	国会・政党	9
ランドセル	7			相談の方法・相手・時間	11	子どもの権利について	7
クラブ活動等	5			友だちや他の子どもとの関係	10	道路整備や交通環境	6
家庭環境について	5			受験・進学	10		
				ネットセキュリティ	8		
				荷物	8		
				通学路の整備や通学方法	6		
				学校行事	4		

資料：府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

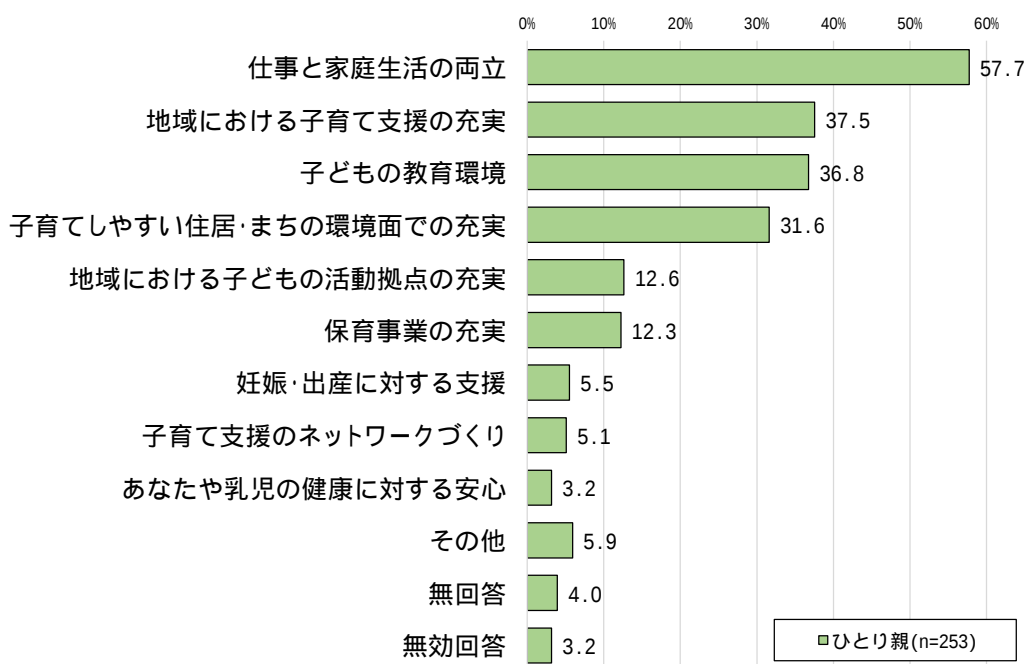
(4) ひとり親家庭における課題やニーズ

子育てに関する課題

ひとり親調査において、「子育てをする中で、どのような支援・対策が有効だと思いますか」と尋ねた設問については、「仕事と家庭生活の両立」の回答割合が最も高く、次いで「地域における子育て支援の充実」や「子どもの教育環境」の回答割合が高くなっています。

就学前(保護者)調査や小学生(保護者)調査と比較すると、ひとり親調査においては「仕事と家庭生活の両立」の回答割合が特に高い傾向にあります。

< 有効と考える支援・対策 >



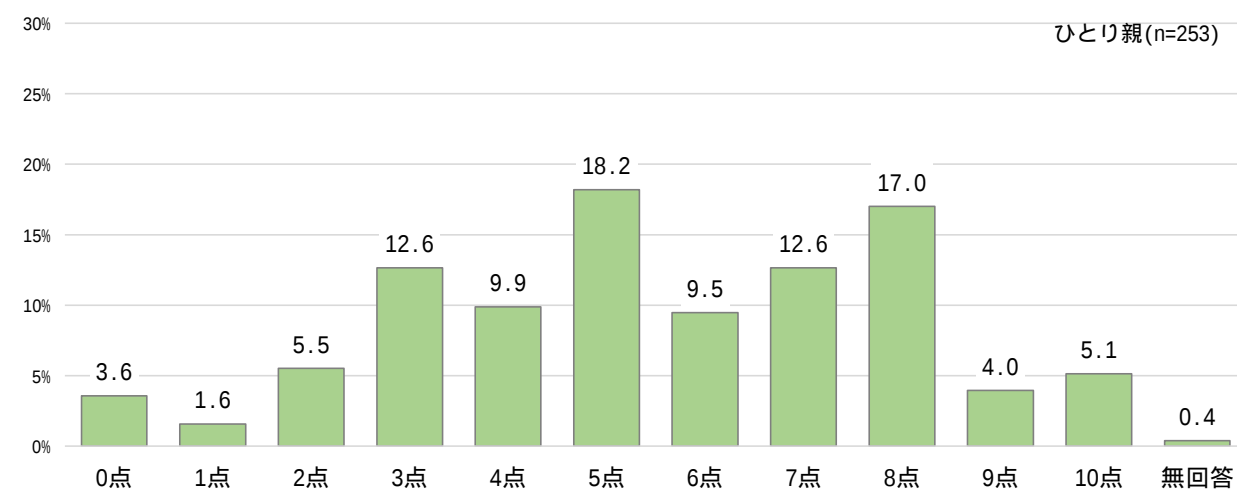
資料:府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

経済面・生活面での課題

「家計について次のような不安や悩みごとはありますか」と尋ねた設問については、「学費等の教育費が払えるか」の回答割合が 67.2%と最も高く、次いで「お金がたまらない」の回答割合が 62.1%となっています。

また、「全体として、あなたは最近の生活に、どのくらい満足していますか」と尋ねた設問については、「5点」の回答割合が 18.2%と最も高くなっています。就学前(保護者)調査や小学生(保護者)調査では「7点」の回答割合が最も高くなっており、その結果と比較すると、ひとり親調査においては満足度が低い回答の割合が高い傾向にあります。

< 生活全般の満足度 >



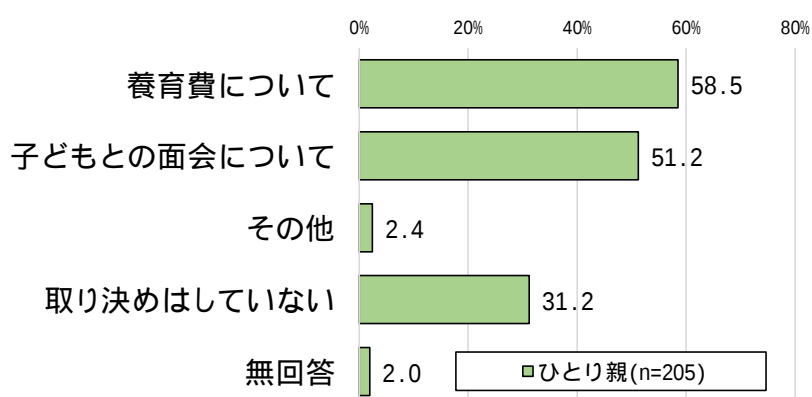
資料:府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

養育費等の取り決め

離婚によりひとり親になった方に、「離婚の際に取り決めをしたことはありますか」と尋ねた設問について、「養育費について」が 58.5%、「子どもとの面会について」が 51.2%の回答割合となっています。「取り決めはしていない」の回答割合は 31.2%でした。

また、養育費を受けとっているかについては、「受けとっている」の回答割合が 42.9%となっています。

< 離婚の際に取り決めをしたこと >



資料:府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

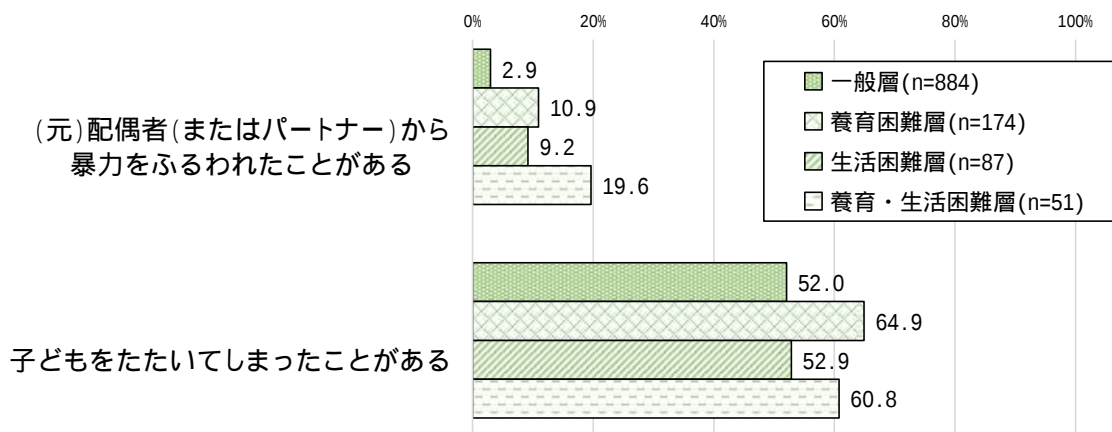
(5) 困難な状況にある家庭の課題やニーズ

困難家庭における DV・虐待等の課題

小中学生保護者調査において、「あなたは、お子さんの子育てを始めてから、以下のような経験をしたことがありますか」と尋ねた設問について、「(元)配偶者(またはパートナー)から暴力をふるわれたことがある」と回答した割合は、特に「養育・生活困難層」で回答割合が高い傾向となっています。

また、「子どもをたたいてしまったことがある」については、「養育困難層」や「養育・生活困難層」において回答割合が高い傾向となっています。

< 困難の重なりによる4類型別、子育てを始めてから経験したこと >

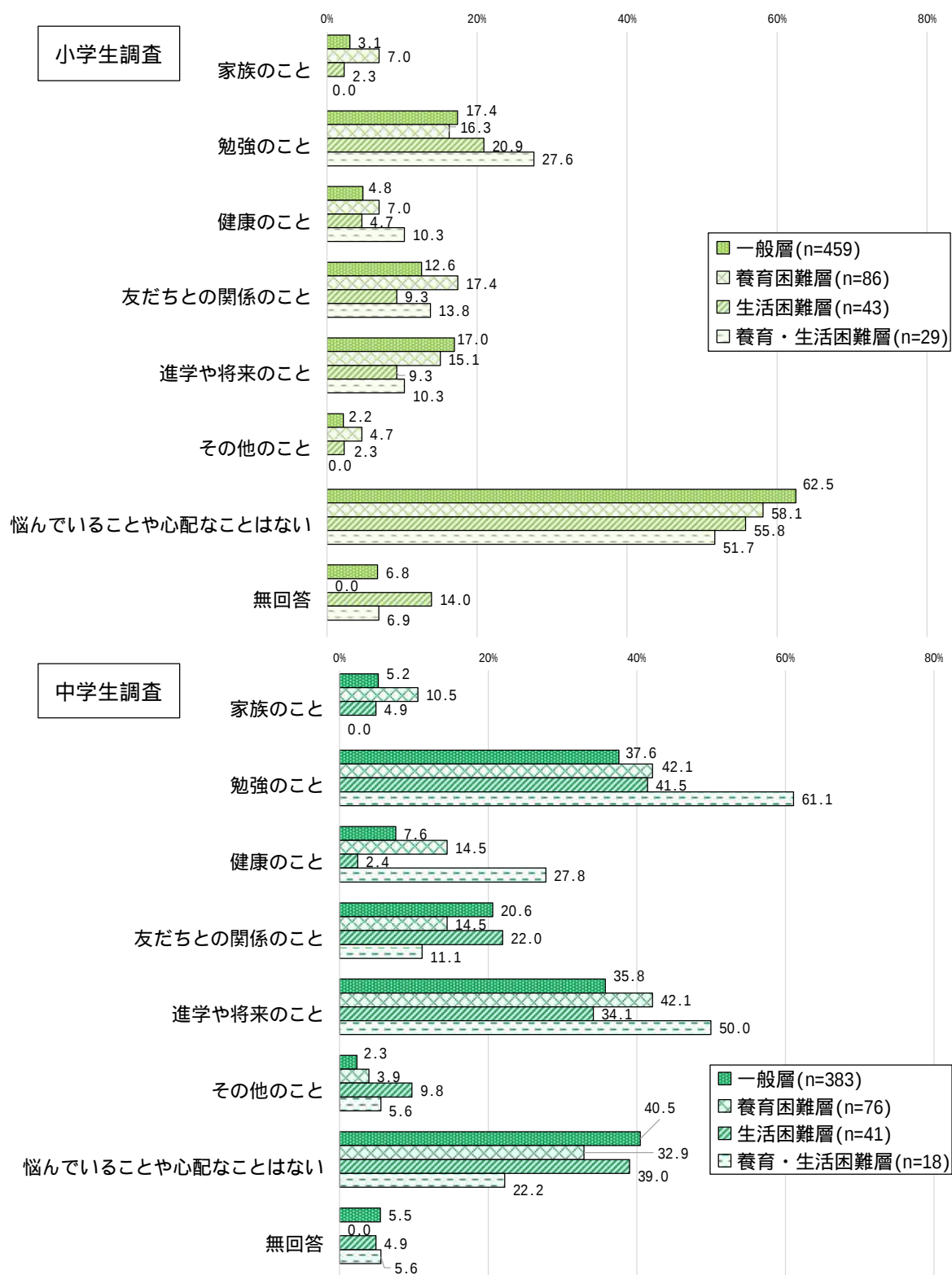


資料:府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

子どもの学習等に関する課題

小学生調査・中学生調査で「あなたがいま悩んでいることや心配なこと、困っていることや、誰かに相談したいと思っていることがあれば、教えてください」と尋ねた設問については、小学生・中学生ともに、「一般層」と比べ、それ以外の層、特に「養育・生活困難層」において、各項目で悩んでいる割合が高い傾向となっています。

< 困難の重なりによる4類型別、悩んでいることなど >



資料：府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

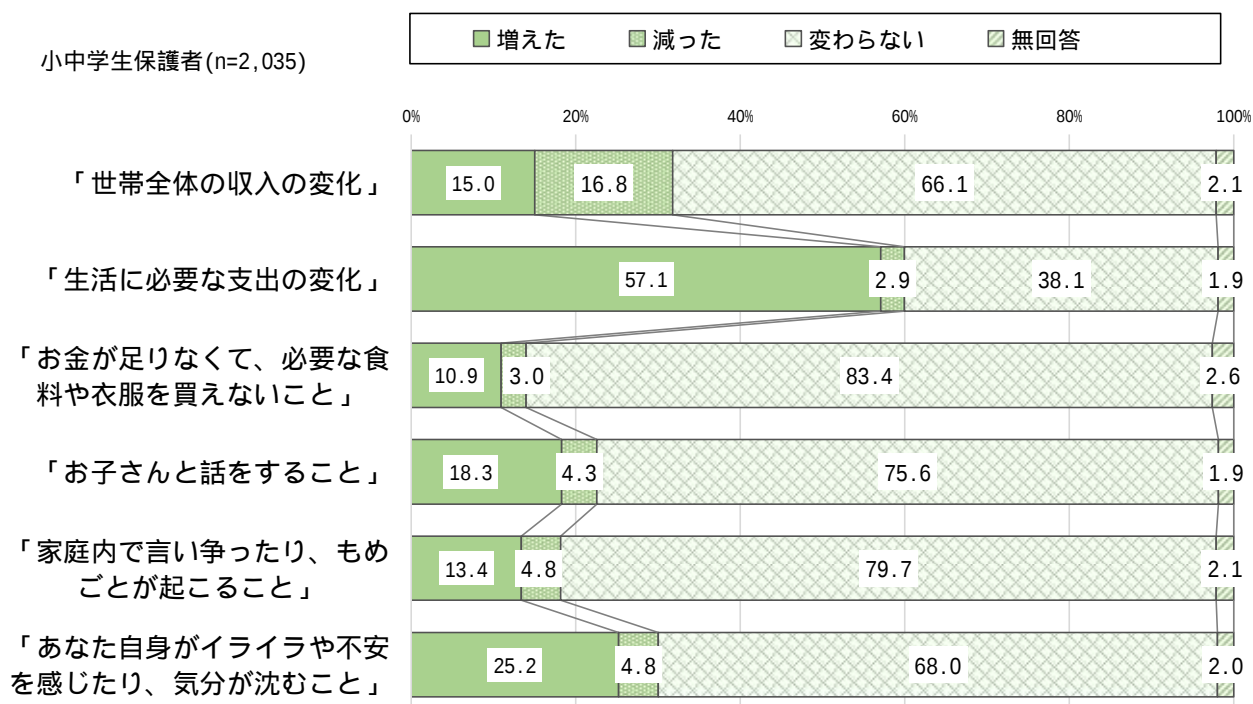
新型コロナウイルス感染症による生活状況の変化

「あなたのご家庭の現在の生活は、新型コロナウイルス感染症の拡大前(2020年2月以前)と比べて、どのように変わりましたか」と尋ねた設問について、「世帯全体の収入の変化」については、「減った」の回答割合が16.8%となっており、「増えた」の回答割合よりも高くなっています。

また、「家庭内で言い争ったり、もめごとが起こること」について「増えた」が13.4%、「あなた自身がイライラや不安を感じたり、気分が沈むこと」について「増えた」が25.2%となっており、やはり、「減った」の回答割合よりも高くなっています。

< 新型コロナウイルス感染症の拡大による生活状況の変化 >

小中学生保護者(n=2,035)



資料:府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

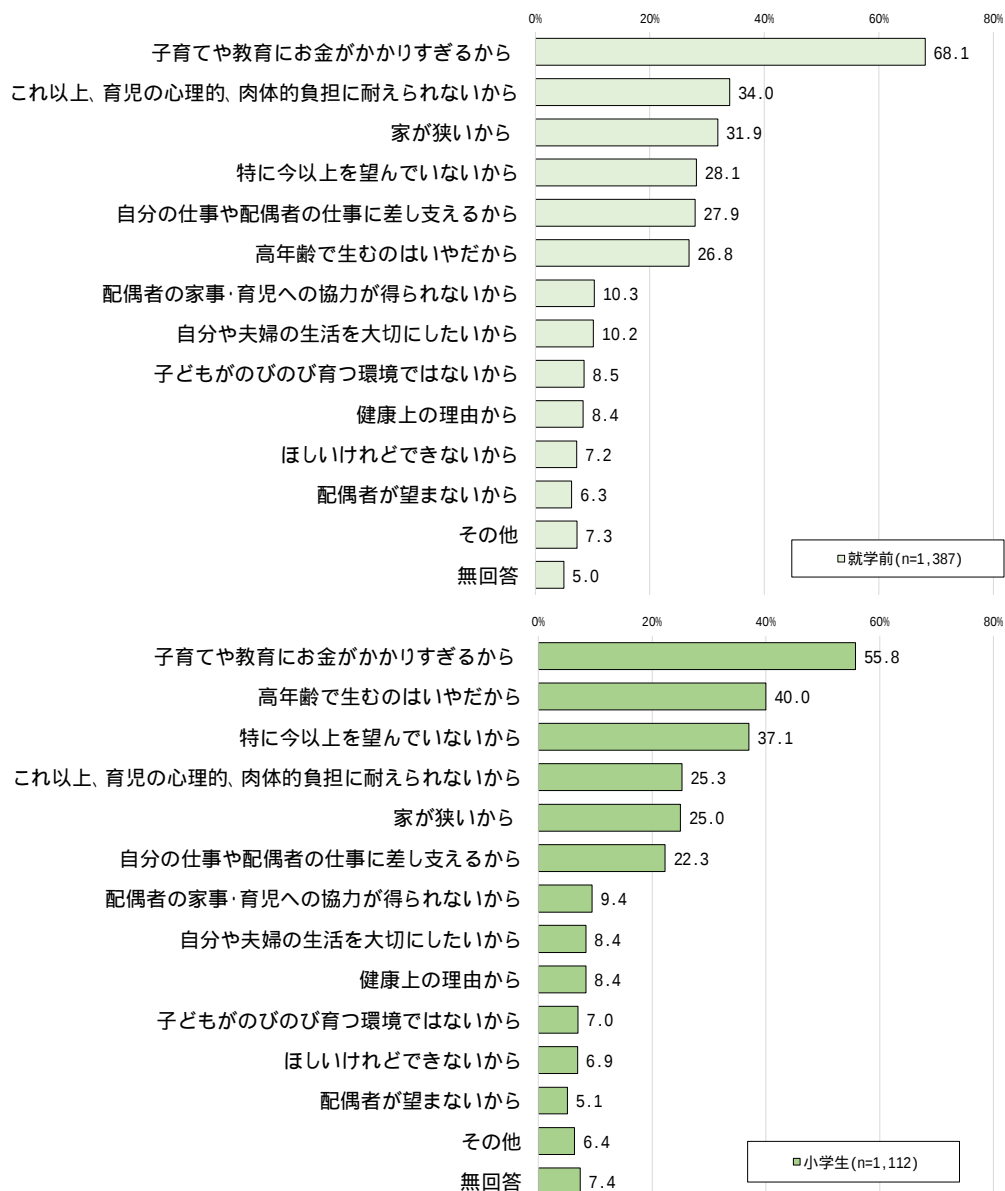
(6) 子どもを持つことへの考え方について

子どもをさらに持つことに関する考え

就学前(保護者)調査で「今後さらに子どもを持ちたいと思いますか」と尋ねた設問について、「これ以上は望んでいない」の回答割合が37.6%と最も高く、次いで「持ちたいが、現実的には難しい」が36.0%、「持つつもりである」が16.6%となっています。小学生(保護者)調査での同様の設問については、「これ以上は望んでいない」の回答割合が65.1%と最も高く、次いで「持ちたいが、現実的には難しい」が27.8%、「持つつもりである」が2.2%となっています。

今後さらに子どもを持つつもりとは考えていない場合の理由として、就学前(保護者)調査では、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」の回答割合が最も高く、次いで「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」の回答割合が高くなっています。小学生(保護者)調査での同様の設問については、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」の回答割合が最も高く、次いで「高年齢で生むのはいやだから」の回答割合が高くなっています。

< 今後さらに子どもを持つつもりとは考えていない理由 >



資料: 府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

(7) ヒアリング調査により把握された現状や課題

ヒアリングを実施した機関・団体等が関わりを持つ保護者にみられる課題等

ヒアリング調査を通じて、保護者に見られる課題等として、次のような点が把握されました。

把握された課題等	ヒアリング調査結果の概要
保護者の精神疾患、障害等による養育の困難	保護者が精神疾患や発達の障害等の課題を抱えており、養育が困難になっている場合があります。
外国籍・外国にルーツがある保護者の課題	外国籍・外国にルーツがある保護者の場合には、言葉の問題や文化の違いによって課題を抱えることが多くなっています。近年、国籍がより多様になっており、通訳の対応が課題になることもあります。
複合的な課題、課題の多様化	保護者(家庭)における課題は、単一の内容でなく、複数の内容が重なっていることがあります。また、近年課題がより多様化しています。
近年の新型コロナウイルス感染症の影響等	新型コロナウイルス感染症の影響で、家庭内で虐待やDV等の問題が起きることが多くなったり、地域とのつながりの希薄化が進んだ傾向があります。

ヒアリングを実施した機関・団体等が関わりを持つ子どもにみられる課題等

ヒアリング調査を通じて、子どもに見られる課題等として、次のような点が把握されました。

把握された課題等	ヒアリング調査結果の概要
学習支援の必要性	学習に遅れ等がみられ、より丁寧な学習支援が必要な子どもがいます。特に不登校の子どもに対する学習支援が課題になっています。
障害に関する支援の必要性	発達面に課題を抱える子どもに対しては、専門的な医療・療育の支援が必要となっています。また、障害がある子どもと同居するきょうだいに課題が生じることもあります。
登園・登校支援の必要性	保護者の養育に課題がある場合に、子どもの登園・登校を支援することも必要になります。
外国籍・外国にルーツがある子どもの課題	外国籍・外国にルーツがある子どもの場合には、言語習得・学習面の課題だけでなく、保護者との関係に課題が生じることがあります。
近年の新型コロナウイルス感染症の影響等	新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもがネットに触れる時間やゲームをする時間が長くなった傾向があります。

第3章

計画の基本理念及び基本目標と施策の体系

3-1 「こども計画」の策定にあたって

第2章「府中市における現状」でみたように、子ども・若者に関する課題や支援ニーズは様々な観点から把握することができます。こども大綱では、全ての子ども・若者が「生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」を目指すとしています。本市においても「こども計画」を策定し、「こどもまんなか」の観点により、各施策の推進を図っていくことが重要です。

他方で、本市においては「第2次府中市子ども・子育て支援計画」にて、「次代を担う子ども一人ひとりを生まれる前から大切にするとともに、子どもの意見を尊重し、その最善の利益を優先します」を基本理念とし、各事業・施策の推進を図ってきました。この理念は、まさに「こどもまんなか」を重視する考えを示したものでした。また、「第2次府中市子ども・子育て支援計画」においては、「3つの視点」として、「1 子どもの幸せを第一に考える視点」、「2 全ての子育て家庭を支援する視点」、「3 地域や社会全体で子ども・子育てを見守り、育み、支える視点」を設定していました。これらは、一人ひとりの状態やライフステージに応じた支援等を行うこと、全ての子ども・若者や保護者を支援等の対象とすること、地域における連携等を重視しながら取組を推進していくことなど、こども大綱に「6つの柱」として示されている要素と対応関係にある内容を示したものとなっています。

本市において「こども計画」を策定するにあたり、基本理念や施策推進の視点について、「第2次府中市子ども・子育て支援計画」で設定した内容を踏襲する形で設定しました。また、「第2次府中市子ども・子育て支援計画」において基本理念及び施策推進の「3つの視点」に基づき設定していた「6つの基本目標」についても、基本的な枠組みは踏襲しつつ、見直し・更新をする形としました。

ただし、本計画は「こども計画」として、少子化に関する対策や若者への施策の充実など、従来の子ども・子育て支援計画には盛り込まれていなかった、下記のような内容を新たに盛り込み、包括する計画とし、施策推進の視点については、内容を更新し、「4つの視点」として設定しました。このほか、こども基本法やこども大綱における考え方や用いられている用語等を反映して見直し・更新をした点や、新規に追加した内容については、「3-2 基本理念及び施策推進の「4つの視点」及び「3-3 6つの基本目標」の節において、下線を引くなどして強調する形で示しています。

- プレコンセプションケアの推進など、成育医療等に関する保健・医療の充実に関する内容を追加
- 小学生の放課後の居場所づくり以外の点も含めた、こども・若者全般に関する居場所づくりや学習環境の充実、多様な体験の提供に関する内容を追加
- ヤングケアラーや外国にルーツがある子どもへの支援に関する内容を追加
- 子どもの貧困対策に関する内容として、児童手当や医療費助成等の支援施策だけでなく、様々な取組で子どもやその保護者を支え、見守っていくという内容を追加
- 計画全体を通じて、子ども・若者の意見を尊重し、子ども・若者の意見を反映した子ども施策を推進していくため、子ども・若者や子育て当事者からの意見聴取の方法を検討

3-2 基本理念及び施策推進の「4つの視点」

子どもは、社会の希望であり、未来を創る存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せ(ウェルビーイング)につながることはもとより、多様化する社会において、将来の担い手を育成するための重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題です。

こうした大切な存在である子ども自身の最善の利益が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの意見を尊重し、子どもの意見を反映した子ども施策を推進していくものとし、本計画の【基本理念】及び【施策推進の「4つの視点」】を次のとおり定めます。

【基本理念】

次代を担う子ども一人ひとりを生まれる前から大切にするとともに、
子どもの意見を尊重し、その最善の利益を優先します

～ひとみ輝け！府中の子どもたち 心豊かな子どもがいきいきと育つまち～

【施策推進の「4つの視点」】

1 子どもの幸せを 第一に考える視点

子どもが権利の主体であるということを認識し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの権利・利益が最大限に尊重されるように配慮していきます。

また、全ての子どもが豊かな人間性を形成し、将来に希望を持ち、自立して家庭を持つことができるよう、ライフステージに応じた、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めます。

2 全ての子育て家庭 を支援する視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題も踏まえ、全ての子育て家庭が安心して子育てができるよう支援施策を推進します。

また、要支援・要保護児童への対応など、特に配慮を必要とする子どもや家庭への支援については、それぞれの子どもや家庭が抱える背景の多様化等の状況に応じて、アウトリーチや家庭支援事業による支援など、きめ細やかな取組を進めます。

3 地域や社会全体で子ども 子育てを見守り、育み、支える視点

子育ての第一義的責任は父母その他の保護者にあるという基本的認識を前提としつつ、子どもの健やかな成長のため、また、保護者が安心して喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの健やかな育ちと子育てを、行政をはじめ地域や社会全体で見守り、育み、支えていくことが重要です。よりいっそうの連携の推進を図り、様々な担い手が参画、協働して、包摂性のある取組を進めます。

4 少子化への対応を 推進する視点

少子化に影響を与える要因は、経済的な負担や仕事と育児の両立の難しさ、若い世代の意識の変化等、様々なものが挙げられます。

少子化対策については、本市の地域の実情に応じて、総合的かつ多方面からのアプローチが必要であるため、子ども・子育て施策全体で推進していきます。

3-3 6つの基本目標

基本理念及び施策推進の「4つの視点」に基づき、次の6つの基本目標により、子ども施策を推進します。

1. 地域で安心して出産し、子育てができる環境の整備

地域で安心して出産し、子育てに臨めるよう、妊娠期から切れ目のない支援を提供するため、子育て支援に関する情報提供・相談体制の充実を図るとともに、地域における子育て支援拠点の整備を進めるなど、子育てを地域で支える仕組みづくりを行います。

プレコンセプションケアの推進や子どもの発達に関わる相談・支援の充実等を図っていきます。

2. 質の高い幼児期の教育・保育の提供

小学校就学前の子どもに対して、それぞれの家庭が希望する教育・保育を提供できる体制を整えます。

また、延長保育や一時預かり事業の拡充など、多様な保育ニーズに対応できる取組を進めます。

3. 学齢期から青年期への支援

次代を担う子どもたちの健全な育成を図るため、子どもの安全・安心な居場所づくりを推進するとともに、青少年の健全育成に資する取組や社会生活に困難を抱える青少年の自立支援に向けた取組等を進めます。

4. ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭への各種支援施策に関する情報提供・相談体制の充実を図り、それぞれの状況に応じて就業・自立に向けた総合的な支援の取組を進めます。

5. 配慮が必要な子どもと家庭への支援

児童虐待の未然防止・早期発見の取組を進めるとともに、被虐待児童やその家庭への支援を行います。

また、子どもの障害等の早期把握と、それぞれの状況に応じた適切な支援につなげる取組を進めます。このほか、ヤングケアラーや外国にルーツがある子どもなど、様々な課題に対応する取組を推進します。

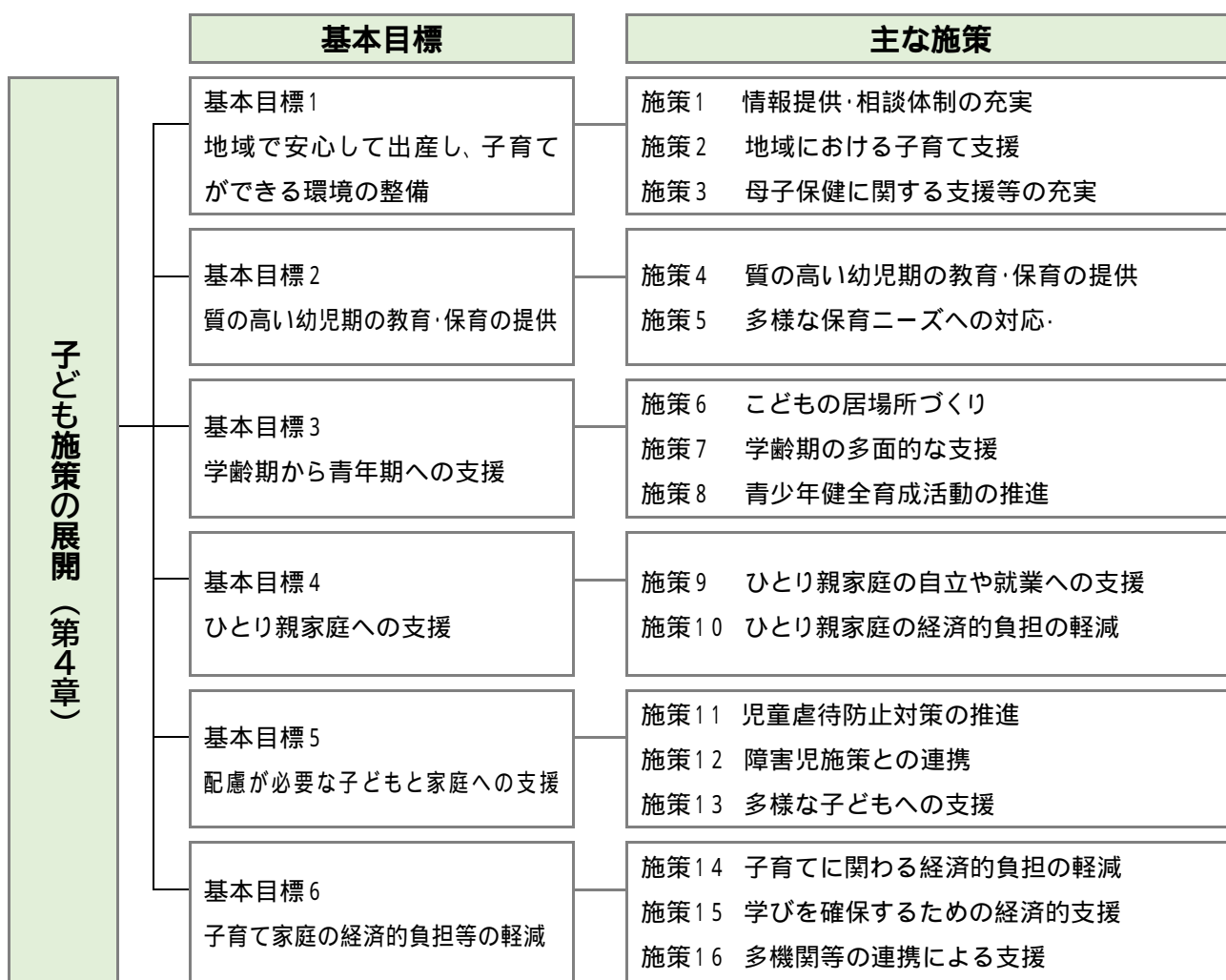
6. 子育て家庭の経済的負担等の軽減

安心して子育てができる環境づくりを進めるため、児童手当の支給や子どもの医療費の助成、教育・保育に関わる補助等を行い、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

また、地域ぐるみで子どもたちを見守り、育てていく仕組みづくりを進めるため、地域のネットワークづくりや市民協働の取組等を推進します。

3-4 施策の体系

基本理念	次代を担う子ども一人ひとりを生まれる前から大切にするとともに、 子どもの意見を尊重し、その最善の利益を優先します ～ひとみ輝け！府中の子どもたち 心豊かな子どもがいきいきと育つまち～
施策推進の 「4つの視点」	1. 子どもの幸せを第一に考える視点 2. 全ての子育て家庭を支援する視点 3. 地域や社会全体で子ども・子育てを見守り、育み、支える視点 4. 少子化への対応を推進する視点



子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」(第5章)

第4章

施策の展開

基本目標1 地域で安心して出産し、子育てができる環境の整備

施策1 情報提供・相談体制の充実

現状と課題

子どもがいる世帯のうち、祖父母と同居する世帯の割合は減少傾向が続いています。また、市民意向調査では、新型コロナウイルス感染症などの影響で外部とのコミュニケーションの機会が減少し、地域のつながりが希薄になったと感じている人がおり、コミュニティのあり方が変化していることがわかりました。

このような環境下において、出産や子育てに不安や悩みを抱く若者・保護者は少なくないと考えられます。本市では、こうした不安や悩みを解消するため、出産や子育て支援に関するサービス利用について、子育て情報誌の配布や、インターネットを活用した子育てサイト・アプリなど、多様な媒体により情報提供してきました。また、令和4年7月からは、保健センターで実施していた母子保健事業と子ども家庭支援センター「たち」の子ども家庭総合支援拠点事業を一つの施設で連携して実施する子育て世代包括支援センター「みらい」を設置し、妊娠期からの切れ目のない相談支援を展開しています。

令和6年度からは、子育てサイト「ふわっと」及び予防接種ナビ「ちっくん」を「ふちゅう子育て応援アプリ」へ統合しリニューアルしました。子育て情報に関しては、子どもの成長段階に応じた情報を適切な年齢層に適切なタイミングで届ける必要があることから、SNS等の様々なツールの特性を生かした内容の充実が求められます。

相談体制に関しては、サービス利用に関する相談はもとより、不安や悩みが起因して児童虐待に至ることがないように、地域での相談しやすい体制を構築するとともに、自分から相談できない方に対しては、アウトリーチによる見守りや相談が重要と考えられます。

DATA 主な実績

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用者支援事業実施箇所数	8 箇所	8 箇所	9 箇所	9 箇所
基本型 (利用者支援及び地域連携を実施)	5 箇所 たち、はぐ	5 箇所 たち、はぐ	6 箇所 たち、はぐ みらい(相談)	6 箇所 たち、はぐ みらい(相談)
特定型 (主に保育施設等の利用を支援)	2 箇所 コンシェルジュ しらとり	2 箇所 コンシェルジュ しらとり	2 箇所 コンシェルジュ しらとり	2 箇所 コンシェルジュ しらとり
母子保健型 (保健師等が妊産婦等を支援)	1 箇所 保健センター	1 箇所 保健センター	1 箇所 みらい(母子)	1 箇所 みらい(母子)
子育てサイト「ふわっと」 アクセス件数	35,569 件	38,479 件	39,280 件	39,498 件

DATA 実態調査結果

P23 第2章2 - 2(1)
「子育てに関する不安や
悩み」に掲載

保護者の抱える育児不安は様々で、子どもの年齢・成長段階によって悩みごとの内容は異なっています。

P25 第2章2 - 2(1)
「子育てに関する情報入
手に関するニーズ」に掲載

子育てに関する情報を受け取る媒体として、SNS やメールを希望する割合が近年高まっています。

施策の方向性

地域のつながりの希薄化が進む中で、SNS やアプリ等も活用しながら、子育て関連の情報発信やひろば・相談事業等の利用促進を図っていきます。子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、オンラインを活用した相談やプッシュ型の情報提供を行っていきます。

子育て世代包括支援センター「みらい」をこども家庭センターとして位置づけ、情報共有の円滑化など母子保健分野・児童福祉分野の連携をさらに推進するとともに、妊婦のための支援給付と組み合わせた妊婦等包括相談支援事業を実施し、妊娠時からの切れ目ない支援はもとより、子育て家庭に寄り添った支援の充実に努めます。母子手帳交付時の妊婦全数面談では妊婦の支援ニーズを確認していきます。来所が難しい方へも電話やオンライン面談等で支援を行います。

地域子育て支援センター「はぐ」において、利用者支援事業の充実に図り、地域で気軽に相談できる体制づくりに努めます。

保育ニーズが多様化する中で、教育・保育事業が円滑に利用できるよう、保育コンシェルジュによる相談支援を継続します。

また、児童福祉法の一部改正を踏まえ、利用者支援事業基本型を実施する「たち」及び「はぐ」については、妊産婦、子育て世帯、子どもが身近な場所で気軽に相談できる地域子育て相談機関の機能を備えます。令和8年度には、新たに「はぐ」を2か所開設することにより、市内の全ての教育・保育提供区域に地域子育て相談機関を整備します。

主な事業一覧

No.	事業名	概要
1	利用者支援事業 ()	子育て家庭が幼稚園や保育所、各種子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報の収集・提供や利用に係る相談支援等を身近な地域で行う事業(基本型の「たち」及び「はぐ」は、地域子育て相談機関を兼ねる。)
2	子どもと家庭の総合相談事業	子ども家庭支援センター「たち」や子育て世代包括支援センター「みらい」で、子育て中の方や子ども自身からの様々な相談に応じる事業
3	子育て情報等推進事業	出産や子育て支援に関する情報をインターネットや子育て情報誌など多様な媒体を活用して提供する事業
4	妊婦等包括相談支援事業()	妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等(伴走型相談支援)を行う事業で、妊婦のための支援給付と組み合わせ実施

()...地域子ども・子育て支援事業(量の見込み及び確保方を定める事業)

当事者の意見聴取の方法等

本施策に関しては、特に相談業務において、対面や電話、チャット等のツールの中から、市民が意見を伝えやすい手法を通じて、子どもや若者、子育て当事者からの意見聴取を行っていきます。

施策 2 地域における子育て支援

現状と課題

地域とのつながりがより希薄になり、身近に相談できる相手がいないなど、在宅での子育てにおいては、育児の孤立化が問題とされています。「仕事と家庭生活の両立」や「地域における子育て支援の充実」に関する支援ニーズが高くなっています。子育て世帯の働き方の変化等を踏まえた支援等の充実を図っていくことが重要と考えられます。

市では、各保育所において在宅で子育てをする家庭を対象に、園庭開放や子育てひろばなどの親子交流活動や子育て相談事業を通じて、地域での孤立化を防止しています。また、地域で子育てひろばや子ども食堂を実施している団体を支援することで、地域交流の促進や見守り体制の充実を図っています。地域では、親子が気軽に立ち寄れる場所として子育てひろばを展開するとともに、幅広い年齢層と交流できる場所である子ども食堂を支援するなど、それぞれの居場所から地域とのつながりが広がるよう、子育てのネットワークづくりを進めていくことが重要です。

「子どもの誕生前から幼児期まで」は、「人の生涯にわたるウェルビーイングの基盤となる最も重要な時期」と考えられています。家庭を基本として、養育の第一義的責任を有する保護者や養育者の役割が重要であるからこそ、その養育を社会が支え、応援することが大切です。

DATA 主な実績

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
子育てひろば事業(地域子育て支援拠点事業) 延べ利用人数	31,626 人	50,327 人	82,209 人	112,998 人
市立保育所(地域子育て支援センター)	11,076 人	15,943 人	16,633 人	15,505 人
子ども家庭支援センター	15,149 人	21,975 人	54,651 人	86,121 人
私立保育園	3,617 人	4,721 人	3,971 人	3,958 人
その他	1,784 人	7,688 人	6,954 人	7,414 人

LINEを活用した、ひろばの日程表及び「はぐ」カレンダーの配信、予約制の導入など、利便性が高まったことで参加率が上昇した。

子ども家庭支援センターでは、コロナ禍中は利用制限等を実施したため、利用者が減少していた。

DATA 実態調査結果

P23 第2章2-2(1)
「子育てに関する不安や
悩み」の文章中に掲載

就学前(保護者)調査で、「子育てに関して親族や身近な友人・知人以外で気軽に相談できる先」について「相談できる相手はいない」と回答した割合が約2割となっています。

P26 第2章2-2(1)
「子育てに関する支援ニ
ーズ」に掲載

就学前(保護者)調査で、「子育てをする中で、どのような支援・対策が有効だと思いますか」と尋ねた設問については、「地域における子育て支援の充実」の回答割合が最も高くなっています。

施策の方向性

地域で気軽に交流できる拠点として、市立保育所(基幹保育所)における地域子育て支援センター「はぐ」の整備を進めます。また、拠点区域内の子育てひろばのニーズ量のバランスを取りながら、地域子育て支援事業として文化センター等を活用した子育てひろばを実施するほか、私立保育園の子育てひろばなどを計画的に実施していきます。

「はぐ」の周知方法として、引き続きLINEでの情報発信や子育て世代包括支援センター「みらい」が実施する訪問支援などの機会を通じて、多くの方に利用してもらい、安心して子育てができるようにしていきます。

地域における子育てのネットワークづくりについては、子育て家庭を支援するために地域で様々な活動に取り組んでいる機関・団体等との連携を図りつつ、地域で子育てひろばや子ども食堂を実施している団体への支援を通じて、市民との協働により推進します。特に、社会的な認知度の向上等により、利用者側のニーズに加えて提供者側の参入意欲も高まっている子ども食堂については、支援の拡充を図っていきます。

子育ての孤立化を防ぐため、家庭に引きこもっている親子や要支援家庭の把握など各関係機関と情報を共有し連携をさらに強化します。

主な事業一覧

No.	事業名	概要
1	地域子育て支援事業	市立保育所(基幹保育所)において、利用者支援事業や地域子育て支援拠点(子育てひろば)事業を行うほか、地域における子育て支援を実施する事業
2	子育てひろば事業(地域子育て支援拠点)事業()	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
3	地域子ども・子育て応援事業費補助金	地域で子育てひろば活動や子ども食堂を実施する団体の活動資金を補助する事業

()...地域子ども・子育て支援事業(量の見込み及び確保方策を定める事業)

当事者の意見聴取の方法等

本施策に関しては、利用者に対してアンケートを実施するほか、来所者との交流の中で意見を聴く取組を実施することを通じて、子どもや若者、子育て当事者からの意見聴取を行っていきます。

施策 3 母子保健に関する支援等の充実

現状と課題

孤立した育児環境や望まない妊娠などの問題がある中、妊娠中や出産前後においては、多くの家庭がマタニティブルーや産後うつなど母親自身の健康状態とともに、子どもの発育や発達に対する不安や悩みなどを抱えています。

こうした不安や悩みを解消するため、市では、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し、必要な成育医療及び保健を切れ目なく提供するための施策として、母子健康手帳交付時に保健師等の専門職が面談を行い、相談を通して出産前後の家庭の家事・育児支援や産後ケア事業など適切なサービス利用につなげることで、出産や育児に係る母親の負担軽減を図っています。また、各種健診や予防接種、新生児訪問などの実施により、母子の健康管理を促進しています。

しかし、依然として出産前後に不調を感じる母親の割合が高くなっています。家族形態の変化や保護者が精神疾患や発達の障害等の課題を抱えていることから、養育が困難になっている場合もあると考えられます。妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型の相談支援を提供するとともに、アウトリーチによる対策等を充実していくことも重要と考えます。

また、近年出生率・出生数が低下していますが、若い世代の男女に向け、将来の妊娠・出産に備えて健康管理ができ、ライフプランを主体的に考えることができるよう、プレコンセプションケアの取組を行うことも重要です。発達の程度に応じて、性と生殖に関する健康と権利、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係などを知る機会や場を充実していくことが必要です。

DATA 主な実績

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
母子健康手帳交付事業				
母子健康手帳交付冊数	1,790 冊	1,672 冊	1,611 冊	1,518 冊
交付時の面談件数	1,765 件	1,636 件	1,581 件	1,496 件
新生児訪問数	1,599 人	1,618 人	1,591 人	1,522 人
産後ケア事業				
延利用者数(個別型)	213 人	313 人	389 人	573 人
延利用者数(集団型)	28 人	71 人	77 人	79 人

DATA 実態調査結果

P27 第2章2 - 2(1)
「産前・産後のサポートについて」に掲載

出産に伴い、マタニティブルーや産後うつの経験をする方の割合が高くなっています。

施策の方向性

引き続き、母子保健事業を通じ、母子の健康の保持増進や子育て世帯の育児不安の軽減などを行い、安心して子どもを産み育てることができる環境を充実させていきます。

母子健康手帳交付時の面談や新生児訪問などの様々な機会を捉え、不安や困りごと、支援ニーズを把握し、ひとり親家庭や多胎児家庭など、それぞれの状況に応じた支援やサービスにつなぐとともに、妊娠準備期における相談のほか、出産前後の母親への支援の充実及び質の向上を図り、出産や育児に係る母親とその家庭の負担感の軽減を図っていきます。

また、来所が難しい方には電話やオンライン面談等で支援を行います。このほか、子育て世帯の利便性向上を目指し、疾病や子育てに関する悩みごと等について、オンラインで産婦人科医・助産師・小児科医に気軽に相談できる事業を継続するとともに、母子保健情報等のデジタル化を進めていきます。

妊産婦健診や、全ての子どもに対する各種健診、予防接種事業では、事業が円滑に行われるよう、医療機関等との連携を強化し、疾病や障害の早期発見・早期対応を行い、母子の健康管理をさらに充実するとともに、継続的なアプローチが求められる家庭には、切れ目のない支援を行い、養育困難や児童虐待の予防にもつなげていきます。

各種教室については、参加者の意見等を参考に内容を充実させるほか、父親も参加しやすいように工夫していきます。また、産後ケア事業について、利用促進及び受け入れ体制の充実を図ります。その他、プレコンセプションケアの取組として、妊娠・出産も含めた健康に関する正しい知識を伝える取組を推進します。

主な事業一覧

No.	事業名	概要
1	母子健康手帳交付事業	妊娠届を行った妊婦に対し、母子健康手帳を交付するとともに、保健師等の専門職が面談を実施する事業
2	妊婦健康診査事業()	妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
3	新生児訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)()	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
4	妊産婦育児教室事業	妊娠から育児期間中の親子を対象とした各種教室を実施する事業
5	定期予防接種事業	感染のおそれのある病気の発生及びまん延を防止するため、各種定期予防接種を実施する事業
6	産後ケア事業()	産婦の体調回復と心理的安定をサポートするため、休養できる場所と助産師等によるケアを提供する事業
7	オンライン子育て相談事業	スマートフォンから産婦人科医・助産師・小児科医に気軽に疾病や子育てに関する悩み等が相談できる事業

()...地域子ども・子育て支援事業(量の見込み及び確保方策を定める事業)

当事者の意見聴取の方法等

本施策に関しては、各講座のアンケート調査の実施や、来所した保護者に対して育児に関する不安や困りごと等の支援ニーズの把握を行い、子育て当事者からの意見聴取に取り組みます。

基本目標2 質の高い幼児期の教育・保育の提供

施策 4 質の高い幼児期の教育・保育の提供

現状と課題

本市では、これまで施設整備をはじめとする様々な待機児童の解消に向けた取組を進めてきた結果、待機児童は順調に解消が図られてきています。今後は、女性就業率やそれに伴う保育ニーズの変化に注視するとともに、将来的な児童数の減少が見込まれる中で、各施設で顕著になりつつある欠員への対応が必要になります。

また、子どもの発達において、「子どもの誕生前から幼児期まで」は、「人の生涯にわたるウェルビーイングの基盤となる最も重要な時期」と考えられています。乳幼児期の子どもの健やかな発達を保障していくため、教育・保育のさらなる質の向上が求められています。

各幼稚園・保育施設等においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき質の高い幼児教育・保育の推進を図っています。本市では、保育施設等が関係法令を遵守し、適正な運営を行うとともに、保育施設等に対して保育支援者巡回支援や指導検査を実施しているほか、外部評価を受ける施設に対して財政支援を行っています。

また、幼児期の教育・保育の質を維持・向上するために、保育士等の人材確保と人材育成が必要となるほか、子ども一人ひとりの成長を中心に据え、連続かつ一貫した教育の充実に取り組むため、幼保小の連携を推進することが重要です。

DATA 主な実績

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
教育・保育事業				
認可保育所	56 か所	58 か所	57 か所	56 か所
幼稚園(特定教育・保育施設)	4 か所	3 か所	3 か所	3 か所
上記以外の幼稚園	15 か所	15 か所	15 か所	14 か所
特定地域型保育事業 (小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業)	3 事業	3 事業	3 事業	3 事業
認可外保育施設	21 か所	22 か所	23 か所	23 か所
【参考】保育所等待機児童数	86 人	28 人	14 人	5 人
保育支援者巡回支援事業				
認可保育所	32 か所	41 か所	49 か所	69 か所
認証保育所	10 か所	7 か所	13 か所	20 か所
その他施設	2 か所	3 か所	3 か所	5 か所
保育施設等指導検査事業				
特定教育・保育施設	25 か所	24 か所	19 か所	17 か所
特定地域型保育事業	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
特定子ども・子育て支援施設等	-	2 か所	3 か所	3 か所

継続的な施設整備による定員拡充を図り、保育所の待機児童は、平成29年度の383人をピークに減少傾向にあり、令和6年度は0人となっています。

DATA 実態調査結果

P30 第2章2-2(2)
「平日の教育・保育事業
として定期的に利用したい
と考える事業」に掲載

定期的な教育・保育で利用したいと考える事業としては、5年前の調査結果と比較すると、「認可保育所」の回答割合が今回の調査結果のほうが10ポイント以上高くなっています。

施策の方向性

子どもの主体的な活動を大切にしながら、多様な遊びや体験を通じて乳幼児の健全な心身の発達を図るため、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき質の高い幼児教育・保育を推進します。

保育施設等が関係法令を遵守し、適正な運営を行うとともに、良質な育成環境を維持できるよう、保育支援者巡回支援や指導検査を引き続き実施します。また、保育支援者巡回支援については、市内の全保育施設を対象施設とするとともに、施設長の変更、苦情や保護者対応に課題が見られる施設を対象に引き続き重点的に実施します。

幼児期の教育・保育の質を維持・向上するため、保育士等のキャリアアップに向けた研修や処遇改善につながる事業を実施する施設に対して財政支援を引き続き行い、保育士の人材確保に努めるとともに、保育士に対する研修等の充実を図ります。

幼保小の連携の推進にあたっては、幼児期及び小学校における教育に関わる全ての機関が、それぞれの教育や保育の目的や目標、取組について十分に理解したうえで、円滑な接続を図る必要があります。本市では、公立・私立という設置者の立場を超えて、全ての子どもの健やかな成長に資するため、幼保小の連携に関わる取組を推進します。

主な事業一覧

No.	事業名	概要
1	教育・保育の提供 ()	就学前の子どもに対して、それぞれの家庭の状況に応じて必要とされる教育・保育を幼稚園、保育所、地域型保育事業等を通じて提供する事業
2	保育支援者巡回支援事業	特定教育・保育施設等に対し、公立保育所長経験者等が助言・相談などの巡回支援を行う事業
3	保育施設等指導検査事業	特定教育・保育施設等に対し、関係法令を遵守し、適正な運営をしているかなどについて、指導検査を行う事業

()...教育・保育事業(量の見込み及び確保方を定める事業)

当事者の意見聴取の方法等

本施策に関しては、保育支援者巡回支援や指導検査で行う施設長等ヒアリングや各施設が受けた外部評価を通じて、各施設に寄せられた利用者からの意見を聴取します。

施策 5 多様な保育ニーズへの対応

現状と課題

女性の就業率の上昇に伴い、女性(母親)がフルタイムで働く割合が上昇しているなかで、男性(父親)の働き方に関しては、1日あたりの就労時間が短くなっている傾向にあるほか、フレックスタイム制の導入や新型コロナウイルス感染症の影響を契機とした在宅勤務の増加により、保育ニーズが多様化しています。

就労により帰宅時間が遅くなってしまう家庭の保育ニーズに対しては、市内全ての認可保育所で延長保育を実施しているほか、トワイライトステイ事業を行っています。また、不定期の保育ニーズに対しては、一時預かり・定期利用保育、預かり保育、ショートステイ、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター事業、産前産後家庭サポート事業を実施しています。トワイライトステイ事業やショートステイ事業は、レスパイト・ケア等の支援が必要な子ども・保護者も利用する事業でもあり、これらのニーズに対応することも重要です。

全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することが求められています。

DATA 主な実績

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
延長保育事業実施施設数及び延べ利用人数	56 施設 2,860 人	57 施設 2,993 人	57 施設 3,059 人	56 施設 3,194 人
午後 7 時まで(再掲)	35 施設	35 施設	35 施設	34 施設
午後 8 時まで(再掲)	19 施設	20 施設	20 施設	20 施設
午後 10 時まで(再掲)	2 施設	2 施設	2 施設	2 施設
一時預かり・定期利用保育事業実施施設数及び延べ利用人数	31 施設 12,086 人	33 施設 12,466 人	32 施設 13,466 人	32 施設 14,444 人
ショートステイ(子育て短期支援事業)実施箇所数及び延べ利用人数	3 か所 77 人	3 か所 127 人	3 か所 172 人	3 か所 263 人
トワイライトステイ(子育て短期支援事業)実施箇所数及び延べ利用人数	2 か所 2,116 人	2 か所 2,147 人	2 か所 2,337 人	2 か所 2,351 人
ファミリー・サポート・センター事業				
小学生 延べ利用人数	908 人	854 人	515 人	833 人
未就学児 延べ利用人数	1,897 人	1,563 人	1,685 人	1,438 人
提供会員数	498 人	481 人	455 人	462 人
病児・病後児保育事業				
病児・病後児対応型実施箇所数及び延べ利用人数	2 か所 109 人	3 か所 243 人	3 か所 211 人	3 か所 626 人
体調不良児対応型実施箇所数及び延べ利用人数	5 か所 419 人	5 か所 1,062 人	5 か所 1,041 人	5 か所 1,360 人
産前産後家庭サポート事業 延べ利用日数	723 日	2,310 日	3,869 日	4,385 日

DATA 実態調査結果

P26 第2章2 - 2(1)
「子育てに関する支援ニ
ーズ」に掲載

就学前(保護者)調査で、「子育てをする中で、どのような支援・対策が有効だと思いますか」と尋ねた設問については、「地域における子育て支援の充実」と同程度に「仕事と家庭生活の両立」の回答割合が高くなっています。

施策の方向性

就労により帰宅時間が遅くなってしまう家庭の保育ニーズに応えるため、全認可保育所において午後7時以降までの延長保育を継続して実施します。

トワイライトステイ事業、ショートステイ事業、ファミリー・サポート・センター事業及び産前産後家庭サポート事業については、これまでの取組を継続して行うとともに、事業の認知度を高めて必要な家庭に支援が行き届くよう周知広報に取り組み、多様な保育体制の確保を通じた保護者の負担軽減を図ります。

多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの形での支援への取組として、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付(乳児等通園支援事業)の実施に向けた取組を進めてまいります。

主な事業一覧

No.	事業名	概要
1	延長保育事業(時間外保育事業)()	保育所等で、通常の利用日・時間以外に入所児を保育する事業
2	一時預かり・定期利用保育事業()	在宅での保育が困難な場合に、主として昼間に保育所、子ども家庭支援センター、その他の場所で一時的に子どもを預かる事業
3	預かり保育事業()	幼稚園で、通常の利用日・時間以外に在園児を預かる事業
4	ショートステイ(子育て短期支援事業)()	保護者が出産、疾病などの理由で、一時的に養育が困難な場合に、施設において泊りがけで子どもを預かる事業
5	トワイライトステイ(子育て短期支援事業)()	保護者が仕事その他の理由により平日の夜間等に養育が困難な場合に、施設において一時的に子どもを預かる事業
6	ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)()	子どもの預かり等の提供会員と利用会員による組織を設置し、相互援助活動に関する連絡・調整等を行う事業
7	病児・病後児保育事業(病児保育事業)()	子どもが発熱等の急病時、病院・保育所等に付設された専用スペース等で看護師等が一時的に保育する事業
8	産前産後家庭サポート事業	出産前後の妊産婦がいる家庭に援助員を派遣し、家事・育児の支援を行う事業

()...地域子ども・子育て支援事業(量の見込み及び確保方策を定める事業)

当事者の意見聴取の方法等

本施策に関しては、それぞれの事業を実施していく中で利用者の声を把握していきます。

基本目標3 学齢期から青年期への支援

施策 6 こどもの居場所づくり

現状と課題

国の「こどもの居場所づくりに関する指針」では、地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、こども・若者同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少しており、「こども・若者が地域コミュニティの中で育つ」ことが困難になっているとの課題認識が示されています。

本市の状況としても、子どもが放課後にゲームをする時間やスマートフォンを使用する時間が長くなっている傾向にあることや、子ども・若者の近所付き合いの度合いがより希薄になっているなどの変化が見られています。

小学生の放課後の居場所に関しては、国では「放課後児童対策パッケージ」が示されています。本市では共働き家庭の増加等により放課後の居場所に対するニーズは高まり、学童クラブ入会児童数が増加し、適正な育成面積の確保が喫緊の課題となっています。本市では、学童クラブを市立小学校校区ごとに設置するとともに、放課後子ども教室を全ての小学校で実施し、両事業の連携を図りながら、児童の放課後の安全・安心な居場所を提供しています。また、各文化センターに児童館を設置し、地域における児童の安全な居場所を提供しています。

中学生や高校生世代を含むこどもの居場所づくり等について、今後検討を深めていくことが重要です。生活実態調査の自由記述による意見聴取では、学校内での居場所の充実に関する回答も見られました。また、市民意向調査では、子ども・若者として「自由に過ごせる場所を増やす」ことを求める意見が高まっていることが把握されました。様々なニーズや特性を持つ子ども・若者が、身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができるようにしていくことが重要です。

DATA 主な実績

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
学童クラブ 入会人数	2,196 人	2,230 人	2,395 人	2,383 人
1年生(再掲)	835 人	909 人	863 人	808 人
2年生(再掲)	747 人	713 人	851 人	807 人
3年生(再掲)	539 人	537 人	587 人	679 人
4年生(再掲)	50 人	55 人	76 人	65 人
5年生(再掲)	17 人	11 人	14 人	17 人
6年生(再掲)	8 人	5 人	4 人	7 人
放課後子ども教室 登録人数	3,368 人	3,838 人	3,836 人	3,775 人

DATA 実態調査結果

P31 第2章2 - 2(3)
「こどもの放課後の過ごし方、居場所」の文章中に掲載

小中学生保護者調査で、「お子さんが過ごす場所として、次のような場所があった場合に使いたいと思いますか」と尋ねた設問について、「(学校以外で)いろいろな遊びや経験ができる場所」については9割以上が「興味がある」または「使ってみたい」と回答しています。

P33 第2章2 - 2(3)
「子ども・若者のために必要な取組」に掲載

子ども・若者調査で、「これから若者のために、府中市に必要な取組は何だと思われますか」と尋ねた設問について、「お金の心配をせずに学べる(進学・塾にいくこと)ように支援する」に次いで「自由に過ごせる場を増やす」の回答割合が高くなっています。また、その回答は5年前の調査結果と比較すると10ポイント以上高くなっています。

施策の方向性

どのような場を居場所と感じるかどうかは、子ども・若者本人が決めるという性質を持つものであることから、多様な場づくりの推進を図っていくとともに、子ども・若者の視点に立って、子ども・若者の意見を聴取しながら取組を推進していきます。

学童クラブ及び放課後子ども教室の今後の方向性については、学童クラブ及び放課後子ども教室が校地内に一体的に整備され複合化する機を捉えて、学校とのさらなる連携強化を目指すとともに、保護者の就労その他に関係なく、全ての児童が放課後に多様な体験・活動を行うことができる環境整備を目指します。また、学童クラブにおける適正な育成面積の確保策については、市内に民設民営学童クラブの参入を促し、サービス提供を増進するような取組を検討していきます。文化センターの児童館では、引き続き地域における安全な居場所を提供するとともに、児童の健康を増進し、情操を豊かにするため、遊びや体験活動を行います。

中高生の居場所づくりに関しては、既存の公共施設の利活用を検討し、現在の施設の利用実態を踏まえ、通信等の環境面を整備しつつ、中高生の意見を聴取しながら、推進していきます。

また、本市にある公共施設や地域行事など、様々な社会資源についても、最大限に活かしながら、子ども・若者の意見聴取を進め、居場所づくりに取り組んでいきます。

主な事業一覧

No.	事業名	概要
1	学童クラブ事業(放課後児童健全育成事業)()	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業
2	放課後子ども教室事業	全ての小学生に対し、放課後や学校の長期休業期間中に学校施設を活用して、安全で安心な居場所を提供する事業

()...地域子ども・子育て支援事業(量の見込み及び確保方策を定める事業)

当事者の意見聴取の方法等

本施策に関しては、学童クラブ事業と放課後子ども教室事業の両方で、定期的なアンケート調査の実施を通じて、意見聴取を行っていきます。また、中高生の居場所づくりに関しても、既存の公共施設を活用して試験的に取り組み、その中で利用者にアンケート調査を実施することで、意見聴取を行っていきます。

施策 7 学齢期の多面的な支援

現状と課題

国では、子ども・若者や子育て当事者を取り巻く現状として、貧困、不登校、「ネットいじめ」、子ども・若者の自殺、自己肯定感や幸福度の低さなどの課題があるとしています。特に国の令和 4 年の調査によると全国の小中学校における不登校児童生徒数が過去最多を記録する等、不登校やいじめの未然防止・早期対応は喫緊の課題となっています。

本市では、児童・生徒が抱える課題や悩みに的確に対応し、支援できるよう教育相談体制を整備するほか、不登校の児童・生徒に関する支援やいじめに関する対策等を行っています。

今後、社会情勢の変化や様々な教育課題に対応し、これからの時代を担う子どもを育成していくためには、関係諸機関と連携・協力しながら、それぞれの個に応じたきめ細やかな支援を充実する必要があります。

DATA 主な実績

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
教育相談				
電話相談	326 件	348 件	483 件	481 件
来室相談	620 件	540 件	538 件	534 件
(延べ件数)	(延べ 5,594 件)	(延べ 7,163 件)	(延べ 7,146 件)	(延べ 6,733 件)

DATA 実態調査結果

P27 第2章2 - 2(1)
「学齢期での子ども・子育ての悩みごと、困りごと等」に掲載

小中学生の保護者に対する調査で「あなたが困っていることや悩みごと、市への要望等」を尋ねた設問について、「家庭・子ども関連」で様々な課題や悩みを抱えており、「経済的な不安」に次いで、「不登校・引きこもり」に関する内容が多く挙がっています。

施策の方向性

子ども発達支援センター「はばたき」の教育相談や、学校でのスクールソーシャルワーカーによる相談・支援を継続するとともに、多様な相談に対して個々の状況に応じた適切な支援を行うため、相談・支援体制の充実を図り、福祉や医療などの関係機関と連携を推進します。

不登校の児童・生徒に対しては、適応指導教室「けやき教室」やサポートルーム、オンラインを活用した支援、令和 7 年度に開設予定の学びの多様化学校など、在籍学校だけに限らない、子どもを支援する体制のいっそうの拡充を図っていきます。

いじめに関する対策としては、本市では令和 5 年 4 月に施行した府中市いじめ防止対策推進条例に基づき、府中市教育委員会いじめ問題対策委員会による組織的な対応を行うことで、いじめの未然防止等のための対策の推進を図っていきます。

不登校やいじめに関する対策は、関係諸機関との連携・協力が必要となってくることから、府中市及び府中市教育委員会による横断的な取組・支援を推進していきます。

主な事業一覧

No.	事業名	概要
1	教育相談・教育支援事業	【教育相談】 学校生活における困りごとなど児童・生徒に関する心配事や悩みについて、臨床心理士等の専門職が相談に応じる事業 【スクールソーシャルワーカー】 問題を抱える児童・生徒の支援を行うため、社会福祉士等の専門的な知識を持つ者をスクールソーシャルワーカーとして採用し、児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関等との連携、ネットワークの構築を行う事業

当事者の意見聴取の方法等

本施策に関しては、教育相談の対面相談時は、個室で対応するものとし、個人情報に配慮しながら相談者の支援ニーズを把握していきます。

施策 8 青少年健全育成活動の推進

現状と課題

本市では、府中市青少年健全育成基本方針に基づき、家庭、学校、地域における関係機関と連携し、犯罪が起こりづらい環境づくりや青少年の非行防止・犯罪被害防止活動を実施するなど青少年の健全育成に取り組んでいます。しかしながら、青少年を取り巻く環境は、インターネットの普及に伴い、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)を媒介とした犯罪被害やトラブルが増加するなど、日々、大きく変化しており、社会環境の変化に対し柔軟な対応が求められています。

また、社会生活や学校生活などを円滑に営むうえで困難を抱える青少年については、小学1年生から29歳までの方やその親族等からの相談に応じ、関係機関の紹介やその他必要な情報提供を行うとともに、必要に応じて、専門の相談員による相談事業を行っています。市民意向調査では、現在の生活や将来に不安を抱く子ども・若者が少なくないことが明らかになっています。これらのことも踏まえ、相談対応の充実等を図っていくことが重要です。

DATA 主な実績

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
青少年健全育成事業				
こども緊急避難の家登録件数	1,725 件	1,669 件	1,626 件	1,576 件
青少年健全育成協力店登録件数	142 件	142 件	147 件	148 件
青少年対策地区委員会事業実施回数	192 回	254 回	374 回	384 回
青少年総合相談運営事業				
相談件数	11 件	31 件	30 件	106 件

DATA 実態調査結果

P32 第2章2-2(3)
「子ども・若者の悩みごと・困りごと等」に掲載

子ども・若者調査で、「現在、悩みや不安はありますか」と尋ねた設問については、「収入や生活費のこと」の回答割合が最も高く、次いで「仕事や職場のこと」や「漠然とした不安」の割合が高くなっています。5年前の調査結果と比較すると、「漠然とした不安」について、今回の調査結果のほうが5ポイント以上高くなっています。

P32 第2章2-2(3)
「子ども・若者の悩みごと・困りごと等」の文章中に掲載

「将来に不安を感じていますか」と尋ねた設問については、「なんとなく感じている」の回答割合が50.0%と最も高く、次いで「感じている」の回答割合が29.0%となっています。

施策の方向性

家庭、学校、地域、警察等と連携し、青少年が地域の中で健やかに育成できるよう支援します。また、青少年が犯罪や事故に巻き込まれることがないよう環境浄化活動や見守り活動を継続的に実施するとともに、インターネットやSNSに起因する問題への対応など、青少年を取り巻く環境の変化に柔軟に対応した青少年健全育成活動を推進します。地域における青少年健全育成活動を推進するため、青少年対策地区委員会による、環境浄化・非行防止・育成・啓発活動を実施します。また、子ども緊急避難の家、青少年健全育成協力店とともに広く認知されるよう広報活動を推進し市民の協力を得ながら、青少年の健全育成及び取り巻く環境の浄化に注力します。

青少年の自立支援については、引き続き、青少年の抱える悩みに関する本人またはその親族等からの相談に応じ、関係機関の紹介や助言を行う青少年総合相談事業や、小中学生やその保護者を対象に、子ども自身の心や体、交友関係等に起因する不安や悩みなどについて、スマートフォン等の通信機器を通じて小児科医等と直接相談ができる思春期オンライン相談事業を進めていくことで、若者やその家族が抱える問題が複雑化・深刻化する前に支援につながるよう努めてまいります。また、広報の特集記事への掲載や、市内小中学校を通して児童・生徒に直接チラシを配布するなど、悩み等を抱える青少年が早期に必要な支援につながるようさらなる周知を図ります。

主な事業一覧

No.	事業名	概要
1	青少年健全育成事業	青少年対策地区委員会や健全育成協力店等の関連団体と連携し、青少年を取り巻く社会環境の浄化、非行防止などの取組を推進する事業
2	青少年総合相談運営事業	青少年の抱える悩みに関する本人またはその親族等からの相談に応じ、関係機関の紹介や助言を行う相談事業や、小中学生やその保護者を対象に、子ども自身の心や体、交友関係等に起因する不安や悩みなどについて、スマートフォン等の通信機器を通じて気軽に小児科医等と直接相談ができる事業

当事者の意見聴取の方法等

本施策における青少年総合相談では、相談の方法を電話やメール相談だけでなく、必要であると判断した場合は、面接相談も実施するなど、相談や意見を伝えやすい方法で、青少年の意見聴取を行います。

基本目標4 ひとり親家庭への支援

施策 9 ひとり親家庭の自立や就業への支援

現状と課題

本市において、子どもがいる世帯のうちひとり親家庭世帯の割合は約1割となっており、ひとり親になった理由としては、「離婚」の割合が約8割となっています。

ひとり親家庭については、就労している方の割合は高いものの、世帯としての収入の水準は低く、養育費の取り決めをしていない、受け取っていない方の割合も高くなっています。

また、ひとり親世帯は生活困難層かつ養育困難層に該当する割合も高く、生活困窮の課題だけでなく養育困難にかかる課題を抱えていると思われます。このほか、生活満足度についても他の世帯と比較して低い傾向にあるなど、様々な課題を抱えていると考えられます。これらから、子育てに関すること、就労に関すること、離婚や養育費に関することなど、様々な面における相談体制の充実が必要です。

DATA 主な実績

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
ひとり親家庭自立支援相談事業				
相談員数	6人	6人	5人	6人
延相談件数	2,845件	3,068件	1,882件	1,874件
うち就労等に関する件数	326件	312件	257件	582件
ひとり親家庭自立支援事業				
母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給人数	6人	2人	7人	4人
母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給人数	12人	12人	14人	16人
母子自立支援プログラム策定人数	15人	17人	30人	29人
養育費確保に関する補助金事業	—	0件	6件	9件

DATA 実態調査結果

P19・20 第2章2-1(4)
「子育て家庭の生活の状況」に掲載

生活実態調査で、ひとり親世帯において「生活困難層」や「養育困難層」に該当する割合は、いずれも3割以上となっています。

P35 第2章2-2(4)
「子育てに関する課題」に掲載

ひとり親調査において、「子育てをする中で、どのような支援・対策が有効だと思いますか」と尋ねた設問については、「仕事と家庭生活の両立」の回答割合が最も高くなっています。

P36 第2章2-2(4)
「経済面・生活面での課題」に掲載

「全体として、あなたは最近の生活に、どのくらい満足していますか」と尋ねた設問については、「5点」の回答割合が最も高くなっています。その他の世帯と比較すると、ひとり親調査においては満足度が低い回答の割合が高い傾向にあります。

施策の方向性

ひとり親家庭それぞれの状況に応じて、ひとり親自立支援員が全体的な相談対応ときめ細やかな支援をするほか、離婚を考えている親の課題整理などでもできるよう相談体制を充実し、各種支援制度の周知徹底を図ります。

就労や転職に係る相談については、就業支援専門員が生活状況や仕事の希望等を聞き取り、ひとり親家庭の親及び子の資格取得や求職活動の支援を行います。

特に離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や面会交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等の取組を推進していきます。

主な事業一覧

No.	事業名	概要
1	ひとり親家庭自立支援相談事業	ひとり親家庭からの相談に応じ、必要な情報提供や支援を行い、自立を促す事業
2	ひとり親家庭自立支援事業	ひとり親家庭に対して、資格取得の支援や就業支援を行うことで経済的な自立を促すほか、ホームヘルパーを派遣して日常生活の援助を行い、安定した生活が維持できるよう支援する事業
3	養育費確保に関する補助金事業	ひとり親等の生活の安定のため、養育費の取決めに係る公正証書等の作成、養育費保証契約の締結等に必要な費用を助成する事業

当事者の意見聴取の方法等

本施策に関しては、児童扶養手当等のひとり親の手続きで窓口に来庁した際に、相談員が直接、当事者の生活状況や日頃の悩み等、意見聴取を行っていきます。

施策 10 ひとり親家庭の経済的負担の軽減

現状と課題

ひとり親家庭については、就労している方の割合は高いものの、世帯としての収入の水準は低く、市において、生活困難層に該当するひとり親家庭の割合は3割以上となっています。また、学費等の教育費に関する不安や悩みを抱える割合が高くなっています。

ひとり親家庭の安定した生活のため、各種手当の支給や医療費の助成を行っており、令和6年11月からは、児童扶養手当の所得限度額の緩和や第3子以降の支給額の増額及び医療費助成の所得限度額の緩和を行っています。しかし、依然としてひとり親家庭の経済状況は厳しく、今後も継続して経済的負担の軽減を図る必要があります。

DATA 主な実績

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
ひとり親家庭対象手当延支給人数				
児童扶養手当延支給人数	全部支給	10,156 人	9,823 人	9,580 人
	一部支給	7,819 人	8,244 人	8,155 人
児童育成手当延支給人数	育成手当	34,463 人	34,292 人	33,357 人
	障害手当	2,612 人	2,536 人	2,278 人
ひとり親家庭等医療費延助成件数	30,605 件	33,510 件	34,140 件	35,172 件

DATA 実態調査結果

P19・20 第2章2-1(4)
「子育て家庭の生活の状況」に掲載

生活実態調査で、「生活困難層」や「養育困難層」に該当する割合は、ひとり親家庭ではそれぞれ該当する割合が3割以上となっています。(再掲)

P36 第2章2-2(4)
「経済面・生活面での課題」の文章中に掲載

ひとり親調査において、「家計について次のような不安や悩みごとはありますか」と尋ねた設問については、「学費等の教育費が払えるか」の回答割合が最も高く、次いで「お金がたまらない」の回答割合が高くなっています。

施策の方向性

引き続き、ひとり親家庭に対して各種手当の支給及び医療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図るとともに、必要に応じて適切な支援を受けられるよう関係機関につないでいきます。

主な事業一覧

No.	事業名	概要
1	ひとり親家庭等対象手当支給事業	児童扶養手当及び児童育成手当をひとり親家庭に支給する事業
2	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の医療費を助成する事業

当事者の意見聴取の方法等

本施策に関しては、現況届の提出など、定期的に対象世帯と直接接する機会を捉え、その中で当事者の意見聴取を行い、支援が必要な場合は関係機関につないでいきます。

基本目標5 配慮が必要な子どもと家庭への支援

施策 11 児童虐待防止対策の推進

現状と課題

本市の総合相談事業における新規相談受理件数は年々増加しており、児童虐待の相談件数も増加傾向にあります。

本市では、令和4年度より児童虐待に関する通告や相談窓口を子ども家庭支援センター「たち」から子育て世代包括支援センター「みらい」に移し、同一の執務場所となった母子保健部門と支援を一体的に行うことで、児童虐待の未然防止に努めています。また、関係機関との連携を充実し、早期発見・早期対応を行うことで虐待の重篤化防止を図っています。

児童虐待の相談件数が増加傾向にあるほか、困ったときに自ら助けを求められない家庭など、潜在化しやすい養育困難家庭が依然として存在しているため、今後も相談窓口や虐待の通告先を周知するとともに、児童虐待防止に関する意識啓発を図り、早期発見・早期対応を行うことが必要です。要保護児童を把握した場合は迅速かつ的確に対応するとともに、その家庭のニーズに合わせたサービス調整などを行い、問題の解決を図っていくことも重要です。また、虐待を受けた子どもに対するケアの充実を図る必要もあります。

DATA 主な実績

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
子どもと家庭の総合相談事業				
児童虐待相談件数	401 件	487 件	389 件	503 件
養育困難相談件数	985 件	1,087 件	1,004 件	931 件
育児支援家庭訪問 世帯数・延回数	82 世帯	77 世帯	84 世帯	90 世帯
	1,037 回	889 回	1,161 回	1,285 回
親支援事業 参加者数	36 人	32 人	32 人	27 人
支援対象児童等見守り強化事業 世帯数・延回数(令和3年11月開始)	—	12 世帯	56 世帯	82 世帯
	—	115 回	1,144 回	2,184 回

DATA 実態調査結果

P37 第2章2 - 2(5)
「困難家庭におけるDV・虐待等の課題」に掲載

生活実態調査において、「子どもをたたいてしまったことがある」の回答割合は5割以上となっており、特に「養育困難層」や「養育・生活困難層」においてその割合が高い傾向となっています。

施策の方向性

引き続き、児童虐待に関する認識や知識の普及啓発と併せ、子育て世代包括支援センター「みらい」をはじめとした支援機関の周知を図り、児童虐待の早期発見、早期対応に努めます。

児童虐待の未然防止のため、母子保健部門や医療機関と連携し、妊娠期の支援をさらに充実させるとともに、困ったときに相談しやすい環境を整備し、出産直後から1歳までの児童虐待の重篤化しやすい時期の支援強化につなげます。また、親支援事業や支援対象児等見守り強化事業、子育て世帯訪問支援事業を推進することで、家庭の養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防いでいきます。

通告などで要保護児童を把握した場合は、早急に子どもの安全確認を行うとともに、保護者や子どもと面談し、養育環境の状況確認を行います。また、保護者や子どものニーズに合わせた支援を行うことで、育児に関する不安や負担の軽減を図り、状況の改善や重篤化の防止に努めます。そのためには専門的な知識が必要であることから、虐待対応に関する研修などを実施し、相談業務に携わる職員や関係者のスキルアップを図ります。

虐待を受けた子どもに対するケアについては、関係機関とのネットワークを活用し、充実を図ります。

主な事業一覧

No.	事業名	概要
1	要保護児童対策地域協議会運営事業	関係機関において要保護児童に関する情報共有や協力要請、児童虐待防止の体制整備等を行う事業
2	児童虐待防止の普及啓発事業	ポスター掲示、イベント時の普及啓発グッズやチラシ配布など児童虐待防止の普及啓発を行う事業
3	育児支援家庭訪問事業(養育支援訪問事業)()	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
4	親支援事業(親子関係形成支援事業)()	子どもとの関わり方に不安を持つ保護者を対象に、講義やグループワークを行うほか、保護者同士が悩みや情報を共有できる場を設ける事業
5	支援対象児童等見守り強化事業	家庭に食料や日用品等を届けることにより、子育て世帯の孤立防止及び支援ニーズの高い子どもの見守りを行い、状況把握をし、必要な支援につなげていく事業
6	子育て世帯訪問支援事業()	家事・育児に不安や負担を抱える子育て家庭や、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を支援員が訪問し、家事・育児支援等を行う事業

()...地域子ども・子育て支援事業(量の見込み及び確保方策を定める事業)

当事者の意見聴取の方法等

本施策に関しては、相談や訪問の際に当事者からの意見聴取を行うとともに、講座やグループワーク等でアンケートを実施し、利用者ニーズの把握に努めます。

施策 12 障害児施策との連携

現状と課題

障害児に対して、福祉分野においては、障害児福祉計画(第3期)に基づき、施策を展開しています。子ども・子育て分野においては、子ども発達支援センター「はばたき」や子育て世代包括支援センター「みらい」、子ども家庭支援センター「たち」をはじめ、保育所、幼稚園などの各関係機関において、療育が必要な子どもや障害児の早期把握と適切な支援へつなげており、保育所では、集団保育が可能で心身に障害・発達の遅れのある子どもを健常児と一緒に保育を行う「すくすく保育」を、学童クラブでは加配を要する児童の受け入れをそれぞれ実施しています。

昨今、子どもの発育や発達に悩みや不安を抱える保護者が増加しており、発達支援に対する需要に対応できる体制づくりが課題となっています。本市では、子ども発達支援センター「はばたき」において、発達や学校生活等に不安を抱える子どもや家族等に対し、福祉と教育の連携による一体的で、切れ目のない支援を実施しています。

DATA 主な実績

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
子ども発達支援センター「あゆの子」における発達相談件数	2,677 件	2,839 件	2,993 件	2,897 件
保育所・学童クラブにおける障害児の受け入れ人数				
保育所 公立	43 人	33 人	32 人	40 人
私立	81 人	88 人	109 人	124 人
学童クラブ	121 人	116 人	148 人	151 人

「あゆの子」は、令和6年3月29日をもって終了し、令和6年4月1日より子ども発達支援センター「はばたき」に発達相談等の業務が移管されました。

DATA 実態調査結果

P23 第2章2-2(1)
「子育てに関する不安や
悩み」に掲載

就学前(保護者)調査や小学生(保護者)調査で、「子育ての中で、日ごろ悩んでいること、または気になることはどのようなことですか」と尋ねた設問について、「子どもの発育・発達に関すること」の回答割合はいずれも3割以上となっています。

施策の方向性

子ども発達支援センター「はばたき」や子育て世代包括支援センター「みらい」、子ども家庭支援センター「たち」は、保育所、幼稚園、医療機関、障害児通所支援事業所などの子ども・子育てを支援する関係機関と連携を図りながら、障害等の早期把握をするとともに、発達支援が必要な子どもや障害児、その家族に対するきめ細やかな支援を行います。また、保育所、幼稚園、学童クラブを対象に、心理士などによる関係機関巡回相談を実施し、子どもとの関わり方や環境調整に関する支援を行います。

保育所におけるすくすく保育、学童クラブにおける障害児の受入れについては、受け入れ枠を引き続き確保するとともに、受け入れた障害児に対する支援の質の向上や落ち着いて過ごせる環境の確保に努めます。

主な事業一覧

No.	事業名	概要
1	障害等の早期把握・早期対応	子ども発達支援センター「はばたき」や子育て世代包括支援センター「みらい」等が、子ども・子育てを支援する関係機関と連携を図りながら、保護者への相談支援や適切な支援へのつなぎなど、発達支援が必要な子どもや障害児の早期把握・早期対応を図る事業
2	保育所及び学童クラブにおける障害児の受入れ	保育所及び学童クラブにおいて障害児の受入れを行う事業

当事者の意見聴取の方法等

本施策に関しては、当事者との個別の相談の中で支援ニーズを把握していきます。

施策 13 多様な子どもへの支援

現状と課題

貧困や虐待、障害に関する課題のほか、関連する課題として、ヤングケアラー、医療的ケア児、外国にルーツがあるなどの観点からの支援を必要とする子どもがいます。

こども基本法では、「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること」や、「全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること」が基本理念のひとつとして掲げられています。

多様な状況にある子どもからの意見聴取等を行い、これらの子どもへの支援を推進することが重要です。

DATA 主な実績

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
継続的に支援しているヤングケアラー数	12人	16人	21人	24人
医療的ケア児の受入れ人数				
保育所	-	-	-	3人
学童クラブ	-	-	-	1人
外国につながる児童・生徒の居場所事業				
開催回数	14回	37回	29回	142回
延参加人数	69人	150人	59人	395人

継続的に支援しているヤングケアラー数は、各年度末時点の人数です。

医療的ケア児の受入れについては、令和5年度より開始しました。

DATA 実態調査結果

P22 第2章2-1(4)
「ヤングケアラーに関する状況」に掲載

小学5年生から高校3年生相当の子どもを対象に実施した「府中市ヤングケアラー実態調査」で、「ヤングケアラーと思われる子ども」は5.4%、その中で家族の世話により「何らかの影響が出ており、支援を急がれる子ども」は1.7%と推定されています。

P41 第2章2-2(7)
「ヒアリング調査により把握された現状や課題」のとに掲載

ヒアリング調査において、外国籍・外国にルーツがある保護者には、言葉の問題や文化の違いにより課題を抱えることが多くなっています。またその子どもに関しても、言語取得・学習面の課題を抱えることが多くなっています。

施策の方向性

ヤングケアラーに関しては、子ども自身がヤングケアラーであると自覚していないケースが多いほか、家庭内のことで周りの大人が気づきにくいなどの特徴があります。ヤングケアラーに関する周知啓発を充実し、子ども自身の自覚を促すとともに、子どもに関わる大人や関係機関はヤングケアラーである子どもに気づき、子どもの気持ちに配慮しながら支援につないでいくことが重要です。子ども自身が相談しやすいようにSNSの活用やヤングケアラー同士が集えるサロンなどを提供していきます。また、子育て世帯訪問支援事業の活用を促進するとともに、介護保険や障害者福祉の関係機関と連携した支援を実施していきます。

医療的ケア児については、公立保育所・私立保育園において看護師等を加配し、個別対応を行う等、きめ細やかな支援に努めます。また、学童クラブにおいては、医療的ケア児のために看護師を配置し、放課後児童支援員と看護師間で連携を図り、育成に努めます。

外国にルーツがある世帯に対しては、ホームページや子育てアプリ等においては一部の言語に対して多言語対応を行っておりますが、国籍も多様になっていることから、文化的背景や生活習慣の違いを考慮しつつ、翻訳機の活用等を通して、丁寧な説明を心がけ、きめ細やかなコミュニケーションを図っていきます。また、多文化共生センターDIVEでは、外国人相談や外国につながる児童・生徒の居場所事業を実施しており、関係機関と連携した支援を実施していきます。

主な事業一覧

No.	事業名	概要
1	ヤングケアラー支援事業	ヤングケアラーの実態を把握するとともに、ヤングケアラーコーディネーターを配置し、相談支援や普及啓発、ネットワーク会議等を実施し、支援体制を充実していく事業
2	医療的ケア児に対する対応	保育所及び学童クラブにおいて、医療的ケア児の受け入れを行い、看護師等が医療的ケア児の状況に応じた支援を行うことで、安全に配慮した育成環境の提供を行う事業
3	外国につながる児童・生徒の居場所事業	外国につながる児童・生徒を対象に、東京外国語大学の学生ボランティア及び市民ボランティアとの協働により、放課後の時間帯に学習支援やレクリエーション活動を行う事業

当事者の意見聴取の方法等

本施策に関しては、ヤングケアラーの対応では、定期的の実態調査を実施するとともに、相談や訪問の機会を通じ、当事者からの意見聴取に努めます。

また、医療的ケア児の対応では、保育所及び学童クラブで担当の看護師を配置し、個別対応を行うことで、丁寧な意見聴取に努めます。

基本目標6 子育て家庭の経済的負担等の軽減

施策14 子育てに関わる経済的負担の軽減

現状と課題

本市では、子育てに係る様々な費用負担の軽減を図るため、子どもがいる家庭を対象に児童手当を支給しています。令和6年10月からは所得に関わらず、高校生年代(18歳に達する日以降の最初の3月31日まで)を対象に支給を行っており、また、第3子以降は支給額を増額しています。支給の頻度も、従来年3回であったものを年6回に変更しました。このほか、医療費については、令和5年度より対象を拡大し、所得に関係なく高校生年代(18歳に達する日以降の最初の3月31日まで)の子どもを対象に助成を行っています。

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートし、幼稚園を利用する満3歳から小学校就学前までの子どもや保育施設等を利用する3～5歳児クラスの子どものと市民税非課税世帯の0～2歳児クラスの子どもの保育料等が無償となりました。そして、令和5年10月からは、課税世帯の0～2歳児クラスの子どものうち、第2子以降の児童を対象に保育料が無償となり、これに伴い、認可外保育施設を利用する保護者に対する補助金のうち、多子世帯負担軽減のため、第2子の補助額を増額しています。また、令和5年度から、満3歳児受入れの私立幼稚園の利用者で、満3歳児と同様に保育されている2歳児に対して「保育料補助金」の支給も開始しました。

DATA 主な実績

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
児童手当支給延人数	376,469 人	372,382 人	344,641 人	324,273 人
医療費助成延件数				
乳幼児医療費助成件数	199,408 件	229,386 件	229,653 件	256,729 件
義務教育就業児医療費助成件数	224,382 件	253,303 件	269,146 件	317,902 件
高校生等医療費助成件数				60,979 件
認可外保育施設入所児童保護者補助金 延支給人数	7,789 人	8,329 人	8,728 人	9,242 人
私立幼稚園等保育料補助金支給延人数	40,373 人	37,760 人	32,838 人	28,832 人

P24・25

第2章2-2(1)「子育てに関する情報入手に関するニーズ」に掲載

「子育て情報として欲しいものはどのようなものですか」と尋ねた設問について、「各種助成や手当などに関する情報」の回答割合は就学前(保護者)調査では「子どもと一緒に参加できるイベント情報」に次いで高く、小学生(保護者)調査では最も高くなっています。

施策の方向性

子育て中の家庭に対し、引き続き児童手当の支給及び子ども医療費の助成を行うことで、経済的負担の軽減を図ります。

また、幼児教育・保育の無償化に係る子育てのための施設等利用給付を適正に行うとともに、認可外保育施設利用者や私立幼稚園利用者に対する補助を引き続き行い、幼児教育・保育に関わる経済的負担の軽減を図ります。

主な事業一覧

No.	事業名	概要
1	児童手当支給事業	児童手当を高校生世代(18歳に達する日以降の最初の3月31日まで)の児童がいる家庭を対象として支給する事業
2	子ども医療費助成事業	高校生年代(18歳に達する日以降の最初の3月31日まで)の子どもを対象に、医療費の助成を行う事業
3	認可外保育施設入所児童に関する補助事業	認証保育所等の認可外保育施設を利用する児童の保護者に対して、保育料を助成することにより、保護者の負担の軽減を図る事業
4	私立幼稚園等就園児に関する補助事業	私立幼稚園等に入園及び在籍する幼児の保護者に対して、保育料及び入園料等を助成することにより、保護者の負担の軽減を行い、幼児教育の振興と充実を図る事業
5	実費徴収に係る補足給付を行う事業	世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品や文房具等教育・保育に必要な物品の購入、行事への参加に要する費用等及び子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園に保護者が支払うべき食事の提供にかかる費用(副食材料費)を助成する事業

当事者の意見聴取の方法等

各事業の手続きの中で、経済的な悩みを抱えている状況を聞き取った際は、関連部署や関連機関につなげるよう努めます。

施策 15 学びを確保するための経済的支援

現状と課題

市民意向調査で、子ども・若者自身が府中市に必要と考える取組に関する回答として、「お金の心配をせずに学べるように支援する」の回答割合が最も高くなっています。

本市では、経済的な理由により、就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費等を援助しています。また、高等学校・大学等へ進学する生徒や学生に対しては、奨学金の給付や貸付を行っています。近年、高校や大学の無償化など、国や東京都による経済的負担の軽減策が拡充されており、本市の奨学金の利用者数は減少傾向にあります。

今後も、国や都の動向を注視し、適切な支援を行うことが必要です。

DATA 主な実績

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
就学援助				
就学援助費認定者数(小学校)	1,093 人	1,045 人	1,035 人	1,000 人
就学援助費認定者数(中学校)	679 人	626 人	594 人	603 人
奨学金の給付・貸付				
高校生等への給付奨学金の給付人数	156 人	163 人	159 人	149 人
大学生等への貸付奨学金の貸付人数	52 人	42 人	40 人	27 人
母子・父子福祉資金の貸付	168 件	124 件	112 件	69 件
受験生チャレンジ支援貸付事業				
相談件数	899 件	914 件	962 件	1,041 件
決定件数	238 件	233 件	241 件	286 件

DATA 実態調査結果

P33 第2章2 - 2
(3)「子ども・若者のために必要な取組」に掲載

子ども・若者調査で、「これから若者のために、府中市に必要な取組は何だと思いますか」と尋ねた設問については、「お金の心配をせずに学べる(進学・塾に行くこと)ように支援する」の回答割合が最も高くなっています。また、5年前の調査結果と比較すると、この回答割合は今回の調査結果のほうが20ポイント以上高くなっています。

施策の方向性

就学援助に関しては、引き続き、経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、学用品費、入学準備金などの必要な援助を行っていきます。

高等学校・大学等へ進学する生徒や学生に対する奨学金の給付や貸付については、拡充傾向にある国や都の経済的負担の軽減策の動向を注視しながら、あり方について検討していきます。

母子・父子福祉資金の貸付については、事前相談において、国の高等教育の就学支援新制度の併用など、各家庭の状況に応じた貸付を行っていきます。

また、市では引き続き子ども・若者が経済的な不安を抱えることなく学業に専念できる環境の整備を推進していきます。

主な事業一覧

No.	事業名	概要
1	就学援助	経済的な理由により、就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費などを援助する事業
2	奨学金の給付・貸付	高校、高専、専修学校、短大、大学へ進学しようとする方、またはその保護者や在学中の方を対象とした奨学金制度の事業
3	母子・父子福祉資金の貸付	ひとり親の子どもたちの進学と自立を支援するため高校・大学等への入学や就学に必要な資金を無利子で貸し付ける事業
4	受験生チャレンジ支援貸付事業	東京都が実施主体で、中学3年生・高校3年生（またはこれに準じる方）の養育者で一定所得以下の世帯を対象に、学習塾などの費用や、高校や大学などの受験費用を無利子で貸し付ける事業

当事者の意見聴取の方法等

本施策に関しては、相談窓口を有する関係機関からつながることが多いため、これらの関係機関とも連携しながら、当事者の意見を聴取し、適切な支援につなげるように努めます。

施策 16 多機関等の連携による支援

現状と課題

近年の相談は、経済的な問題に加え、心身の障害や家庭環境、成育歴など複数の課題が絡み合っており、1つの支援機関だけでは解決が困難な状況となっています。

保護者や子どもに対する支援を推進していくにあたって、生活困窮の課題に対しては生活保護制度もありますが、このような世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケース、地域の中で孤立しているケースなどを確実に支援につなげることが必要です。

地域全体で親子に寄り添える環境整備を進めるとともに、既存の相談支援機関を活用し、これらの機関が連携する体制づくりを行うことで、支援機関の連携体制や、地域における協力体制の充実に図っていくことが重要です。

DATA 主な実績

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
福祉総合相談(生活困窮者自立支援事業)				
自立相談支援事業 相談件数 (うち新規)	3,283 件 (1,243 件)	2,078 件 (670 件)	2,710 件 (527 件)	2,178 件 (481 件)
子どもの学習・生活支援事業 登録者数	68 人	60 人	46 人	56 人

DATA 実態調査結果

P41 第2章2-2
(7)「ヒアリングを実施
した機関・団体等が関わり
を持つ保護者にみられる
課題等」に掲載

ヒアリング調査において、保護者(家庭)における課題は単一の内容でなく、複数の内容が重なっていることがあることが指摘されています。また、近年課題がより多様化しているという指摘もありました。

養育困難の背景には、保護者が精神疾患や発達障害等の課題を抱えていることもあります。

施策の方向性

地域と行政が一体となって子育て家庭や子ども・若者を支援するため、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、自治会、わがまち支えあい協議会などとの連携を図りながら、地域のネットワークづくりを推進します。

また、複合的な課題を抱えた家庭もあることから、関係部署、関係機関の連携により、暮らしに関する様々な相談に対して適切な制度やサービスにつないでいきます。

さらに、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、支援機関のネットワーク内で対応し、複雑化・複合化した課題については、適切に多機関協働事業につなぐ包括的な総合相談窓口（包括的相談支援事業）を検討していきます。

主な事業一覧

No.	事業名	概要
1	生活困窮者自立支援事業	【自立相談支援事業】 生活に困窮する市民に対し、課題の共有、支援プランの作成、就労支援、各種制度の利用支援、関係機関への同行支援などを行い、課題の解決に向けた支援を行う事業 【子どもの学習・生活支援事業】 生活保護世帯及び就学援助利用世帯の中学生の学習力向上のため学習支援を行うとともに、親の日常生活支援や教育情報の提供を行う子ども支援員を配置し、家庭支援を行うことにより、子どもの健全育成を促し、貧困の連鎖を解消するための支援を行う事業
2	地域福祉コーディネーター事業	制度の狭間にあるような困りごとを抱えている方の社会的孤立の解消を目的とした一人ひとりに寄り添った生活支援（個別支援）や、地域住民が一人ひとりの困りごとを地域全体の課題として捉え、地域住民が連帯意識を持って活動を作り出す支援（地域支援）を行う役割を担う、身近な福祉の相談窓口

当事者の意見聴取の方法等

本施策に関しては、当事者との個別の相談の中で支援ニーズを把握していきます。

第5章

子ども・子育て支援事業の量の見込みと 確保方策

5-1 子ども・子育て支援制度の全体像及び認定基準、提供区域

(1) 子ども・子育て支援制度の全体像及び認定基準

制度の全体像

子ども・子育て支援制度は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

この制度による事業は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに分かれます。本計画では、これらの事業需要量の見込みや、確保の方策について定めます。

1 子ども・子育て支援給付		
子どものための現金給付 (児童手当)	妊婦のための支援給付	乳児等のための支援給付
子どものための教育・保育給付 施設型給付 ・認定子ども園 ・幼稚園 ・保育所	地域型保育給付 ・小規模保育事業 ・家庭的保育事業 ・居宅訪問型保育事業 ・事業所内保育事業	子育てのための施設等利用給付 施設等利用費 ・未移行幼稚園 ・特別支援学校 ・預かり保育事業 ・認可外保育施設等

2 地域子ども・子育て支援事業
利用者支援に関する事業 時間外保育事業 放課後児童健全育成事業 子育て短期支援事業 乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 地域子育て支援拠点事業 一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動支援事業 妊婦に対して健康診査を実施する事業 産後ケア事業 乳児等通園支援事業 実費徴収に係る補足給付を行う事業 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

認定区分

ア 子どものための教育・保育給付 3つの認定区分

幼稚園や保育所などの子どものための教育・保育給付については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分にそれぞれ認定し、実施することとなります。

1号認定	教育標準時間認定
満3歳以上で、教育を希望する場合	利用先 幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上・保育認定
満3歳以上で、「保育の必要な事由（就労、出産等）」に該当し、保育園等での保育を希望する場合	利用先 保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満・保育認定
満3歳未満で、「保育の必要な事由（就労、出産等）」に該当し、保育園等での保育を希望する場合	利用先 保育所、認定こども園、地域型保育

イ 子育てのための施設等利用給付 3つの認定区分

幼児教育・保育の無償化に伴い、無償化給付を受けるために創設された子育てのための施設等利用給付については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分にそれぞれ認定し実施することとなります。

1号認定

2号・3号認定以外の子ども

利用先

幼稚園（未移行）

2号認定

満3歳に達して最初の3月31日を経過した「保育の必要な事由（就労、出産等）」に該当する子ども

利用先

幼稚園（未移行） 認可外保育施設等

3号認定

満3歳未満もしくは、満3歳に達してから最初の3月31日までの間にある「保育の必要な事由（就労、出産等）」に該当する市民税非課税世帯の子ども

利用先

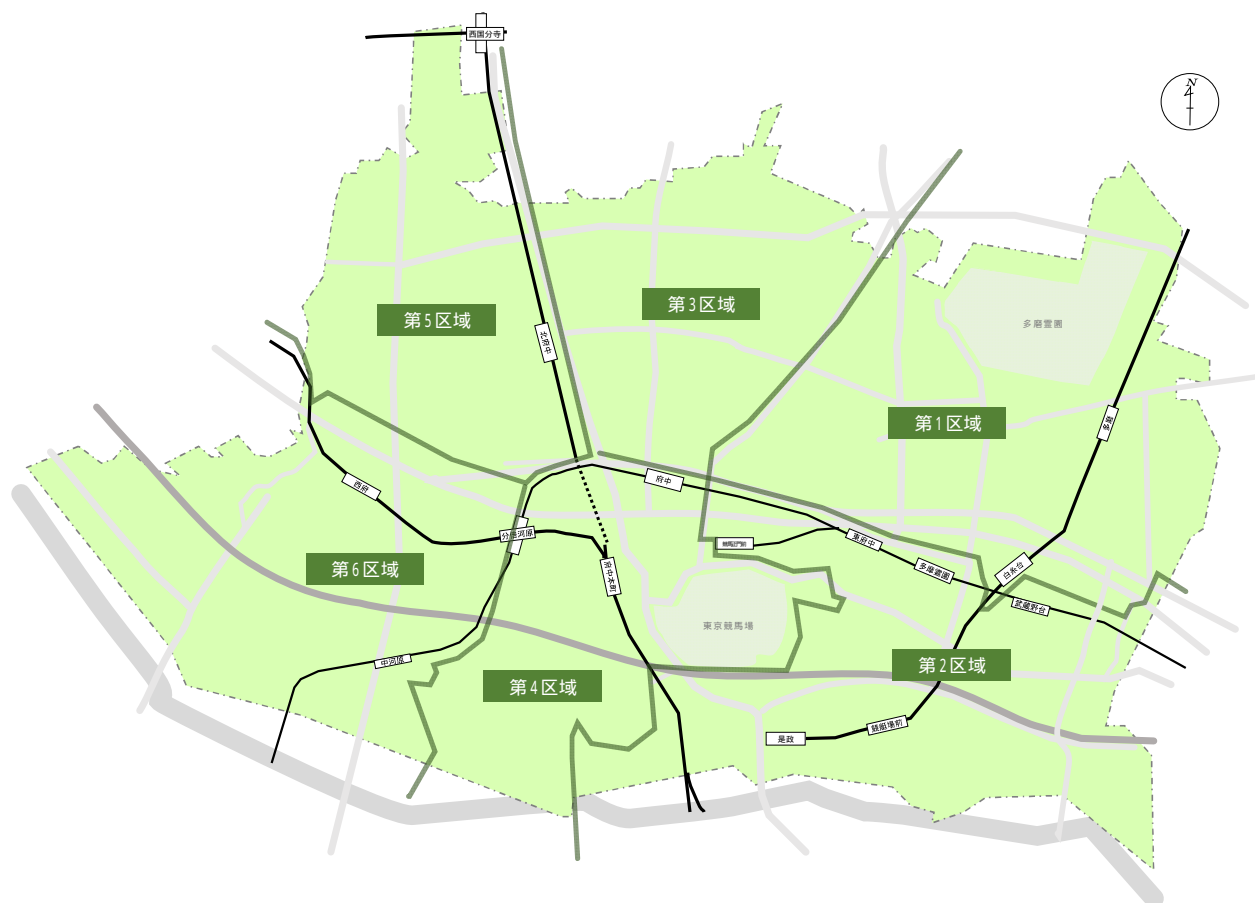
幼稚園（未移行） 認可外保育施設等

(2) 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、地域の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じた区域を設定するものとしています。

本市の区域設定にあたっては、「今後の保育行政のあり方に関する基本方針」で位置づけた保育行政上の基礎的エリアを、「教育・保育提供区域」として位置づけています。

本計画においても、「第2次府中市子ども・子育て支援計画」を踏襲し、下記のように「6つの教育・保育提供区域」を設定します。



第1区域: 多磨町、朝日町、紅葉丘、白糸台(1～3丁目)、若松町、浅間町、緑町

第2区域: 白糸台(4～6丁目)、押立町、小柳町、八幡町、清水が丘、是政

第3区域: 天神町、幸町、府中町、寿町、晴見町、栄町、新町

第4区域: 宮町、日吉町、矢崎町、南町、本町、片町、宮西町

第5区域: 日鋼町、武蔵台、北山町、西原町、美好町(1～2丁目)、本宿町(3～4丁目)、西府町(3～4丁目)、東芝町

第6区域: 美好町(3丁目)、分梅町、住吉町、四谷、日新町、本宿町(1～2丁目)、西府町(1～2・5丁目)

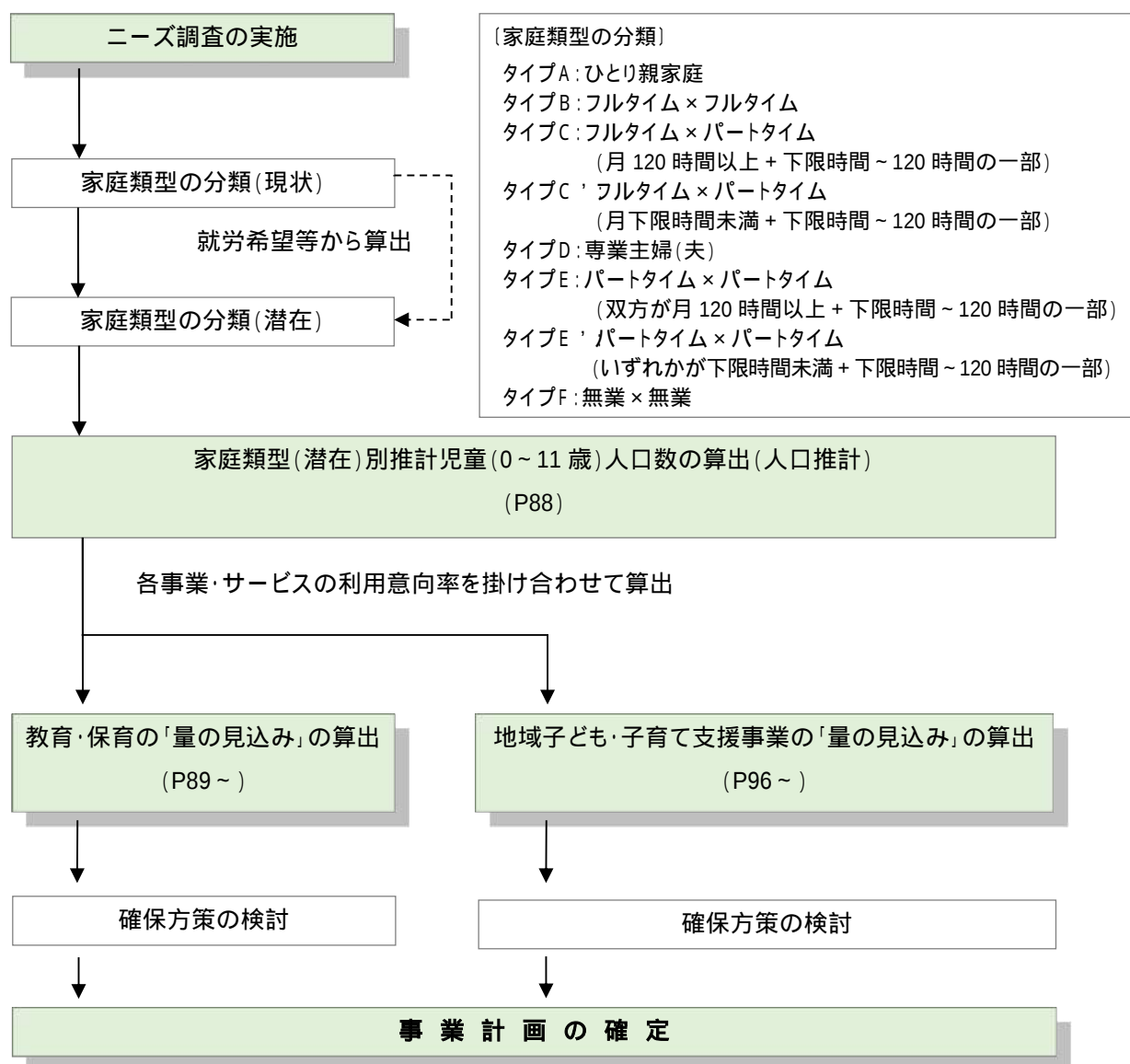
5-2 「量の見込み」の算出

(1) 「量の見込み」の算出手順

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」については、子ども・子育て支援に関する市民意向調査のうち、就学前児童（保護者）調査及び小学生（保護者）調査市民意向調査の結果を基に、国の『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」算出等のための考え方』に沿って算出しました。

【注記】ただし、国から 9 月末に発出される予定だった計画策定に係る手引書「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver.2）」の改訂作業が遅れており、市区町村に届いておりません。手引書の内容によっては、以降の「量の見込み」に関する考え方や算出方法に変更を生ずるため、数値等が変更になる場合があります。

【「量の見込み」算出の基本的な流れ】



ニーズ調査を基に算出することを基本としつつ、算出した量の見込みに補正が必要な場合は、事業の利用状況など地域の実情を踏まえて算出することとされています。

(2) 子どもの人口推計

「量の見込み」の算出基礎として、本計画期間における子どもの人口推計を次のとおり行いました。
令和6年実績値に対して、0～5歳、6～11歳の人口は今後減少する見込みとなっています。

	実績値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	1,533	1,471	1,461	1,450	1,439	1,429
1歳	1,631	1,569	1,505	1,495	1,483	1,473
2歳	1,777	1,644	1,581	1,516	1,506	1,494
3歳	1,822	1,794	1,659	1,595	1,530	1,520
4歳	1,877	1,826	1,798	1,662	1,599	1,533
5歳	1,945	1,889	1,837	1,809	1,673	1,609
6歳	2,209	1,948	1,891	1,839	1,811	1,674
7歳	2,164	2,202	1,941	1,884	1,833	1,804
8歳	2,343	2,161	2,198	1,939	1,882	1,831
9歳	2,383	2,349	2,166	2,203	1,943	1,886
10歳	2,350	2,379	2,344	2,162	2,199	1,940
11歳	2,351	2,354	2,383	2,348	2,166	2,203
12歳	2,309	2,357	2,360	2,389	2,354	2,171
13歳	2,436	2,315	2,363	2,366	2,395	2,360
14歳	2,453	2,435	2,314	2,361	2,365	2,393
15歳	2,380	2,479	2,460	2,338	2,386	2,389
16歳	2,400	2,382	2,481	2,462	2,339	2,388
17歳	2,402	2,392	2,373	2,472	2,453	2,331
18歳	2,280	2,538	2,528	2,507	2,611	2,591
0～18歳計	41,045	40,484	39,643	38,797	37,967	37,019
0～5歳	10,585	10,193	9,841	9,527	9,230	9,058
6～11歳	13,800	13,393	12,923	12,375	11,834	11,338
12歳～18歳	16,660	16,898	16,879	16,895	16,903	16,623

令和3年～令和6年の住民基本台帳(各年4月1日)を基に算出しました。

5-3 教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」

(1) 市全体の教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」

国の算出方法に基づき、教育・保育の「量の見込み」を算出した後、必要な箇所に補正を行った結果、本市の教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」は次のとおりとなります。

施設種別（単位：施設）	R6 年度（実績）	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
特定教育・保育施設	59	59	58	58	58	58
認可保育所	56	56	55	55	55	55
幼稚園	3	3	3	3	3	3
上記以外の幼稚園	13	13	12	12	12	12
特定地域型保育事業	3	3	3	3	3	3
認可外保育施設	23	22	22	22	22	22

	R6 年度（実績）					R7 年度						
	0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳		0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳			
	保育を希望			教育を希望		保育を希望			教育を希望			
	3 号		2 号	2 号	1 号	3 号		2 号	2 号	1 号		
量の見込み						403	1,093	1,215	3,435	2,035		
											497	1,538
確保方策	493	1,052	1,237	3,486	3,890	472	1,048	1,229	3,426	3,890		
特定教育・保育施設	396	863	1,015	3,319	260	378	866	1,019	3,277	260		
上記以外の幼稚園	3,630										3,630	
特定地域型保育事業	8	12	12	0		8	12	12	0			
認可外保育施設	89	177	210	167		86	170	198	149			
差異（ - ）						69	-45	14	-9	1,855		

	R8 年度						R9 年度					
	0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳			0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳		
	保育を希望			教育を希望			保育を希望			教育を希望		
	3 号		2 号	2 号	1 号	3 号		2 号	2 号	1 号		
量の見込み	400	1,049	1,168	3,370	1,888		398	1,042	1,120	3,271	1,761	
					461	1,427					430	1,331
確保方策	469	1,044	1,233	3,413	3,680		466	1,044	1,207	3,413	3,680	
特定教育・保育施設	375	862	1,023	3,264	260		372	862	997	3,264	260	
上記以外の幼稚園					3,420						3,420	
特定地域型保育事業	8	12	12	0			8	12	12	0		
認可外保育施設	86	170	198	149			86	170	198	149		
差異（ - ）	69	-5	65	43	1,792		68	2	87	142	1,919	

	R10 年度					R11 年度						
	0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳		0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳			
	保育を希望			教育を希望		保育を希望			教育を希望			
	3 号		2 号	2 号	1 号	3 号		2 号	2 号	1 号		
量の見込み	394	1,034	1,113	3,101	1,670		391	1,026	1,104	3,010	1,621	
					408	1,262					396	1,225
確保方策	466	1,034	1,207	3,384	3,680		466	1,026	1,193	3,347	3,680	
特定教育・保育施設	372	852	997	3,235	260		372	844	983	3,198	260	
上記以外の幼稚園					3,420						3,420	
特定地域型保育事業	8	12	12	0			8	12	12	0		
認可外保育施設	86	170	198	149			86	170	198	149		
差異（ - ）	72	0	94	283	2,010		75	0	89	337	2,059	

(2) 提供区域別の教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」

市全体の教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」を就学前児童人口等により提供区域別に按分した結果は、次のとおりとなります。なお、1号認定については市内全域を1区域として設定します。

第1区域(多磨町、朝日町、紅葉丘、白糸台(1～3丁目)、若松町、浅間町、緑町)

施設種別(単位:施設)	R6年度(実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
特定教育・保育施設	13	13	13	13	13	13
認可保育所	12	12	12	12	12	12
幼稚園	1	1	1	1	1	1
上記以外の幼稚園	1	1	1	1	1	1
特定地域型保育事業	1	1	1	1	1	1
認可外保育施設	4	4	4	4	4	4

	R6年度(実績)				R7年度			
	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳
	保育を希望				保育を希望			
	3号		2号		3号		2号	
量の見込み					73	194	209	639
確保方策	89	191	212	645	86	191	212	640
特定教育・保育施設	81	173	193	629	78	173	193	624
上記以外の幼稚園								
特定地域型保育事業	2	4	4	0	2	4	4	0
認可外保育施設	6	14	15	16	6	14	15	16
差異(-)					13	-3	3	1

	R8年度				R9年度			
	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳
	保育を希望				保育を希望			
	3号		2号		3号		2号	
量の見込み	73	186	200	627	72	185	193	610
確保方策	86	191	212	640	86	191	212	640
特定教育・保育施設	78	173	193	624	78	173	193	624
上記以外の幼稚園								
特定地域型保育事業	2	4	4	0	2	4	4	0
認可外保育施設	6	14	15	16	6	14	15	16
差異(-)	13	5	12	13	14	6	19	30

	R10年度				R11年度			
	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳
	保育を希望				保育を希望			
	3号		2号		3号		2号	
量の見込み	71	183	190	578	71	182	189	563
確保方策	86	191	212	640	86	191	212	640
特定教育・保育施設	78	173	193	624	78	173	193	624
上記以外の幼稚園								
特定地域型保育事業	2	4	4	0	2	4	4	0
認可外保育施設	6	14	15	16	6	14	15	16
差異(-)	15	8	22	62	15	9	23	77

第2区域(白糸台(4～6丁目)、押立町、小柳町、八幡町、清水が丘、是政)

施設種別(単位:施設)	R6 年度(実績)	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
特定教育・保育施設	12	12	11	11	11	11
認可保育所	12	12	11	11	11	11
幼稚園	0	0	0	0	0	0
上記以外の幼稚園	3	3	2	2	2	2
特定地域型保育事業	1	1	1	1	1	1
認可外保育施設	4	4	4	4	4	4

	R6 年度(実績)				R7 年度			
	0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳	0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳
	保育を希望				保育を希望			
	3 号			2 号	3 号			2 号
量の見込み					90	259	287	798
確保方策	119	256	285	825	113	259	287	800
特定教育・保育施設	107	224	244	802	101	227	246	777
上記以外の幼稚園								
特定地域型保育事業	1	2	2	0	1	2	2	0
認可外保育施設	11	30	39	23	11	30	39	23
差異(-)					23	0	0	2

	R8 年度				R9 年度			
	0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳	0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳
	保育を希望				保育を希望			
	3 号			2 号	3 号			2 号
量の見込み	89	250	276	784	89	247	264	762
確保方策	110	259	287	785	110	259	287	785
特定教育・保育施設	98	227	246	762	98	227	246	762
上記以外の幼稚園								
特定地域型保育事業	1	2	2	0	1	2	2	0
認可外保育施設	11	30	39	23	11	30	39	23
差異(-)	21	9	11	1	21	12	23	23

	R10 年度				R11 年度			
	0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳	0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳
	保育を希望				保育を希望			
	3 号			2 号	3 号			2 号
量の見込み	88	246	263	722	88	244	261	702
確保方策	110	259	287	785	110	259	287	785
特定教育・保育施設	98	227	246	762	98	227	246	762
上記以外の幼稚園								
特定地域型保育事業	1	2	2	0	1	2	2	0
認可外保育施設	11	30	39	23	11	30	39	23
差異(-)	22	13	24	63	22	15	26	83

第3区域(天神町、幸町、府中町、寿町、晴見町、栄町、新町)

施設種別(単位:施設)	R6 年度(実績)	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
特定教育・保育施設	8	8	8	8	8	8
認可保育所	7	7	7	7	7	7
幼稚園	1	1	1	1	1	1
上記以外の幼稚園	5	5	5	5	5	5
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	8	7	7	7	7	7

	R6 年度(実績)				R7 年度			
	0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳	0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳
	保育を希望				保育を希望			
	3 号			2 号	3 号			2 号
量の見込み					63	162	186	527
確保方策	81	158	204	521	78	151	194	515
特定教育・保育施設	45	99	128	426	45	99	130	438
上記以外の幼稚園								
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	36	59	76	95	33	52	64	77
差異(-)					15	-11	8	-12

	R8 年度				R9 年度			
	0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳	0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳
	保育を希望				保育を希望			
	3 号			2 号	3 号			2 号
量の見込み	63	155	179	515	63	156	172	499
確保方策	78	150	194	515	75	150	182	515
特定教育・保育施設	45	98	130	438	42	98	118	438
上記以外の幼稚園								
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	33	52	64	77	33	52	64	77
差異(-)	15	-5	15	0	12	-6	10	16

	R10 年度				R11 年度			
	0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳	0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳
	保育を希望				保育を希望			
	3 号			2 号	3 号			2 号
量の見込み	63	153	170	469	62	152	169	454
確保方策	75	142	182	503	75	142	170	486
特定教育・保育施設	42	90	118	426	42	90	106	409
上記以外の幼稚園								
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	33	52	64	77	33	52	64	77
差異(-)	12	-11	12	34	13	-10	1	32

第4区域(宮町、日吉町、矢崎町、南町、本町、片町、宮西町)

施設種別(単位:施設)	R6年度(実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
特定教育・保育施設	8	8	8	8	8	8
認可保育所	8	8	8	8	8	8
幼稚園	0	0	0	0	0	0
上記以外の幼稚園	1	1	1	1	1	1
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	3	3	3	3	3	3

	R6年度(実績)				R7年度			
	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳
	保育を希望				保育を希望			
	3号			2号	3号			2号
量の見込み					59	163	167	415
確保方策	77	157	170	412	74	157	170	412
特定教育・保育施設	57	120	137	399	54	120	137	399
上記以外の幼稚園								
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	20	37	33	13	20	37	33	13
差異(-)					15	-6	3	-3

	R8年度				R9年度			
	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳
	保育を希望				保育を希望			
	3号			2号	3号			2号
量の見込み	59	156	162	408	58	155	155	395
確保方策	74	157	174	414	74	157	168	414
特定教育・保育施設	54	120	141	401	54	120	135	401
上記以外の幼稚園								
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	20	37	33	13	20	37	33	13
差異(-)	15	1	12	6	16	2	13	19

	R10年度				R11年度			
	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳
	保育を希望				保育を希望			
	3号			2号	3号			2号
量の見込み	58	154	155	377	57	153	153	366
確保方策	74	157	168	406	74	152	168	396
特定教育・保育施設	54	120	135	393	54	115	135	383
上記以外の幼稚園								
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	20	37	33	13	20	37	33	13
差異(-)	16	3	13	29	17	-1	15	30

**第5区域(日鋼町、武蔵台、北山町、西原町、美好町(1～2丁目)、本宿町(3～4丁目)、
西府町(3～4丁目)、東芝町)**

施設種別(単位:施設)	R6 年度(実績)	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
特定教育・保育施設	5	5	5	5	5	5
認可保育所	4	4	4	4	4	4
幼稚園	1	1	1	1	1	1
上記以外の幼稚園	2	2	2	2	2	2
特定地域型保育事業	1	1	1	1	1	1
認可外保育施設	2	2	2	2	2	2

	R6 年度(実績)				R7 年度			
	0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳	0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳
	保育を希望				保育を希望			
	3 号			2 号	3 号			2 号
量の見込み					34	92	118	334
確保方策	39	81	118	349	36	81	118	336
特定教育・保育施設	27	55	88	329	24	55	88	316
上記以外の幼稚園								
特定地域型保育事業	5	6	6	0	5	6	6	0
認可外保育施設	7	20	24	20	7	20	24	20
差異(-)					2	-11	0	2

	R8 年度				R9 年度			
	0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳	0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳
	保育を希望				保育を希望			
	3 号			2 号	3 号			2 号
量の見込み	33	89	113	329	33	88	108	320
確保方策	36	81	118	336	36	81	118	336
特定教育・保育施設	24	55	88	316	24	55	88	316
上記以外の幼稚園								
特定地域型保育事業	5	6	6	0	5	6	6	0
認可外保育施設	7	20	24	20	7	20	24	20
差異(-)	3	-8	5	7	3	-7	10	16

	R10 年度				R11 年度			
	0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳	0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳
	保育を希望				保育を希望			
	3 号			2 号	3 号			2 号
量の見込み	33	87	108	305	32	87	107	296
確保方策	36	81	118	336	36	81	118	336
特定教育・保育施設	24	55	88	316	24	55	88	316
上記以外の幼稚園								
特定地域型保育事業	5	6	6	0	5	6	6	0
認可外保育施設	7	20	24	20	7	20	24	20
差異(-)	3	-6	10	31	4	-6	11	40

第6区域(美好町(3丁目)、分梅町、住吉町、四谷、日新町、本宿町(1～2丁目)、西府町(1～2・5丁目))

施設種別(単位:施設)	R6 年度(実績)	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
特定教育・保育施設	13	13	13	13	13	13
認可保育所	13	13	13	13	13	13
幼稚園	0	0	0	0	0	0
上記以外の幼稚園	1	1	1	1	1	1
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	2	2	2	2	2	2

	R6 年度(実績)				R7 年度			
	0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳	0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳
	保育を希望				保育を希望			
	3 号			2 号	3 号			2 号
量の見込み					84	223	248	722
確保方策	85	209	248	734	85	209	248	723
特定教育・保育施設	76	192	225	734	76	192	225	723
上記以外の幼稚園								
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	9	17	23	0	9	17	23	0
差異(-)					1	-14	0	1

	R8 年度				R9 年度			
	0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳	0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳
	保育を希望				保育を希望			
	3 号			2 号	3 号			2 号
量の見込み	83	213	238	707	83	211	228	685
確保方策	85	206	248	723	85	206	240	723
特定教育・保育施設	76	189	225	723	76	189	217	723
上記以外の幼稚園								
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	9	17	23	0	9	17	23	0
差異(-)	2	-7	10	16	2	-5	12	38

	R10 年度				R11 年度			
	0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳	0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳
	保育を希望				保育を希望			
	3 号			2 号	3 号			2 号
量の見込み	81	211	227	650	81	208	225	629
確保方策	85	204	240	714	85	201	238	704
特定教育・保育施設	76	187	217	714	76	184	215	704
上記以外の幼稚園								
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	9	17	23	0	9	17	23	0
差異(-)	4	-7	13	64	4	-7	13	75

5-4 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」

(1) 地域子ども・子育て支援事業の概要と「量の見込み」の算出方法

地域子ども・子育て支援事業は、次の事業について「量の見込み」と「確保方策」を定めることとされています。本市における各事業の概要と算出方法は次のとおりです。

No.	事業名称	事業概要(再掲)	算出方法
利用者支援に関する事業	利用者支援事業	子育て家庭が幼稚園や保育所、各種子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報の収集・提供や利用に係る相談支援等を身近な地域で行う事業	独自推計 (提供区域ごとに1か所以上)
	妊婦等包括相談支援事業	妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等(伴走型相談支援)を行う事業で、妊婦のための支援給付と組み合わせて実施	<u>国の手引書待ち</u> (独自推計で仮算出)
時間外保育事業	延長保育事業	保育所等で、通常の利用日・時間以外に入所児を保育する事業	市民意向調査
放課後児童健全育成事業	学童クラブ事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業	市民意向調査
子育て短期支援事業	ショートステイ事業	保護者が出産、疾病などの理由で、一時的に養育が困難な場合に、施設において泊りがけで子どもを預かる事業	独自推計 (実績値の動向を勘案)
乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	独自推計 (推計0歳人口×100%)
養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	育児支援家庭訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業	独自推計 (実績値を勘案)
	子育て世帯訪問支援事業	家事・育児に不安や負担を抱える子育て家庭や、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を支援員が訪問し、家事・育児支援等を行う事業	独自推計 (類似事業の実績値を勘案)
	児童育成支援拠点事業	養育環境等の課題を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業	— (計画期間中に検討)
	親子関係形成支援事業	子どもとの関わり方に不安を持つ保護者を対象に、講義やグループワークを行うほか、保護者同士が悩みや情報を共有できる場を設ける事業	独自推計 (類似事業の実績値を勘案)

No.	事業名称	事業概要(再掲)	算出方法
地域子育て支援拠点事業	子育てひろば事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	独自推計 (市民意向調査及び事業拡充を勘案)
一時預かり事業等	・一時預かり事業・定期利用保育事業 ・トワイライトステイ事業(子育て短期支援事業) ・ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	在宅での保育が困難な場合に、主として昼間に保育所、子ども家庭支援センター、その他の場所で一時的に子どもを預かる事業 保護者が仕事その他の理由により平日の夜間等に養育が困難な場合に、施設において一時的に子どもを預かる事業 子どもの預かり等の提供会員と利用会員による組織を設置し、相互援助活動に関する連絡・調整等を行う事業	独自推計 (市民意向調査及び実績値を勘案)
病児保育事業	病児・病後児保育事業	子どもが発熱等の急病時、病院・保育所等に付設された専用スペース等で看護師等が一時的に保育する事業(病児対応型)及び子どもが保育中に体調不良となった際に、保護者がすぐに迎えに来られない場合等において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急な対応を図る事業(体調不良時対応型)	独自推計 (市民意向調査及び実績値を勘案)
子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター事業	子どもの預かり等の提供会員と利用会員による組織を設置し、相互援助活動に関する連絡・調整等を行う事業	独自推計 (市民意向調査及び実績値を勘案)
妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦健康診査	妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	独自推計 (推計妊婦人口×100%)
産後ケア事業	産後ケア事業	産婦の体調回復と心理的安定をサポートするため休養できる場所と助産師等によるケアを提供する事業	<u>国の手引書待ち</u> (独自推計で仮算出)
乳児等通園支援事業	乳児等通園支援事業	保育所等に通っていない満3歳未満の子どもについて、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で柔軟に通園が可能になる制度(いわゆる「こども誰でも通園制度」)	<u>国の手引書待ち</u> (独自推計で仮算出)

(2) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」

地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算出し、必要な個所に補正を行った結果、本市の地域・子ども子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」は次のとおりとなります。

利用者支援に関する事業(利用者支援事業)								
	区分	単位	実績	推計				
			R5年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	量の見込み(実績)	か所	8	8	8	8	8	8
	確保方策		9	7	9	9	9	9
	基本型		6	5	7	7	7	7
	特定型		2	1	1	1	1	1
	母子保健型		1	-	-	-	-	-
	こども家庭センター型		-	1	1	1	1	1
	差異		1	-1	1	1	1	1

R7年度に第2区域で対応する事業がない形となりますが、R8年度に「はぐ・こやなぎ」を開設して充足します。(R8年度に第4区域の「はぐ・ほんまち」も開設します。)

令和5年度までたっちで実施していた「基本型」と保健センターで実施していた「母子保健型」を、みらいに統合し「こども家庭センター」として実施しています。

地域子育て相談機関の数は、「基本型」と同一です。(基本型の「たっち」及び「はぐ」が、地域子育て相談機関を兼ねています。)

利用者支援に関する事業(妊婦等包括相談支援事業)								
	区分	単位	実績	推計				
			R5年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	量の見込み	人		1,496	1,466	1,456	1,445	1,434
	確保方策			1,496	1,466	1,456	1,445	1,434
	差異			0	0	0	0	0

時間外保育事業(延長保育事業)								
	区分	単位	実績	推計				
			R 5 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
	量の見込み(実績)	人	3,194	3,012	2,908	2,815	2,727	2,676
	確 保 方 策		3,194	3,012	2,908	2,815	2,727	2,676
	差 異		0	0	0	0	0	0
	実 施 か 所	か所	56	56	55	55	55	55

放課後児童健全育成事業(学童クラブ事業)								
	区分	単位	実績	推計				
			R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
	量の見込み(実績)	人						
	1 年 生		940	916	889	865	852	787
	2 年 生		796	677	597	579	564	555
	3 年 生		677	506	515	454	441	429
	4 年 生		68	271	250	254	224	217
	5 年 生		19	144	142	131	133	118
	6 年 生		7	78	79	78	72	73
	合 計		2,507	2,592	2,472	2,361	2,286	2,197
	確保方策	か所	2,507	2,592	2,472	2,361	2,286	2,197
	差異		0	0	0	0	0	0
	実施か所(学童クラブ)		22	22	22	22	22	22
	実施か所(放課後子ども教室)		22	22	22	22	22	22

学童クラブと放課後子ども教室の2事業により対応。

子育て短期支援事業(ショートステイ事業)								
	区分	単位	実績	推計				
			R 5 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
	量の見込み(実績)	人日	263	240	232	224	217	213
	確 保 方 策		2,920	3,650	3,650	3,650	3,650	3,650
	差 異		2,657	3,410	3,418	3,426	3,433	3,437
	実 施 か 所	か所	3	3	3	3	3	3

乳児家庭全戸訪問事業								
	区分	単位	実績	推計				
			R 5年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
	量の見込み(実績)	人	1,522	1,471	1,461	1,450	1,439	1,429
	確 保 方 策		1,522	1,471	1,461	1,450	1,439	1,429
	差 異		0	0	0	0	0	0

養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 (育児支援家庭訪問事業)								
	区分	単位	実績	推計				
			R 5年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
	量の見込み(実績)	世帯	84	77	74	72	70	68
	確 保 方 策		84	77	74	72	70	68
	差 異		0	0	0	0	0	0

養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 (子育て世帯訪問支援事業)								
	区分	単位	実績	推計				
			R 5年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
	量の見込み(実績)	人日(回)		587	574	562	547	533
	確 保 方 策			587	574	562	547	533
	差 異			0	0	0	0	0

養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 (親子関係形成支援事業)								
	区分	単位	実績	推計				
			R 5年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
	量の見込み(実績)	世帯		27	26	25	25	24
	確 保 方 策			27	26	25	25	24
	差 異			0	0	0	0	0

地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)								
	区分	単位	実績	推計				
			R5年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	量の見込み(実績)		54,937	49,864	52,039	51,055	50,678	50,311
	確保方策	人日	217,480	218,260	241,660	241,660	241,660	241,660
	差異		162,543	168,396	189,621	190,605	190,982	191,349
	実施場所	か所	15	15	17	17	17	17
	子ども家庭支援センター	か所	2	2	2	2	2	2
	地域子育て支援センター		4	4	6	6	6	6
	私立保育園		7	7	7	7	7	7
	その他		2	2	2	2	2	2

「量の見込み(実績)」及び「確保方策」、「差異」の人日は、子どもの人数で算出しています。

地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)									
	区分		単位	実績	推計				
				R5年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	第1区域	量の見込み	人日	11,663	10,586	11,048	10,839	10,759	10,681
		確 保 方 策		54,434	54,434	54,434	54,434	54,434	54,434
		差 異		42,771	43,848	43,386	43,595	43,675	43,753
		実 施 か 所	か所	6	6	6	6	6	6
	第2区域	量の見込み	人日	10,830	9,829	10,258	10,064	9,990	9,918
		確 保 方 策		24,679	24,679	36,379	36,379	36,379	36,379
		差 異		13,849	14,850	26,121	26,315	26,389	26,461
		実 施 か 所	か所	1	1	2	2	2	2
	第3区域	量の見込み	人日	8,172	7,418	7,741	7,595	7,539	7,484
		確 保 方 策		38,295	38,295	38,295	38,295	38,295	38,295
		差 異		30,123	30,877	30,554	30,700	30,756	30,811
		実 施 か 所	か所	2	2	2	2	2	2
	第4区域	量の見込み	人日	7,761	7,044	7,352	7,213	7,159	7,107
		確 保 方 策		23,003	23,003	34,703	34,703	34,703	34,703
		差 異		15,242	15,959	27,351	27,490	27,544	27,596
		実 施 か 所	か所	2	2	3	3	3	3
	第5区域	量の見込み	人日	5,515	5,006	5,224	5,125	5,087	5,051
		確 保 方 策		42,037	42,037	42,037	42,037	42,037	42,037
		差 異		36,522	37,031	36,813	36,912	36,950	36,986
		実 施 か 所	か所	2	2	2	2	2	2
	第6区域	量の見込み	人日	10,996	9,981	10,416	10,219	10,144	10,070
		確 保 方 策		35,812	35,812	35,812	35,812	35,812	35,812
		差 異		24,816	25,831	25,396	25,593	25,668	25,742
		実 施 か 所	か所	2	2	2	2	2	2

「量の見込み(実績)」及び「確保方策」、「差異」の人日は、子どもの人数で算出しています。

一時預かり事業 等								
	区分	単位	実績	推計				
			R5年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	幼稚園による一時預かり(預かり保育) 一時預かり(幼稚園型)を含む							
	量の見込み(実績)	人日		150,083	139,224	129,860	123,190	119,570
	確 保 方 策			150,083	139,224	129,860	123,190	119,570
	差 異			0	0	0	0	0
	実 施 か 所	か所	17	16	16	16	16	16
	その他(一時預かり事業、定期利用保育事業、トワイライトステイ事業、ファミリー・サポート・センター事業(未就学児))							
	量の見込み(実績)	人日	18,233	19,185	19,769	20,345	20,880	21,639
	確 保 方 策		109,554	106,372	106,372	106,372	106,372	106,372
差 異	91,321		87,187	86,603	86,027	85,492	84,733	
	実施か所(一時預かり)	か所	32	32	32	32	32	32
	実施か所(トワイライトステイ)		2	2	2	2	2	2

一時預かり事業 等(うち一時預かり事業、定期利用保育事業のみ)								
	区分	単位	実績	推計				
			R5年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
第1区域	量の見込み	人日	4,694	3,331	3,433	3,533	3,626	3,757
	確保方策		10,920	10,920	10,920	10,920	10,920	10,920
	差異		6,226	7,589	7,589	7,589	7,589	7,589
	実施場所	か所	8	8	8	8	8	8
第2区域	量の見込み	人日	3,682	2,823	2,909	2,993	3,072	3,184
	確保方策		29,120	29,120	29,120	29,120	29,120	29,120
	差異		25,438	26,297	26,297	26,297	26,297	26,297
	実施場所	か所	9	9	9	9	9	9
第3区域	量の見込み	人日	3,077	2,425	2,499	2,572	2,639	2,736
	確保方策		4,888	4,888	4,888	4,888	4,888	4,888
	差異		1,811	2,463	2,463	2,463	2,463	2,463
	実施場所	か所	6	6	6	6	6	6
第4区域	量の見込み	人日	2,554	2,094	2,157	2,220	2,278	2,361
	確保方策		7,208	7,208	7,208	7,208	7,208	7,208
	差異		4,654	5,114	5,114	5,114	5,114	5,114
	実施場所	か所	2	2	2	2	2	2
第5区域	量の見込み	人日	2,175	1,549	1,596	1,643	1,686	1,748
	確保方策		4,160	4,160	4,160	4,160	4,160	4,160
	差異		1,985	2,611	2,611	2,611	2,611	2,611
	実施場所	か所	4	4	4	4	4	4
第6区域	量の見込み	人日	3,980	2,977	3,067	3,157	3,240	3,357
	確保方策		20,488	20,488	20,488	20,488	20,488	20,488
	差異		16,508	17,511	17,511	17,511	17,511	17,511
	実施場所	か所	9	9	9	9	9	9

病児保育事業(病児・病後児保育事業)								
	区分	単位	実績	推計				
			R 5 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
	量の見込み(実績)	人日	1,986	1,905	1,861	1,822	1,784	1,763
	確 保 方 策		5,150	5,150	5,150	5,150	5,150	5,150
	差 異		3,164	3,245	3,289	3,328	3,366	3,387
	実 施 場 所	か所	8	8	8	8	8	8

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業(小学生))								
	区分	単位	実績	推計				
			R 5 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
	量の見込み(実績)	人日	833	802	774	741	709	679
	確 保 方 策		10,442	9,360	9,360	9,360	9,360	9,360
	差 異		9,609	8,558	8,586	8,619	8,651	8,681

妊婦に対して健康診査を実施する事業(妊婦健診事業)								
	区分	単位	実績	推計				
			R 5 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
	量の見込み(実績)	人	1,496	1,466	1,456	1,445	1,434	1,423
	確 保 方 策		1,496	1,466	1,456	1,445	1,434	1,423
	差 異		0	0	0	0	0	0

産後ケア事業								
	区分	単位	実績	推計				
			R 5 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
	量の見込み	人		1,104	1,097	1,088	1,080	1,072
	確 保 方 策			1,104	1,097	1,088	1,080	1,072
	差 異			0	0	0	0	0

乳児等通園支援事業								
	区分	単位	実績	推計				
			R 5 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
	量の見込み	時間数		3,714	3,600	3,528	11,680	11,610
	確 保 方 策			0	3,600	3,528	11,680	11,610
	差 異			-3,714	0	0	0	0
	量の見込み	人		23	22	21	68	68
	確 保 方 策			0	22	21	68	68
	差 異			-23	0	0	0	0

第 6 章

推進体制

6-1 計画の推進に向けて

(1) 推進体制及び進行管理

計画の推進にあたっては、庁内関係各課や関係する行政機関と連携を図りながら、全庁的な体制の下に計画の推進を図ります。

また、法律等に基づく制度や事業その他の広域的な対応を必要とする事柄について、国・東京都・近隣市との連携を深め、必要に応じて協力の要請を行い、計画の推進を図ります。

点検・評価

個別事業に係る実績の推移や施策に関する調査などにより、計画の進捗状況を継続的に点検・評価し、その進行管理を行います。

報告・公表

計画の進捗状況については、「府中市子ども・子育て審議会」に報告して意見を求めるとともに、本市の公式ホームページ等により市民に公表します。

計画への反映

計画期間中においても、子育て家庭のニーズや社会状況の変化、国・東京都の子ども・子育て支援施策の動向等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

(2) 当事者からの意見聴取

こども基本法第 11 条では、地方公共団体は、こども施策を策定・実施・評価するにあたり、個々の施策の目的等に応じてこどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもや子育て当事者等の意見を聴取してこどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映・フィードバックさせるために必要な措置を講ずるものとするとしております。

こども等の意見を聴取することは、こども大綱においても、こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになることが期待できるとともに、こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資するという意義を示しています。

本市では、今後もこどもや子育て当事者からの意見を聴取し、施策への反映やフィードバック等を推進していきます。

資料編

1 府中市子ども・子育て審議会にかかる資料

(1) 府中市子ども・子育て審議会条例

平成 25 年 6 月 24 日

条例第 25 号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、府中市子ども・子育て審議会(以下「審議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 審議会は、法第 77 条第 1 項に規定する事務を処理するほか、市長の諮問に応じ、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 34 条の 15 第 4 項の規定により同条第 2 項の認可に際し意見を述べ、並びに地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえつつ、子ども・子育て支援に関する事項について調査審議する。

(平 27 条例 10・一部改正)

(組織)

第4条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員(臨時委員を除く。次条、第 7 条第 1 項及び第 9 条第 2 項において同じ。)20 人以内をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業等に携わる者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 公募による市民

(平 27 条例 10・一部改正)

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第6条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(平 27 条例 10・追加)

(会長及び副会長)

第7条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(平 27 条例 10・旧第6条繰下)

(会議)

第8条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(平 27 条例 10・旧第7条繰下)

(部会)

第9条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
(平 27 条例 10・追加)

(委員以外の者の出席)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。
(平 27 条例 10・旧第8条繰下)

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。
(平 27 条例 10・旧第9条繰下)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年 12 月府中市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。
別表第1に次のように加える。

子ども・子育て審議会委員	日額 11,000 円
--------------	-------------

付 則(平成 27 年3月 13 日条例第 10 号)

この条例は、平成 27 年4月1日から施行する。

(2) 府中市子ども・子育て審議会等での検討経過

< 令和 5 年度 >

回	年月日	議題
第 1 回	令和 5 年 4 月 2 5 日	- 府中市の子ども・子育て支援に関する計画(令和 7 年度～令和 11 年度)の策定について - 府中市子ども・子育て審議会放課後対策部会における検討結果について(報告)
第 2 回	令和 5 年 7 月 4 日	- 令和 4 年度第 2 次府中市子ども・子育て支援計画の進捗状況と評価等について - 府中市子ども・子育て支援に関する市民意向調査の実施概要について
第 3 回	令和 5 年 7 月 2 5 日	府中市子ども・子育て支援に関する市民意向調査について
第 4 回	令和 5 年 8 月 1 7 日	府中市子ども・子育て支援に関する市民意向調査について
第 5 回	令和 6 年 2 月 7 日	- 府中市子ども・子育て支援に関する市民意向調査実施状況報告について(速報) - 府中市子どもの生活実態調査実施状況報告について(速報) - 府中市こども計画(仮称)の策定方針について - 府中市子ども発達支援センターについて - 市立保育所の再編に向けた今後の取組について

< 令和 6 年度 >

回	年月日	議題
第 1 回	令和 6 年 4 月 2 4 日	- 府中市子ども・子育て支援に関する市民意向調査の実施報告について(確報) - 計画策定に伴う市の人口推計の考え方について - 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」について
第 2 回	令和 6 年 5 月 2 9 日	- 令和 5 年度府中市子ども・子育て支援計画の進捗状況と評価等について - 府中市こども計画(仮称)の骨子(案)について - 放課後児童健全育成事業(学童クラブ事業)の量の見込みについて
第 3 回	令和 6 年 7 月 3 日	- 府中市こども計画(仮称)の構成について - 府中市こども計画(仮称)素案について 基本目標 1「地域で安心して出産し、子育てができる環境の整備」 基本目標 2「質の高い幼児期の教育・保育の提供」
第 4 回	令和 6 年 8 月 7 日	府中市こども計画(仮称)素案について 基本目標 3「学齢期から青年期への支援」 基本目標 4「ひとり親家庭への支援」
第 5 回	令和 6 年 9 月 1 1 日	府中市こども計画(仮称)素案について 基本目標 5「配慮が必要な子どもと家庭への支援」 基本目標 6「子育て家庭の経済的負担等の軽減」
第 6 回	令和 6 年 10 月 1 0 日	答申(案)「府中市こども計画(案)」について

(3) 府中市子ども・子育て審議会等委員名簿

選出区分	No.	氏名	役職名等
子どもの保護者 (公募市民)	1	及川 道歩	令和5年7月に退任
		高橋 可愛	令和5年7月に委嘱
	2	森 由香	令和5年7月に退任
		芳賀 智美	令和5年7月に委嘱
子どもの保護者	3	三木 貴宏	府中市立小中学校PTA連合会 庶務幹事 令和5年7月に退任
		河内 貴史	府中市立小中学校PTA連合会 庶務幹事 令和5年7月に委嘱
事業主代表	4	臼井 正	むさし府中商工会議所 常議員 令和5年7月に退任
		金子 崇裕	むさし府中商工会議所 常議員 令和5年7月に委嘱
労働者代表	5	西條 未希	連合三多摩・東部第二地区協議会 幹事 (東芝労働組合府中支部 執行委員)
子ども・子育て支援 関係団体	6	植松 政数	NPO 法人 トータルサポート府中 事務局長
	7	目時寿美子	府中市私立保育園園長会 副会長(第2府中保育園 園長)
	8	中田公留実	公益社団法人 府中市シルバー人材センター
	9	高汐 康浩	府中市立中学校長会 会長(府中市立府中第八中学校 校長) 令和6年4月に退任
		伊藤 淳	府中市立中学校長会 会長(府中市立府中第五中学校 校長) 令和6年4月に委嘱
	10	林 比典子	府中市民生委員児童委員協議会 代表会長代理
	11	和田 有美	社会福祉法人 府中市社会福祉協議会 地域福祉部地域活動推進課 まちづくり推進係長
	12	田中 公	東京都認証保育所府中市連絡会 会長(田中保育所 代表)
	13	筒井 孝敏	府中市自治会連合会 副会長
	14	中田 徳彦	府中市青少年委員会 顧問(府中天神町幼稚園 園長)
	15	畑山 恭子	社会福祉法人 多摩同胞会 白鳥寮 施設長
	16	墓田 薫	認定 NPO 法人 育て上げネット 執行役員
	17	○平田 嘉之	府中市私立幼稚園協会 顧問(府中白糸台幼稚園 園長)
	18	安原 一朗	府中市立小学校長会(府中市立府中第四小学校 校長) 令和6年4月に退任
		島田 文江	府中市立小学校長会(府中市立四谷小学校 校長) 令和6年4月に委嘱
学識経験者	19	汐見 稔幸	東京大学 名誉教授
公募市民	20	山崎 史衣	

選出区分別の50音順・敬称略(= 会長、○ = 副会長)

2 用語解説

あ 行

■ 愛の手帳(本文掲載21ページ)

知的障害者(児)が各種のサービス(手当、制度等)を受けるために、東京都が交付している手帳。障害の程度は知能測定値、社会性、日常の基本生活などを、年齢に応じて総合的に判定し、1度(最重度)、2度(重度)、3度(中度)、4度(軽度)に区分される。

■ 隘路(あいろう)(本文掲載4ページ)

狭くて通りにくい道や通路を意味する言葉。物事を進めるのに障害になるもの、難関などの意味。

■ アウトリーチ(本文掲載45・50・54ページ)

英語で手を伸ばすことを意味する。公的機関、公共的施設などが行う地域への出張サービスをいう。

■ アプリ(本文掲載50・51・75ページ)

スマートフォンやタブレットなどの機器・端末で起動するソフトウェアのこと。アプリケーション。

■ 医療的ケア児(本文掲載74・75ページ)

医学の進歩を背景として、NICU(新生児集中治療管理室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

■ ウェルビーイング(本文掲載44・45・52・56ページ)

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることを意味する言葉。包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものをいう。

■ SNS(本文掲載50・51・64・65・75ページ)

登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

■ M字型曲線(M字カーブ)(本文掲載15ページ)

女性の労働力率が結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する現象のこと。

か 行

■ 外国にルーツがある子ども(本文掲載41・44・46・74・75ページ)

外国籍の子ども、親は外国籍であるが日本国籍を有する子どもなど、国籍を問わず、日本国外にルーツを持つ子どもを総称する言葉。「外国(海外)につながる子ども」や「外国(海外)にルーツを持つ子ども」とも表すことがある。

■ 学童クラブ / 学童クラブ事業 (本文掲載 60・61・72～75・96・99・112 ページ)

保護者が就労などのため、昼間家庭にいない児童を放課後から午後 6 時まで預かる事業。放課後児童健全育成事業。

■ 学齢期 (本文掲載 27・46・47・60・62・96・112 ページ)

ライフステージにおいて、7～17 歳の時期を意味する。乳幼児期(幼児期)の次の段階を指す。

■ 家庭的保育事業 (本文掲載 56・84 ページ)

家庭的保育者が少人数の 3 歳未満児を居宅等で保育する事業で、平成 22 年から児童福祉法により法定化された。地域型保育給付の対象となる区市町村の認可事業として位置付けられており、定員は 5 人以下とされている。

■ 加配 (本文掲載 72・75 ページ)

必要に応じて職員の増配置を行うこと。

■ 基幹保育所 (本文掲載 53 ページ)

平成 26 年 1 月策定の「今後の保育行政のあり方に関する基本方針」に基づき、市内の 6 つの各エリアに 1 か所ずつ選定した市立保育所のことで、市が設置運営する 15 か所(方針策定時点)の市立保育所が持つ人材等の資源を 6 か所の基幹保育所に重点的に集約し、地域における子育て支援拠点施設として機能の強化を行うもの。

■ 教育・保育給付 (本文掲載 84・85 ページ)

「子どものための教育・保育給付」のことで、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」と家庭的保育事業等に対する「地域型保育給付」があり、就学前の子どもが対象の教育・保育施設や保育事業の利用に係る費用が、公的な給付と利用者の負担により賄われる仕組みとなっている。

■ 居宅訪問型保育事業 (本文掲載 84 ページ)

地域型保育給付の対象となる区市町村の認可事業として位置付けられており、3 歳未満児を対象に、障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保育を必要とする子どもの居宅で 1 対 1 による保育を提供する事業。

■ 合計特殊出生率 (本文掲載 13 ページ)

各年次の出生の水準を表す最も代表的な指標。人口動態統計によって、15～49 歳までの女性の年齢別出生率の合計から計算される。年齢別出生率とはその年に各年齢の人口のうち出生を経験する人の割合で、合計特殊出生率は女性が一生涯に持つであろう平均的な子どもの数ともいわれる。(＊)

(＊) 参考文献「社会福祉用語辞典 第 9 版」ミネルヴァ書房

■ 広報ふちゅう(本文掲載 24 ページ)

市が実施する施策や事業などをお知らせする広報冊子。毎月 1 日・15 日の 2 回、日刊紙(朝日、産経、東京、日経、毎日、読売の各紙朝刊)に折り込んで配布しているほか、希望される方に直接配布をしている。

■ 子育て安心プラン(本文掲載 6 ページ)

平成 29 年 6 月に策定された国のプラン。待機児童を解消し、待機児童ゼロを維持しつつ、5 年間で「M 字カーブ」を解消することを目的とし、保育の受け皿の拡大等の各種対策を講じるもの。

■ 子育て世代包括支援センター(本文掲載 50・51・53・70～73 ページ)

平成 26 年度から実施されている妊娠・出産包括支援事業と、平成 27 年度から開始された子ども・子育て支援新制度の利用者支援や子育て支援などを包括的に運営する機能を担う。府中市では、子育て世代包括支援センター「みらい」をこども家庭センター(全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関)として位置づけている。

■ 子育てひろば / 子育てひろば事業(本文掲載 52・53・97・101 ページ)

子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供する事業。地域子育て支援拠点事業。

■ 子ども家庭支援センター(本文掲載 50～52・59・70・72・73・97・101 ページ)

子育て家庭からの育児などの相談や子ども自身からの相談、児童虐待に関する相談に応じるほか、親子の交流の場を提供し、子育てをしている人の仲間づくりや子育てに関する情報提供など、子育て家庭への支援を行う施設。府中市には「たっち」、「しらとり」の 2 つの子ども家庭支援センターがある。

■ こども基本法(本文掲載 2～5・7・8・44・74・107 ページ)

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和 4 年 6 月に成立、令和 5 年 4 月に施行。こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めている。

■ 子ども・子育て支援法(本文掲載 2・6・8・84・86・110 ページ)

全世帯型社会保障実現を目指して平成 24 年 8 月に成立・公布された法律。子どものための現金給付(児童手当)や教育・保育給付の仕組み、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業、子ども・子育て支援事業計画などについて定めている。

■ こども大綱(本文掲載 2・4・5・7・8・44・107・116 ページ)

令和 5 年 12 月 22 日、こども基本法に基づき、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めるものとして閣議決定。これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく 3 つの子どもに関する大綱を一つに束ね、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものとなっている。

■ こどもの居場所づくりに関する指針(本文掲載 4・60 ページ)

令和 5 年 12 月 22 日、子ども・若者の声を聴き、子ども・若者の視点に立った居場所づくりを推進するものとして閣議決定。「全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する。」ことを理念として定めている。

■ 子どもの貧困対策の推進に関する法律(本文掲載 4・6 ページ)

■ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(本文掲載 7・8 ページ)

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成 25 年 6 月に成立。この法律は、こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、こどもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

令和 6 年 6 月に法律改正により名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められた。

■ 子どもの貧困率(本文掲載 19 ページ)

厚生労働省が国民生活基礎調査を基に、OECD(経済協力開発機構)の作成基準に基づき算出している相対的な指標で、17 歳以下の子どものうち、貧困世帯にいる割合。

■ 子ども発達支援センター(本文掲載 62・72・73・112 ページ)

府中市子ども発達支援センター「はばたき」では、子どもの発達や学校生活などに不安等を抱える子どもと、その保護者に対し、“ライフステージが変化しても途切れない支援”をコンセプトに、福祉と教育の連携による一体的で、切れ目のない支援を行う。

■ こどもまんなか社会(本文掲載 2・4 ページ)

こども大綱により、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会」として示された理念・目標。

■ こども未来戦略(本文掲載 4 ページ)

若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指し、令和 5 年 12 月 22 日に策定。

■ 子ども・若者育成支援推進法(本文掲載 2・4・7・8 ページ)

子ども・若者育成支援施策を総合的に推進するための枠組みを整備することや、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備を図ることなどを目的とする法律で、平成 22 年 4 月施行。

■ 今後の保育行政のあり方に関する基本方針(本文掲載 86 ページ)

府中市の保育・子育てサービスの更なる充実を目指し、今後の保育行政の取組の方向性を示すため、府中市保育検討協議会の報告等を踏まえて、平成26年1月に策定した基本方針。内容としては、基礎的エリア区分による子育て支援の充実や、市立保育所の重点集約化、民間活力の積極的な活用等についてを記載している。

さ 行

■ サポートルーム(本文掲載 62 ページ)

不登校児童・生徒への支援の一環として、令和5年度から、各学校において、校内で別室指導を受けることができるように「サポートルーム」を設置。「サポートルーム」では様々な理由から教室に入りづらさを感じている児童・生徒に対して、学習支援や相談、居場所づくり等を行い、欠席の長期化を防ぐとともに、不登校状態にある児童・生徒の教室復帰に向けて支援をしている。

■ 産後うつ(本文掲載 27・54 ページ)

分娩後の数週間、ときに数カ月後まで続く極度の悲しみや、それに伴う心理的障害が起きている状態のこと。

■ 産前産後家事・育児支援事業(本文掲載 27 ページ)

妊婦、または1歳未満の単胎児・3歳未満の多胎児を育児中の援助が必要な方を対象にした事業。日常家事、育児、付き添い、兄・姉(未就学児)のお世話、送迎などについて、サポートを受けることができる。

■ 事業所内保育事業(本文掲載 56・84 ページ)

企業などが職場の労働力確保と福利厚生の一環として、企業の建物等の一部を利用して従業員の子どもを保育するほか、地域で保育を必要とする子どもにも保育を提供する事業で、主に病院や女性労働者を多く雇用している企業で実施されている。地域型保育給付の対象となる区市町村の認可事業に位置付けられている。

■ 次世代育成支援対策推進法(本文掲載 2・6・8 ページ)

平成15年に制定・公布された10年間の時限立法。平成17年度から施行されている。「我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずる」(厚生労働省)法律である。平成26年4月、更に10年間の延長が決定された。

■ 施設型給付(本文掲載 84 ページ)

子ども・子育て関連3法に基づく制度の一つで、保育所・幼稚園・認定こども園に対する財政措置。市町村が施設・保護者に経費や助成金の支給を行う。

■ 児童館(本文掲載 60・61 ページ)

児童福祉法に定められた児童福祉施設で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的として設置される施設。地域の児童の健全育成及び子育て支援の拠点施設となっており、児童の遊びを指導する児童館指導員が配置されている。府中市では、各文化センター内に設置されている。

■ 児童虐待(本文掲載 19・46・47・50・55・70・71 ページ)

親又は親に代わる保護者により児童に対して加えられた身体的虐待、心理的虐待、性的虐待及びネグレクト(保護の怠慢ないし拒否)等の行為をいう。(＊)

(＊) 参考文献「社会福祉用語辞典 第9版」ミネルヴァ書房

■ 児童福祉法(本文掲載 2・5・8・51・110 ページ)

次代の担い手である児童一般の健全な育成及び福祉の積極的増進を基本精神とする児童についての根本的総合的法律。総則、福祉の保障、事業・養育里親及び施設、費用、国民健康保険団体連合会の児童福祉法関連業務、審査請求、雑則、罰則の全8章から構成されており、児童等の定義のほか、児童福祉審議会、児童委員、児童相談所、福祉事務所、保健所等の児童福祉機関の役割と業務、各種在宅福祉サービス、児童福祉施設及びそれらに要する費用等が規定されている。

■ 障害児通所支援事業所(本文掲載 73 ページ)

「障害児通所支援」として、「児童発達支援」、「医療型児童発達支援」、「放課後等デイサービス」などがあり、これらの支援事業を行う事業所を指す。

■ 小規模保育事業(本文掲載 56・84 ページ)

3歳未満児を対象として定員6人以上19人以下の少人数で行う保育事業で、地域型保育給付の対象となる区市町村の認可事業として位置付けられている。

■ 少子化社会対策基本法(本文掲載 4・7・8 ページ)

少子化に対処するための施策を総合的に推進し、もって国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とした法律。平成15年7月に公布、9月に施行。

■ 新・放課後子ども総合プラン(本文掲載 8 ページ)

平成30年9月に策定された国のプラン。平成26年7月に策定された放課後子ども総合プランの進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、これまでの放課後児童対策の取組を更に推進させるため、放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の待機児童の早期解消、放課後児童健全育成事業(学童クラブ)と放課後子供教室の連携の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、新たな放課後児童対策のプランのこと。

■ スクールソーシャルワーカー(本文掲載 62・63 ページ)

児童・生徒の日常生活の悩み、不登校など、学校だけでは対応が困難な事例に対応する社会福祉の専門家。

■ 成育基本法(本文掲載 8 ページ)

児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的として定めた法律。「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(平成 30 年法律第 104 号)。

■ 生活保護制度(本文掲載 80 ページ)

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。

■ 青少年対策地区委員会(本文掲載 64・65 ページ)

青少年問題協議会から委嘱された委員により構成され、市立中学校の学区域を単位とした 11 の地域において、青少年の健全育成を目的に活動している団体。青少年健全育成基本方針に基づき、各地域においてパトロールなどの環境浄化活動を行っているほか、スポーツ大会などの育成事業や非行防止活動などを実施している。

■ 青年期(本文掲載 46・47・60・112 ページ)

ライフステージにおいて、おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満の時期を指す。「若者」は青年期を含む。

■ 相対的貧困率(本文掲載 19 ページ)

等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)に満たない世帯員の割合のこと。

た 行

■ 待機児童(本文掲載 6・17・56 ページ)

認可保育所等の入所要件を満たし、入所の申込みをしているにもかかわらず、認可保育所等に入所できない児童のこと。

■ 多機関協働事業(本文掲載 81 ページ)

複合的な課題を抱え課題の解きほぐしが求められる事例等に対して、支援を行う事業。支援関係機関の抱える課題をアセスメントし、各々の役割分担や支援の方向性等を整理し、ケース全体の調整機能を果たす。「支援者を支援する」役割を担う事業。

■ 地域型保育給付(本文掲載 84 ページ)

子ども・子育て関連 3 法に基づく制度の一つで、小規模な保育施設に対する財政措置。小規模な保育施設を拡充し、都市部での待機児童を解消することを目的とする。

■ 地域子育て支援センター(本文掲載 51～53・101 ページ)

市立保育所(基幹保育所)において、利用者支援事業や子育てひろば事業(地域子育て支援拠点事業)を行う施設。

■ 地域子ども・子育て支援事業(本文掲載51・53・55・59・61・71・84・87・96・98ページ)

市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業。地域の実情に応じた子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ、一時預かり事業など)を行う。

■ DV(本文掲載37・41・70ページ)

「ドメスティック・バイオレンス」(英語の「domestic violence」)を略して表記したもの。「ドメスティック・バイオレンス」の用語については明確な定義はないが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

■ 適応指導教室(本文掲載62ページ)

不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・適応指導を行うことにより、その学校復帰を支援し、もって不登校児童生徒の社会的自立に資することを基本にするもの。府中市では「けやき教室」として、市内在住の小学1年生～中学3年生の児童・生徒を対象としている。

■ 特定教育・保育施設(本文掲載56・57・77・89～95ページ)

幼稚園、保育所、認定こども園のうち、子どものための教育・保育給付の対象施設として市町村の「確認」を受けた施設。

■ 特定地域型保育事業(本文掲載56・89～95ページ)

家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業のうち、子どものための教育・保育給付の対象事業としての市町村の「確認」を受けた事業のこと。

な 行

■ 認可外保育施設(本文掲載16・56・76・77・84・85・89～95ページ)

児童福祉法に基づく都道府県知事などの認可を受けていない保育施設のことで、「認証保育所」などの地方単独保育事業の施設も含む。

■ 認可保育所(本文掲載16・17・30・56・58・59・89～95ページ)

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たし、都道府県が認可した保育施設。保護者の就労や病気などの理由により、保育を必要とする小学校就学前の子どもの保育を行う。

■ 認定こども園(本文掲載56・57・84・85ページ)

幼稚園と保育所を一体化した施設として検討されてきた総合施設の名称として「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」により規定されている施設。認定こども園は、保護者の就労の状況にかかわらず教育・保育を一体的に提供すること及び地域での子育て支援を実施することが2つの主たる事業である。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4種類があり、学校及び児童福祉施設として法的位置付けを有する単一の施設となる。種類に応じて都道府県、指定都市又は中核市が認可(認定)の権限を持つ。

■ ネットいじめ(本文掲載62ページ)

デジタル技術を利用したいじめのことで、SNS、アプリ、携帯電話上でのやり取りなどで起きる、他の人を怖がらせたり、怒らせたり、恥をかかせたりすることを目的として繰り返される行動のこと。

■ 年齢階級別未婚率(本文掲載15ページ)

「各年齢階級別未婚者÷各年齢階級別人口」で算出される、各年齢段階において未婚である人の割合を示す指標。

は 行

■ はじめの100カ月の育ちビジョン(本文掲載4ページ)

令和5年12月22日に閣議決定。こどもが小学校に入るまでの重要な時期に、一人一人が健やかに育つことができるよう、大切にしてほしい考え方をまとめたものとなっている。「はじめの100か月」は、母親がこどもを妊娠してから、小学校1年生の途中くらいまでのおおよその期間を指している。

■ パブリック・コメント手続き(本文掲載9ページ)

行政が基本的な施策等を策定するに当たり、広く公表し、市民等の意見を求める手続のことをいう。

■ 引きこもり(本文掲載27・62ページ)

様々な要因の結果として、社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交遊)を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を指す現象概念。(厚生労働省「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」より)

■ 被虐待児童(本文掲載46ページ)

親又は親に代わる保護者により、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待及びネグレクト(保護者の怠慢ないし拒否)等の行為を受けた児童。

■ 府中市青少年健全育成基本方針(本文掲載64ページ)

府中市青少年問題協議会における審議により、青少年健全育成の諸施策を実現するための目標を定めた単年度の指針であり、令和元年度は、「心のかような家庭づくりの推進」、「地域活動への参画と地域社会との交流の促進」、「豊かな創造性と情操の育成」、「青少年が抱える悩みや困難な課題に対する支援」、「地域の社会環境浄化と安全確保の推進」の5つの重点目標からなっている。

■ プッシュ型の情報提供(本文掲載51ページ)

サービス・情報の提供者側が、支援等を受ける側が必要な情報を調べて把握することよりも先回りして届けるようにすること。

■ プレコンセプションケア(本文掲載44・46・54・55ページ)

「妊娠前の健康管理」という意味で、若い世代の女性やカップルが将来の妊娠や出産などのライフプランを考えて自分たちの生活や健康に向き合うことを意味する。

■ 保育コンシェルジュ(本文掲載51ページ)

就学前の子どもの保護者からの相談に応じ、保育所や幼稚園など様々な保育サービスの情報提供、相談・助言を行う専門の相談員のこと。

■ 放課後児童対策パッケージ(本文掲載60ページ)

「新・放課後子ども総合プラン」が令和5年度末に終了となることを受け、理念や目標等をふまえ、放課後児童クラブの待機児童の解消を目指し、令和5年度～令和6年度に集中的に取り組むべき対策として、予算・運用等の両面を盛り込んだ総合的な内容を取りまとめたもの。

■ 包摂性(本文掲載45ページ)

「包摂」とは、「インクルージョン」の訳語であり、いろいろな人が個性・特徴を認めあい、一緒に活動することを意味する。「包摂性がある」とは、誰もが差別や排除をされていない状況を指す。

■ 母子及び父子並びに寡婦福祉法(本文掲載8ページ)

全てのひとり親家庭で児童が心身ともに健全に育成されることが、母子家庭等の親・寡婦の健康で文化的な生活を保障することを目的とする法律。母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け、居宅における介護等、住宅・就労等に関する福祉上の措置等が定められている。なお、平成26年4月の改正により、父子福祉資金制度の創設等、父子家庭への支援が拡充され、「母子及び寡婦福祉法」から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に名称が変更され、平成26年10月施行された。

■ 母子健康手帳(本文掲載54・55ページ)

母子保健法に基づき、妊娠の届出をした者に区市町村が交付する手帳のこと。

■ 母子保健(本文掲載54・55・56・57・58・59・60・61ページ)

妊産婦と乳幼児を対象とした健康診査と保健指導、母子手帳の交付などを通じて、妊産婦のケアや乳幼児の健康を守るための支援を行う制度。

ま 行

■ マタニティブルー / マタニティブルーズ(本文掲載27・54ページ)

出産直後から数日後までの一時期、気分が変わりやすくイライラしたり、突然不安になったり、涙もろくなったりといった心身の不調を感じること。

や 行

■ ヤングケアラー(本文掲載22・44・46・71・74・75・96ページ)

「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。子ども・若者育成支援推進法において、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象として位置づけられた。

■ 要保護児童(本文掲載54・55・70・71・84・96・100ページ)

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童。

■ 要保護児童対策地域協議会 (本文掲載 84・96・100 ページ)

平成 16 年の児童福祉法改正により法定化された、区市町村における児童家庭相談体制強化を図るための協議会。虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童の早期発見や援助、保護を図るため、地域の関係機関や民間団体等が情報や考え方を共有し、適切な連携の下で援助していくためのネットワークで、平成 20 年の改正児童福祉法により、協議会の支援の対象として特定妊婦(妊娠期から特に支援を要する妊婦)や要支援児童及びその保護者も含まれることとなった。(＊)

(＊) 参考文献「社会福祉用語辞典 第 9 版」ミネルヴァ書房

ら 行

■ レスパイト・ケア (本文掲載 58 ページ)

「レスパイト」は、一時的な休息を意味する。育児や介護等を行っている者が一時的な休息等が得られるように支援・援助を行うこと。